

志摩市地域防災計画

平成23年3月

志摩市防災会議

〔目 次〕

風水害等対策編	1
第 1 章 総則	3
第 1 節 計画の方針	3
第 2 節 防災関係機関の責務と業務の大綱.....	4
第 3 節 志摩市の概要	13
第 4 節 防災ビジョン	16
第 2 章 災害予防計画	18
第 1 節 防災思想・防災知識の普及計画.....	18
第 2 節 防災訓練実施計画	21
第 3 節 自主防災組織の育成・強化計画.....	23
第 4 節 ボランティア活動支援計画.....	25
第 5 節 事業所の防災活動の促進計画.....	26
第 6 節 備蓄資材・機材等の点検整備計画.....	28
第 7 節 市災対本部整備計画	30
第 8 節 受援体制整備計画	32
第 9 節 情報収集・連絡計画	33
第 10 節 気象業務整備計画	34
第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画.....	35
第 12 節 避難対策計画	39
第 13 節 医療・救護計画	43
第 14 節 緊急輸送計画	45
第 15 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画.....	46
第 16 節 宅地等災害予防計画.....	50
第 17 節 防災営農計画	51
第 18 節 砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策計画.....	52
第 19 節 森林保全計画	55
第 20 節 治水計画	57
第 21 節 海岸施設対策計画	58
第 22 節 文教対策計画	59
第 23 節 火災予防計画	60
第 24 節 林野火災予防計画	64
第 25 節 海上災害予防計画	66
第 26 節 危険物施設等災害予防計画.....	67
第 27 節 汚染対策計画	70
第 28 節 低湿地対策計画	71
第 29 節 都市型水害予防計画.....	72

第3章 災害応急対策計画	74
第1節 活動体制	74
第2節 災害対策要員の確保	79
第3節 自衛隊災害派遣要請	82
第4節 ボランティアの受入体制	88
第5節 気象予報及び警報等の発表及び伝達活動	90
第6節 被害情報収集・連絡活動	95
第7節 通信運用計画	100
第8節 避難対策活動	103
第9節 消防救急活動	112
第10節 救助活動	116
第11節 医療・救護活動	118
第12節 水防活動	122
第13節 都市型水害応急対策	126
第14節 災害警備活動	127
第15節 交通応急対策	128
第16節 障害物除去活動	131
第17節 流木の防止	133
第18節 緊急輸送活動	134
第19節 県防災ヘリコプター活用計画	137
第20節 海上災害応急対策	139
第21節 危険物等災害応急対策	144
第22節 公共施設・ライフライン施設応急対策	147
第23節 航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策	150
第24節 農林施設等災害応急対策	151
第25節 住民への広報広聴活動	153
第26節 給水活動	158
第27節 食料供給活動	161
第28節 生活必需品等供給活動	165
第29節 防疫・保健衛生活動	168
第30節 清掃活動	172
第31節 遺体の捜索・処理・埋火葬	175
第32節 文教対策	179
第33節 住宅応急対策	182
第34節 災害救助法の適用	186
第35節 災害義援金・義援物資の受入れ	188
第4章 災害復旧計画	189
第1節 公共施設災害復旧事業計画	189
第2節 財政金融計画	191
第3節 中小企業振興対策	194

第4節	農林漁業経営安定対策.....	195
第5節	被災者の生活確保	196
第6節	被災者生活再建支援制度.....	200
震災対策編		203
第1章 総則		205
第1節	計画の方針	205
第2節	防災関係機関の責務と業務の大綱.....	207
第3節	志摩市の特質と既往の地震災害.....	215
第4節	被害想定等	217
第5節	震災に関する調査研究の推進.....	223
第6節	今後検討すべき重要課題.....	224
第7節	防災ビジョン	226
第2章 災害予防計画		230
第1節	防災長期計画の策定	230
第2節	防災思想・防災知識の普及計画.....	231
第3節	防災訓練実施計画	234
第4節	自主防災組織の育成・強化計画.....	235
第5節	ボランティア活動支援計画.....	237
第6節	事業所の防災活動の促進計画.....	237
第7節	地域内資源動員計画	238
第8節	市災対本部整備計画	239
第9節	受援体制整備計画	239
第10節	情報収集・連絡計画.....	239
第11節	通信及び放送施設災害予防計画.....	239
第12節	津波災害予防計画	240
第13節	避難対策計画	242
第14節	火災予防計画	246
第15節	医療・救護計画	248
第16節	緊急輸送計画	250
第17節	危険物施設等災害予防計画.....	250
第18節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画.....	251
第19節	建築物等災害予防計画.....	255
第20節	地盤災害防止計画	258
第21節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	260
第3章 地震防災応急対策		261
第1節	総則	261
第2節	地震災害警戒本部の設置等.....	266
第3節	情報伝達計画	268
第4節	住民等への広報計画	270
第5節	避難対策計画	271

第6節	緊急輸送計画	274
第7節	自衛隊との連携計画	276
第8節	消防活動に関する計画	277
第9節	社会秩序維持計画	278
第10節	ライフライン施設応急対策計画	280
第11節	交通対策計画	282
第12節	食料・生活必需品確保計画	285
第13節	医療・救護計画	286
第14節	公共施設等対策計画	287
第15節	住民等のとるべき措置	289
第16節	大規模な地震に係る防災訓練計画	291
第17節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	292
第4章	災害応急対策計画	294
第1節	活動体制	294
第2節	災害対策要員の確保	300
第3節	自衛隊災害派遣要請	300
第4節	ボランティアの受入体制	300
第5節	地震・津波情報等の伝達活動	301
第6節	被害情報収集・連絡活動	307
第7節	通信運用計画	311
第8節	避難対策活動	312
第9節	消防救急活動	320
第10節	救助活動	323
第11節	医療・救護活動	324
第12節	水防活動	325
第13節	災害警備活動	326
第14節	交通応急対策	326
第15節	障害物除去活動	326
第16節	海上災害応急対策	327
第17節	緊急輸送活動	331
第18節	県防災ヘリコプター活用計画	331
第19節	危険物等災害応急対策	331
第20節	公共施設・ライフライン施設応急対策	332
第21節	住民への広報広聴活動	334
第22節	給水活動	339
第23節	食料供給活動	341
第24節	生活必需品等供給活動	346
第25節	防疫・保健衛生活動	349
第26節	清掃活動	349
第27節	遺体の捜索・処理・埋火葬	349

第 2 8 節	文教対策	350
第 2 9 節	住宅応急対策	354
第 3 0 節	災害救助法の適用	357
第 3 1 節	災害義援金・義援物資の受入れ.....	357
第 3 2 節	農林施設等災害応急対策.....	357
第 5 章	災害復旧計画	358
第 1 節	民生安定のための緊急措置.....	358
第 2 節	激甚災害の指定	363
第 3 節	被災者生活再建支援制度.....	365

風水害等対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条により、志摩市防災会議が作成する計画であり、市の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。また、市は、災害による人的被害等を軽減するための減災目標を設定するとともに、その実現のために市民運動を展開する。

第 2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関が具体的な活動計画を別に定め、万全を期する。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図る。

第 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条により、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正のある場合はもとより、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを志摩市防災会議で修正する。したがって、各対策担当課及び各防災関係機関は関係のある事項について検討し、志摩市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

資 料 編	・ 志摩市防災会議条例 ・ 志摩市防災会議委員一覧
-------	------------------------------

第 4 用語

この計画の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 市……………志摩市をいう。
- 2 県……………三重県をいう。
- 3 市災対本部……志摩市災害対策本部をいう。
- 4 県災対本部……三重県災害対策本部をいう。
- 5 地方部……………三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 6 県水防本部……三重県水防本部をいう。
- 7 県水防支部……三重県水防本部の支部をいう。
- 8 防災関係機関…県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 市防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 志摩市消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策

- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 管内の公共的団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

(1) 県

- ア 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 防災施設の整備
- エ 県防災行政無線の整備と運用
- オ 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- カ 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- ケ 被災者の救助に関する措置
- コ ボランティアの受入れに関する措置
- サ 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- シ 被災県営施設の応急対策
- ス 災害時の文教対策
- セ 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- ソ 災害時の交通及び輸送の確保
- タ 自衛隊の災害派遣要請
- チ 災害復旧の実施
- ツ 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- テ その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

(2) 伊勢県民センター

- ア 市域で、市、県及び関係機関が行う災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の連絡・調整
- イ 伊勢地方災害対策部に関する事務

3 消防（志摩広域消防組合）

- (1) 建築物等の確認の同意
- (2) 消防用設備等の設置の指導検査
- (3) 水火災、その他災害の警戒及び防御
- (4) 消火、救急及び救助活動並びにその他災害現場活動
- (5) 消防水利の保全に関する措置
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防通信の運用
- (8) 消防車両及び機械器具の管理取扱い
- (9) 危険物製造所等の保全確保に必要な指導、助言及び立入検査等の実施

4 警察（鳥羽警察署）

- (1) 情報の収集、伝達及び通報
- (2) 被害の実態把握
- (3) 負傷者等の救出救助
- (4) 危険地域及び被災地域住民等の安全な場所への避難誘導
- (5) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (6) 混乱及び被害の拡大防止
- (7) 行方不明者の捜索及び検視
- (8) 地域安全活動及び広報活動
- (9) 各種犯罪の予防、鎮圧及び検挙
- (10) 被災地、避難所、避難場所、救援物資集配所等の警戒
- (11) 防災関係機関との連絡共助
- (12) その他災害警備に必要な警察活動

5 指定地方行政機関

(1) 東海財務局（津財務事務所）

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置
- オ 金融上の措置

(2) 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(3) 東海農政局（三重農政事務所）

- ア 米穀販売業者に対する知事又は知事の指定する者への精米の売却に関する要請（知事の供給要請による）
- イ 知事又は知事の指定する者への政府米売却又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する要請
- ウ 国が災害対策用として備蓄している乾パンの被災地に対する緊急輸送措置
- エ その他、県外の米麦加工食品製造業者（パン、麺類、米飯、即席食品等）が保有又は製造する食料品の供給に関する情報提供

(4) 近畿中国森林管理局（三重森林管理署）

- ア 防災を考慮した森林施業
- イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
- ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧用材の供給
- カ 林野火災予防対策

(5) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
 - ウ 被災地域で必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
 - エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
- (6) 中部運輸局（三重陸運支局）
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災地方公共団体等が行う、被災状況等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）を派遣する。
- (7) 第四管区海上保安本部
- ア 情報の収集、伝達及び災害調査
 - イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置
 - エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
 - オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命じる等必要な処置
 - カ 海上災害の発生するおそれのある海域にあるものに対する火器の使用の制限又は禁止措置
 - キ 排出油等に対し、措置義務者に除去を命じる等必要な措置
 - ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
- (8) 津地方气象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報及び警報
 - ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

エ ア、イ、ウの事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

(9) 東海総合通信局

ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及びの場合の無線通信の監理

ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査

エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

オ 非常通信協議会の運営に関すること

カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

(10) 三重労働局（伊勢労働基準監督署）

ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ 事業場における労働災害発生状況の把握

ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

(11) 中部地方整備局（三重河川国道事務所）

ア 災害予防

（ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進

（イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

（ウ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

（エ）災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施

（オ）災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施

イ 初動対応

大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

ウ 応急・復旧

（ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施

（イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

（ウ）所管施設の緊急点検の実施

（エ）港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施

（オ）海上の排出油等災害に対する防除等の措置

（カ）要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

6 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（三重支店）

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行

ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（三重支店）
 - 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行
 - ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - ウ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (3) KDD I 株式会社（中部支社三重支部）・a u（三重支店）
 - ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (4) 日本赤十字社（三重県支部）
 - ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
 - ウ 救援物資の配分
 - エ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（津放送局）
 - ア 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知
 - イ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (6) 中部電力株式会社（三重支店）
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (7) 郵便事業株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達確保
 - (イ) 支店の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店は、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡の無償交付を実施
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施
 - (ウ) 被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施

(エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分

(8) 郵便局株式会社

災害の発生またはそのおそれがある場合は、可能な限りの窓口業務を確保

7 指定地方公共機関

(1) 社団法人三重県医師会

ア 社団法人三重県医師会救護班の編成及び連絡調整

イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）

ア 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知

イ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備及び配車

(5) 鉄道事業会社（近畿日本鉄道株式会社志摩磯部駅・鵜方駅・賢島駅）

ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送

イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(6) ガス事業者（社団法人三重県エルピーガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

8 自衛隊（陸上自衛隊第33普通科連隊第3科）

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 志摩広域行政組合、鳥羽志勢広域連合

それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

(2) 社団法人志摩医師会

ア 医療及び助産活動

イ 防疫及び遺体の検案の協力

ウ 社団法人三重県医師会及び各医療機関との連絡調整

(3) 社団法人三重県歯科医師会志摩支部

ア 歯科医療活動

イ 遺体の検案の協力

ウ 保健衛生活動の協力

- (4) 社団法人三重県建設業協会志摩支部
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (5) 鳥羽志摩農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 農作物の災害応急対策の指導
 - ウ 被災農家に対する融資及びあっせん
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - オ 災害時における食料及び物資の供給
- (6) 漁業協同組合（三重外湾漁業協同組合、鳥羽磯部漁業協同組合）
 - ア 組合員に無線通信により漁船操法の安全の確保
 - イ 漁船の避難勧告及び避難所、避難場所の選定
 - ウ 組合員の災害復旧に要する資金の貸付
 - エ 海難時に人命、積荷及び船舶の救助の協力
 - オ 災害時の漁業の被害状況調査
- (7) 真珠養殖漁業協同組合
 - ア 非常時発生における真珠いかだ及び母貝、作業員等の保護対策に関する情報提供
 - イ 組合員の災害復旧に要する資金貸付
 - ウ 災害時の真珠養殖の被害状況調査
- (8) 志摩市商工会、他商工関係団体・大型小売店
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力
 - エ 被災者に対する炊出し及び支援
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (9) 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 要介助者への救助及び生活支援活動の協力
 - ウ 生活福祉資金貸付の申込み受付
 - エ 災害時における通所者の保護
 - オ 災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供
- (10) 福祉関係団体等
 - ア 市が行う災害時要援護者救援活動への協力
 - イ 会員との連絡調整の協力
 - ウ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
- (11) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

- イ 災害時における入所者の保護
- ウ 災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供
- (12) 危険物・有毒物等保管施設の管理者
 - 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (13) 市内タクシー事業者
 - 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給
- (14) 市内宿泊事業者
 - 災害時における一時避難、入浴サービスの提供等
- (15) 市内金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資に関する協力
- (16) 自治会、自主防災組織、女性の会、PTA等地域団体
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力
 - エ 自主防災活動の実施

第3 住民、事業所のとるべき措置

1 住民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために地域で相互に協力すること。
- (2) 平常時から非常用食品、飲料水、生活必需品等（1週間分（最低でも3日分）程度）の備蓄に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

2 事業所

- (1) 事業活動にあたって、その企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために努力すること。
- (2) 災害発生後、従業員・来訪者の安全確保及び救援保護に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努めること。

資料編 ・ 防災関係機関連絡先一覧

第3節 志摩市の概要

第1 自然的条件

1 位置

志摩市は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市及び鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部及び東部は太平洋に面している。

市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス式の海岸が特徴的で、大小の島々も点在する自然豊かな地域である。

2 面積

市の総面積は、約179.6km²であり、その地区別の面積は、次のとおりである。

浜 島 地 区	大 王 地 区	志 摩 地 区	阿 児 地 区	磯 部 地 区
27.64km ²	12.90km ²	17.01km ²	43.88km ²	78.20km ²

3 気象

気候風土は、四季を通じて温暖で恵まれた条件となっており、気温は年平均15～17℃で積雪を見ることは稀である。また、年間降雨量及び降雨日数はほぼ全国平均並みになっている。

第2 社会的条件

1 人口

平成17年の国勢調査によると、58,225人であり、昭和45年以降増加傾向で推移したが、昭和60年の人口（64,252人）をピークとして緩やかな減少傾向に転じている。

世帯数は、平成17年の国勢調査によると、20,680世帯であり、昭和55年の約1.2倍となっており、人口とは逆に増加傾向にある。一方1世帯あたりの人口は、平成17年で約2.8人となっており、昭和40年の4.4人と比較して年々減少しており、核家族化の進行がうかがえる。

また、年齢別人口は、年少人口が7,590人（13.0%）、生産年齢人口が34,324人（59.0%）、老年人口が16,311人（28.0%）であり、県平均と比較した場合、年少人口の割合は若干低く、生産年齢人口の割合も低い、老年人口の割合は高くなっており、高齢化の進行している地域となっている。

	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人)	老年人口（65歳以上 人口）比率（%）
昭和55年	63,065	17,354	3.63	12.6
昭和60年	64,252	18,219	3.53	13.9
平成2年	62,887	18,684	3.37	16.0
平成7年	63,035	20,197	3.12	19.3
平成12年	61,628	20,950	2.94	23.4
平成17年	58,225	20,680	2.82	28.0

2 産業

本市の産業は、穏やかで美しい英虞湾や的矢湾及び太平洋に面した環境により、水産業と観光業及び平野部では農業が中心となっている。

従業地ベースの産業別就業者数をみると、第1次産業の従業者が12.1%、第3次産業の従業者が64.7%となっており、それぞれ県平均（第1次産業4.9%、第3次産業60.4%）を上回っている。

従業者数の推移をみると、第1次産業は昭和60年以降、急激な減少傾向にあり、第2次産業については、昭和60年から平成2年をピークとしてその後は減少傾向に転じている。第3次産業は、平成7年で大幅に増加し、平成12年では減少したが、平成17年は増加に転じている。

産業の各指標を県内での水準でみると、水産業の占める割合が非常に高くなっているが、水産業、農業に関してはすべての指標が減少傾向を示している。工業に関しては増減を繰り返しているものの、平成7年から平成12年にかけて、製造品出荷額等は増加しており、また、商業に関しては商店数、従業者数は増加しているものの、年間販売額は減少している。

伊勢志摩地域は三重県内最大の観光地であり、浜島町の合歓の郷や浜島海浜公園、大王町の大王埼灯台やともやま公園、志摩町の御座白浜海水浴場や志摩オートキャンプ場、阿児町の安乗埼灯台や横山展望台、磯部町の志摩スペイン村や伊雑宮など、海・山の自然資源や歴史的な資源を生かした数多くの観光資源がある。

従業地別産業別就業者人口の推移

項 目		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	就業者数（人）	8,535	8,266	8,470	6,900	5,685	4,206	3,426
	構成比（%）	30.8	27.5	26.7	22.2	17.6	14.5	12.1
第2次産業	就業者数（人）	6,924	7,804	8,483	8,426	7,630	6,912	6,447
	構成比（%）	25.0	26.0	26.7	27.1	23.6	23.9	22.8
第3次産業	就業者数（人）	12,225	13,975	14,774	15,741	19,017	17,834	18,273
	構成比（%）	44.2	46.5	46.6	50.7	58.8	61.6	64.7

資料：国勢調査

市の産業の各指標と県内での水準

（ ）内は県内に占める割合

人 口	平成7年		平成12年		平成17年		資 料
	63,035	(3.4%)	61,628	(3.3%)	61,628	(3.1%)	国勢調査

水産業		平成 5 年		平成13年		平成20年		資 料
海面漁業経営体数（戸）		2,474	(29.5%)	2,087	(28.8%)	1,427	(27.7%)	漁業センサス
		平成 7 年		平成13年		平成20年		
海面漁獲量（t）		15,314	(8.6%)	11,548	(7.4%)	15,935	(9.2%)	

農業		平成7年		平成12年		平成17年		資 料
販売農家数（戸）		1,119	(2.0%)	847	(1.7%)	598	(1.5%)	農業センサス
	農業算出額（千万円）	3,753	(2.4%)	2,617	(2.1%)	226	(1.9%)	

工業	平成 7 年		平成12年		平成17年		資 料
事業所数（箇所）	160	(2.3%)	141	(2.3%)	112	(2.2%)	工業統計調査
従業員数（人）	3,136	(1.5%)	2,985	(1.5%)	2,243	(1.3%)	
製造品出荷額等（百万円）	67,177	(0.9%)	87,697	(1.1%)	28,588	(0.3%)	

商業	平成 6 年		平成11年		平成16年		資 料
商店数（店）	1,151	(4.0%)	1,175	(4.3%)	972	(4.2%)	商業統計調査
従業員数（人）	4,572	(3.0%)	4,801	(3.0%)	4,311	(2.9%)	
年間販売額（百万円）	98,683	(2.2%)	86,729	(2.0%)	86,729	(2.0%)	

観光	平成 7 年		平成12年		平成17年		資 料
年間観光入込客数(千人)	7,332	(16.1%)	4,995	(11.7%)	4,144	(9.3%)	観光レクリ エーション入 込客推計

3 交通

道路網は、国道167号が鳥羽市方面と志摩地域を結ぶ主要な道路となっており、県道鳥羽阿児線（パールロード）が海岸近くを鳥羽市から磯部町、阿児町まで通っている。阿児町鶴方からは、国道260号が志摩半島の先端まで通っており、阿児町、大王町と志摩町を連絡し、主要地方道浜島阿児線が浜島町と阿児町を結んでいる。国道260号は志摩町、浜島町間は海で途切れており、浜島町からは熊野灘沿いに紀北町まで続いている。さらに、志摩地域と伊勢市を結ぶ道路として、磯部町から主要地方道伊勢磯部線（伊勢道路）が通っている。

第4節 防災ビジョン

今後、市域における防災力の向上を図るため、社会基盤、都市基盤、治水施設の整備等によるハード対策ばかりでなく、自主防災組織をはじめとする地域、市民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、「減災」の考え方を重視し、総合的に防災対策を進めていく。

また、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助(共助)」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造する。

第1 広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立

志摩市は、広大な市域を有し、かつ、海や山地を有するという自然特性などから、風水害等の被害が市の全域に及ぶ場合のほか、特定の地域に発生することも想定される。

そこで、これまでに培ってきた各地域の防災体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう防災体制の構築が重要であり、災害発生地域へのバックアップ体制を構築していく。

また、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、県、他市町間の相互応援協力体制の整備などを推進する。

第2 総合的な風水害対策の推進

風水害に備え、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、安全を確保する必要がある。

ハード対策については、国・県と連携し、水防工事など安全対策に係る社会基盤の整備などを図る。ソフト対策については、災害危険箇所の点検調査、防災ハザードマップの活用、災害危険箇所における警戒情報などの連絡体制の整備を推進する。

第3 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を図ることができる、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」をはじめ、被害最小化に向けた市防災行政無線の活用を図る。

また、防災ハザードマップの活用による危険区域の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

第4 災害時要援護者対策の推進

この計画の策定にあわせ、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など（以下「災害時要援護者」という。）の避難支援を円滑に行うための要援護者の特定、要援護者情報の把握、避難支援者などを検討する。

第5 自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人達が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが大切である。災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための

体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図る。

また、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部、教育対策部
-----	---------------------

第1 計画目標

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、大規模な災害が発生した場合も災害対策活動を円滑に実施し得ることを目標として、以下の2点を重点として、防災思想・防災知識の普及を行う。また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開する。

- 1 住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 2 災害に強いまちを支える人材（住民、職員）をつくる。

第2 住民に対する普及計画

住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

また、地域を防災的見地から評価したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、地域独自の防災知識の普及に努める。

1 市広報紙や市ホームページ等の活用

市内各所に配布する市広報紙や市ホームページ等を通じて、防災知識の普及を図る。また、防災啓発行事日や災害要注意時期を選んで、市防災行政無線、広報車による街頭巡回など様々な機会を積極的に活用し、「自らの身の安全は自らが守る」ことの重要性を訴える。

2 ラジオ・テレビによる防災知識の普及

ラジオ・テレビ等放送機関が独自に企画取材する防災番組について、積極的に情報の提供を行う。

3 住民向け防災啓発行事の開催

関係機関と連携し、次の記念日等を機会に、防災関係施設等見学会、講習会、地震体験車体験会、映画会等の防災啓発行事を開催し、過去の教訓の学習や防災上必要な知識の習得の機会の拡大に努める。

(1) 防災とボランティアの日（1月17日）

阪神・淡路大震災（1995年）にちなむ。

(2) 土砂災害防止月間（6月）

昭和五十七年七月豪雨（1982年）にちなむ。

(3) 防災の日（9月1日）

関東大震災（1923年）にちなむ。

(4) 伊勢湾台風襲来の日（9月26日）

戦後最大の台風災害となった「台風15号」（1959年）にちなむ。

第3 災害時要援護者に対する普及計画

災害時要援護者については、主に次の事項について普及に努める。

- 1 家具等の転倒防止、たんすの引き出しは飛び出さないよう工夫する。
- 2 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日ごろから地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法は、あらかじめ決めておくようにする。
- 3 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第4 児童生徒等に対する普及計画

災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

第5 職員に対する防災教育

1 志摩市地域防災計画の周知徹底

志摩市地域防災計画が的確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

新任研修、職員研修、幹部研修等の中に防災研修を総合的に組み合わせて、職員（教職員、保育士を含む。）の生涯研修プランを作成するとともにその効果的実施に努め、全職員の防災行動力の向上を図る。

3 マニュアルの作成

本計画の概要を示すとともに、災害時における職員としての行動基準、各対策項目の初期活動要領、防災関係機関リスト、市防災行政無線取扱要領等を内容とする職員防災マニュアルを作成し、その習熟の徹底を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画

市は、危険物施設、ホテル、旅館等防災上重要な施設の管理者に対し、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう働きかける。

第7 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水を始めとする生活用水、食料、生活必需品等を1週間分（最低でも3日間分）程度、個人で備蓄しておくよう、住民に広報していく。

また、市の備蓄計画についても周知を図る。さらに、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努める。

第8 企業防災の推進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢

献・地域との共生)を十分に認識し、各企業で、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検・見直しを行うほか、防災訓練の実施などの防災活動の推進に努める。

また、市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みを働きかける。

さらに市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第9 広報の方法

防災知識の普及は、各記念日を始め、定期的実施し、次のような方法で行う。

1 広報媒体の活用

市広報紙、住民用防災マップ、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

2 講習会等の開催

志摩広域消防組合は、防火及び災害時の救助活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

3 報道機関への協力依頼

ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

4 相談への対応

住民からの地震対策に関する総括的な事項、建築に関する事項等の相談については、相談窓口を設置する等し、積極的に応じる。

第2節 防災訓練実施計画

担当部	総務対策部、関係部
-----	-----------

第1 計画目標

大規模な災害が発生した場合は、県を始め防災関係機関、住民等と連携して災害対策活動を円滑に実施できるよう、平常時から防災訓練を実施する。また、訓練実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 基礎訓練

市は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、市災対本部運営訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養う。

なお、訓練を実施する際には、災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3 総合防災訓練

第2に掲げる基礎訓練を組合せ、県、消防機関、自衛隊、海上保安庁及びその他の防災関係機関や、災害時要援護者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

1 県が行う総合防災訓練への参加

県は、毎年防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）を中心に、国、市町その他の防災関係機関及び地域住民の参加協力により大規模地震を想定した職員の非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制、公共施設の応急復旧等警戒宣言発令から地震発生さらに災害発生後の応急復旧に至るまでの総合防災訓練を実施しているが、市は、県・防災関係機関及び他市町との連携に関する習熟を図るため、これに対し独自の実践的な課題を設定するなど積極的に参加する。

2 市としての総合防災訓練の実施

水害、土砂災害、地震など災害タイプごとの総合防災訓練を定期的の実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、各人・各組織の防災行動力の到達点の現状やその他課題を明らかにするため、実践的な課題を設定し行う。

(1) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア 各種予警報の伝達及び通信訓練

イ 災害防御訓練

（ア）大火災の消火訓練（消防訓練）

（イ）水害時の土のう積載訓練（水防訓練）

ウ 水門・樋門等の閉鎖訓練

エ 避難訓練

オ 救急・救助訓練

カ 災害応急復旧訓練

（ア）鉄道、道路の交通確保訓練

（イ）復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

（ウ）堤防の応急修復訓練

（エ）電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練

（オ）防疫及び清掃等の訓練

（カ）災害広報の訓練

（キ）その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

（2）図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するためのもので主として災害応急対策について地図上で演習を行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ 災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策

ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等

エ 市災対本部の活動訓練等

第4 個別訓練

1 地域における防災訓練の実施

複数の自主防災組織を単位とする防災訓練や地区等を単位とする防災訓練を年次計画により行う。

なお、実施にあたっては、当該地域又は地区内事業所の積極的参加を要請する。

2 災害対策基幹要員の研修、訓練の実施

本計画の円滑な実施と、実際に即した見直しを図るため、災害対策基幹要員の研修や防災に係る図上訓練、実地訓練を実施する。

3 各課・各機関の定期的訓練の実施

各対策項目に習熟し、その役割・分掌に関する実施手順の点検、整備を行うため、各課・各防災関係機関は、計画的に個別防災訓練を実施する。

第5 その他の訓練

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

第6 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置を講じる。

第7 住民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について協力、支援し、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

市は、災害対策基本法第5条第2項により地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進し、自主防災組織の活動に協力するとともに、防災資材の整備等積極的な援助に努める。

第2 自主防災組織の活動内容

1 自主防災組織の結成促進・強化

本市では、資料編に掲げるとおり自主防災組織が結成されている。大規模災害が発生した場合には、住民自らが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進するとともに、女性の参加を促しながら、引き続きこれら組織の結成促進、構成員の資質向上、装備の強化を進める。

また、市は、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、管内自主防災組織の名簿等の整備など相互に連絡が取り合える体制を構築するよう努める。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

- (ア) 防災研修会、講演会、映画会の開催
- (イ) 機関紙、パンフレットの発行
- (ウ) 避難所、避難場所、避難経路の指定や周知
- (エ) 高齢者、病気にかかっている人、障がい者家庭訪問によるお知らせ
- (オ) 定例的に打ち合わせ会議の開催

イ 防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加の消火訓練等の実施
- (イ) 住民参加の応急手当講習会の実施

ウ 火気使用器具等の点検

「点検の日」を設定し、この日に各家庭や市内で一斉に次のような点検を行う。

- (ア) 火気使用器具（ガス・石油コンロ、ストーブ）、風呂釜などの故障やいたみ
- (イ) 危険物品（プロパンガスボンベ、石油、食用油、スプレー缶など）の保管状況
- (ウ) 木造建物などの点検（建物、ブロック塀などの安全確認）

エ 防災資機材の点検

防災活動に必要な資機材は、日ごろから自分達の自主防災組織の力量に応じて用意し、いつでも使用できるよう点検・整備しておく。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報連絡活動

- (ア) 住民に対する地域内の被災情報の説明

- (イ) 各班の連絡調整
- (ウ) テレビやラジオ、防災関係機関からの災害情報などの住民への伝達
- (エ) 地区民の安否の確認
- (オ) 消防や市との連絡・状況報告
- (カ) 各種記録の作成、掲示

イ 避難誘導活動

- (ア) 避難所、避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定
- (イ) 災害時要援護者の確認、優先避難
- (ウ) 被害の拡大による避難勧告等が出された場合の避難誘導
- (エ) 避難誘導後の人員把握

ウ 消火活動

- (ア) 火災が発生した場合の消火作業及びプロパンガスボンベ等の除去
- (イ) 地区内の飛び火警戒、巡視、プロパンガスボンベの元栓の閉鎖
- (ウ) 救出救護班が救出作業中の出火防止
- (エ) 火災がなかった場合の救出作業の協力

エ 救出救護活動

- (ア) 建物の倒壊や落下物により救出・救護を要する者が生じたときは班員を編成し、救助資機材等を持ち出し直ちに救出にあたる。
- (イ) 家屋、ブロック塀等の倒壊で避難が困難な場合の除去作業
- (ウ) 救護所の開設、応急手当の実施
- (エ) 負傷者が医師の手当を必要とする場合の病院への搬送
- (オ) 救出活動と同時に火災が発生したときには、消火活動を優先

資 料 編 ・ 自主防災組織一覧

3 事業所における自主防災体制の強化

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制の強化にあつては、大規模災害を考慮した防災組織の拡大・強化を図るとともに、防災計画の作成を促進し、さらに指導体制を充実する。また、地域の自主防災体制の強化という観点から、地域ぐるみで自主防災体制の強化の一翼を担う主体となるよう促進する。

4 地域における相互協力体制の確立

(1) 自主防災組織協議会の結成促進

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となった連携のもとに行われることが効果的であると認められるときは、共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

(2) 災害時要援護者通所・入所施設と地域内他組織との交流の促進

災害時要援護者通所・入所施設と、施設周辺地域における自主防災組織、事業所自衛消防組織との交流を促進し、地域における災害時要援護者の救援救護体制の強化を図る。

第4節 ボランティア活動支援計画

担当部	健康福祉対策部
-----	---------

第1 計画目標

災害時は各種救援を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力のシステムを構築する。

第2 活動環境の整備

災害時にボランティア活動を効果的に展開するためには、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時に、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備を促進する。発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受け入れ体制についても検討する。また、市域の大きさに応じた現地災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

第3 人材等の育成

災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時にボランティア登録等の促進、団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

1 企業ボランティア等の確保

市域における事業所等の協力を得て、企業ボランティアを確保するよう努める。特に実践的かつ専門的な技術を有するボランティアの登録を促進する。また、災害救援ボランティアの育成、研修制度の充実や、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして、理解・評価されるよう努める。

2 ボランティアコーディネーターの育成

ボランティアの受入れ・派遣に関する本部業務を円滑に行うための人材を確保するため、災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターとして要求される技術、心構え等に関する研修・訓練の場を設け、組織化を促進する。

第4 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を促進する。また、みえ災害ボランティア支援センター幹事会と情報共有し、役割分担、連絡体制の整備を図る。

第5節 事業所の防災活動の促進計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部
-----	---------------

第1 計画目標

各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図るとともに、事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。

第2 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害に市内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行う。

<支援の内容>

- ア 事業所向け研修会の開催
- イ 表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ウ 事業所防災力診断の実施
- エ 志摩市商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

第3 地域との連携の促進

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

<地域との連携の例>

- ア 地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築
 - ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- イ 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
 - ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
 - ・避難所、避難場所、資機材・物資置き場の提供
 - ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

第4 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実する。

第5 事業所が実施する対策

- 1 事業所内の安全確保
 - ・事業所の施設の補強等、安全性の確保を進める。
 - ・飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。
 - ・二次災害の防災対策を進める。
- 2 防災教育・訓練
 - ・従業員の防災教育を実施する。
 - ・防災訓練、研修会への参加の機会を確保する。
- 3 地域との連携

- ・地域住民、地域におけるさまざまな団体と協力し、災害の予防に努める。
- ・災害時に、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供に当たって積極的な役割を果たすよう努める。

4 自衛消防組織等の充実強化

- ・災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

5 事業の継続

- ・被災による生産能力の低下や資産の喪失を減少させるとともに、事業継続計画を策定しておく等、被災後の重要事業の継続対策を進め、経済的損失を最小限に止めるよう努める。

第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともに、これら資機材を定期的に点検する。

第2 資機材等の点検（市・住民・事業所）

1 市、住民及び事業所における適正備蓄の推進

(1) 市における適正備蓄の推進

被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行うとともに、定期的に点検整備を実施する。

ア 点検品目と管理責任者

点 検 品 目	管 理 責 任 者
水防資材・機材	志摩市消防団長、建設整備課長、各支所長、下水道課長
消防機材	志摩消防署長、志摩市消防団長
食料	地域防災室長、各支所長
生活必需品	地域防災室長、各支所長
救助用医療品	病院事業部長
給水用資機材	水道課長
保健衛生用薬剤・防疫用薬剤	健康推進課長・美化衛生課長
樋門・防潮扉	建設整備課長、水産課長、農林課長
自主防災組織保有防災資機材	各自主防災組織の長

イ 点検整備内容

(ア) 資材、機材等

- a 規格毎の数量の確認
- b 不良品の取替え
- c 薬剤等の効果測定
- d その他必要な事項

(イ) 機械類

- a 不良箇所の有無及び故障の点検整備
- b 不良部品の取替え
- c 機能試験の実施
- d その他必要な事項

(2) 市民及び事業所における適正備蓄の推進

自主防災組織、自衛消防隊及び各地区は、災害発生初期における被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行うとともに、市に準じて、定

期点検整備を行う。

ア 初期消火活動用資機材

イ 救助・救出活動用資機材

2 大規模災害を想定した緊急調達体制の整備・強化

大規模災害時に特に必要となる応急対策用資機材については、迅速かつ適切に調達できるよう、様々な事態を想定し、市内外を超えて広く供給協力先を求め、品目、調達先、連絡方法について、万全を期す。

資 料 編	・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧
	・ 水防備蓄資材一覧
	・ 応急給水用資機材

第3 備蓄資機材の整備

点検の結果、不足を生じた場合は、市長等は速やかに整備、充足しなければならない。

第 7 節 市災対本部整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

災害対策活動の中核となる市災対本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

第 2 防災体制の推進

1 安全性の高い防災拠点機能の整備

(1) 市災対本部体制

市本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

(2) 市災対本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、市災対本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、市災対本部の活動を維持するための備えとして、市災対本部職員用物資の備蓄を推進する。

(3) 災害対策活動用物資・機材の備蓄

市は、応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材の備蓄を推進する。

(4) 商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備

電気・水道が停止した場合にも市災対本部としての機能を果たすために最低限必要な能力を有する自家発電設備の整備、上水・燃料等の備蓄を推進する。

(5) 市災対本部代替設置予定施設における整備

大規模な災害により市災対本部設置施設である市役所本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、市災対本部代替設置予定施設を次のとおり定め、必要な整備を検討する。

施設名称	所在地	電話番号
市役所 浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
〃 大王支所	志摩市大王町波切3234番地 2	(0599) 72—0255
〃 志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
〃 磯部支所	志摩市磯部町迫間878番地 9	(0599) 55—0026

(6) 地区防災拠点の整備

各コミュニティにおける、迅速かつ適切な災害対策活動のための拠点を指定し、施設の耐震性の強化、情報通信機能の強化を重点目標とした整備を推進する。

(7) 報道用スペースの整備

報道関係者等に迅速な情報提供を行うため、必要に応じて報道用スペースを市災対本部に近

接する場所に設置し、定期的に記者発表を行うことが出来るよう、あらかじめ体制を整備する。

(8) ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備

ヘリコプターによる応急活動の実施を容易にするため、市役所、志摩広域消防組合、学校、病院等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング及び主要施設チェックリストの作成、専用又は臨時ヘリポートの整備を推進する。

資 料 編 ・ ヘリコプター臨時離着陸場一覧

2 迅速な初動体制確立のためのソフト環境整備

(1) 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、災害対策要員へのより迅速な職員参集体制の整備を推進する。

(2) 各課非常時初動マニュアルの作成

志摩市地域防災計画に基づく、各課の役割分担をより迅速かつ適切に果たすため、各課における各職員への連絡方法、関係機関・団体等の責任担当者への連絡方法、応急活動に必要な物資・設備の利用方法や不足時における調達方法、職員の配置計画、その他不測の事態における対処要領等からなる詳細マニュアルを作成する。

第 8 節 受援体制整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

大規模な災害により、市の災害対応能力のみでは対応が困難と判断した場合は、速やかに防災関係機関に応援を要請して災害に対処する。

- | |
|--|
| <p>資 料 編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 三重県市町村災害時応援協定書・ 三重県水道災害広域応援協定書・ 三重県災害等廃棄物処理応援協定書・ 消防防災業務相互応援協定書・ 三重県内消防相互応援協定 |
|--|

第 2 応援協力協定の拡充

災害時に必要となる人員、応急資機材、救援物資、対策拠点施設等に関する応援協力を迅速かつ適切に受け入れられるよう、関係団体、事業者等と、協定の見直し又は締結を進め、協力体制の拡充を図る。

第 3 受援体制の整備

県等から応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受入に必要な対策について検討、実施する。

第9節 情報収集・連絡計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

災害時に、関係機関相互の連絡が行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の整備に努めるとともに、被災者等への情報伝達体制を整備する。

第2 情報収集・連絡手段の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

市災対本部各部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

2 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

3 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

第4 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に、災害時要援護者、災害により孤立化している地域の被災者、滞留旅客等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

さらに、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、災害時要援護者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第 10 節 気象業務整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第 2 関係機関との連携の強化による気象情報収集

県及び気象庁等関係機関との連携を強化し、気象情報の迅速かつ適切な収集を図る。

第 3 雨量、水位情報の収集

県が管理する雨量観測所及び水位観測所の観測点結果を、県及び県水防本部から収集する。

資料編	・雨量観測所一覧 ・水位観測所一覧
-----	----------------------

第 1 1 節 通信及び放送施設災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。また、通信施設の安全性を確保するために必要な予防措置を講じる。

第 2 通信施設の現況

本市で利用可能な通信施設及び関係機関との連絡手段は、次のとおりである。

1 利用可能な通信施設

- (1) 市防災行政無線
- (2) 県防災行政無線
- (3) 防災相互通信用無線（浜島支所のみ）
- (4) 消防用無線
- (5) 水道業務用無線
- (6) 一般加入電話（災害時優先電話）
- (7) 携帯電話
- (8) 衛星携帯電話

2 関係機関との連絡方法

市 ——— 県	県防災行政無線、防災相互通信用無線（浜島支所のみ）、電話
市 ——— 志摩広域消防組合	県防災行政無線、電話
市 ——— 鳥羽警察署	県防災行政無線、電話
市 ——— 志摩市消防団	市防災行政無線、電話
市 ——— 自主防災組織 (住民)	市防災行政無線、電話

第 3 通信施設の整備

防災上重要な通信施設、設備等については、次により定期的に点検、整備を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。また、無線、通信技術の習熟を図るため、定期的に通信訓練を行う。

なお、通信施設の設置の際には、非常電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- 1 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- 3 津波危険地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。

第 4 市防災行政無線

災害時に迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、市防災行政無線の整備充実を図る。

本市では、資料編掲載のとおり、市防災行政無線を配備している。また、老朽施設の整備等施設の拡充に努める。

資料編 ・ 市防災行政無線局一覧

第５ 県防災行政無線

県と市及び防災関係機関との災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

第６ 消防用無線

消防用無線は、基地局を志摩広域消防組合に置き、陸上移動局として車載型及び携帯型を設備している。

第７ 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するため西日本電信電話株式会社が「三重外湾漁業協同組合志摩支所和具事業所御座出張所」に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて災害時の通信を確保する。

第８ 無線車の事前配置（関係機関）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告及び市災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努める。

第９ 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時にも一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、資料編に掲げるとおり災害時優先電話の登録を行っている。

なお、当該電話機には、次の措置を行うなど職員への周知徹底を図る。

- | |
|---|
| 周 知 事 項 |
| ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。 |
| ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。 |

資料編 ・ 災害時優先電話設置状況

第１０ 携帯電話の活用

１ メール機能の活用

市では、有線電話の途絶時に通信を確保するため、携帯電話の積極的な活用を図る。特に携帯電話によるメールは、災害時にも比較的到達率が高いといわれているため、市職員同士間でのメールアドレスの把握等、あらかじめ携帯メール活用体制の整備に努める。

２ 緊急時職員等参集システム

市は、緊急時職員等参集システムを活用して速やかな初動体制の確立を図るとともに、職員の安否確認を迅速に行う。また、そのために、平常時から定期的にシステム運用訓練を行う。

第 1 1 市における情報ソフト環境整備

1 非常時における情報連絡・処理マニュアルの作成等

情報が集まらない場合や少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講じることが可能となるよう、優先して収集すべき情報一覧、収集分担一覧、不測の事態を想定した情報拠点一覧等からなる情報連絡・処理マニュアルの作成を行う。また、あわせて情報処理のスペシャリストを養成するための各種研修、講習及び研究を進める。

2 無線従事者の確保

市職員に対し、無線従事者資格の取得を奨励し、増員・確保を図る。

3 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話の輻輳を防止し、重要通信の確保を図るため、住民及び事業所に対し、非常時における「注意事項」として、「市・消防・警察等防災関係機関への通報で、しかもきわめて緊急性の高い場合を除き、電話利用は控える」よう P R に努め、その徹底を図る。

第 1 2 通信設備の優先利用

1 優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

第 1 3 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図る。

第 1 4 西日本電信電話株式会社の災害予防計画

1 電気通信設備等の高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
- (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

2 電気通信システムの高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置すること。
- (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進すること。

3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管

場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

4 災害時措置計画

西日本電信電話株式会社は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

第15 移動通信事業者の災害予防計画

災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進する。

1 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ

(1) 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じる。

(2) 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、または可搬型発動発電機等を確保する。

2 その他の移動通信事業者

KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等についても、同様の措置を講じる。

第16 放送事業者の災害予防計画

日本放送協会は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期する。

また、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社等各放送事業者についても、同様の措置を講じる。

1 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置

2 消耗品及び機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備）

3 無線中継状態の把握

4 移動無線機の伝搬試験

5 交通路の調査

6 非常特出機器、書類の指定

7 仮演奏所及び仮設送信所用の場所の調査選定

8 電力会社及び警察等の利用し得る通信回線の調査

9 その他必要と認められる措置

第 1 2 節 避難対策計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	-----------------------------

第 1 計画目標

住民を安全に避難させるための、避難所、避難場所、避難路を整備する。また、これらの施設を住民に周知する。

第 2 避難所、避難場所、避難路等の指定

避難所、避難場所及び避難路をあらかじめ指定しておく。なお、指定にあたっては、鳥羽警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく。

また、指定後は県の避難誘導標識設置指針に基づく、避難所、避難場所や避難経路等を表示した案内図、案内標識等の設置を推進し、住民、観光客等に対する周知に万全を図る。

1 避難場所等の留意事項

- (1) 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- (3) 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- (4) 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- (5) 被災（浸水・延焼）の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所へ避難移動できること。
- (6) 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- (7) 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- (8) 仮設テントの設置に配慮すること。

2 避難所の留意事項

- (1) 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。

また、学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図っておくこと。

- (2) 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、太陽エネルギーを活用した発電設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。
- (3) 避難所等のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- (4) 災害時要援護者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- (5) テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

(6) 滞留旅客等には、避難所の提供を行うものとし、これらの人員も視野にいたれた避難所の確保、指定を行う。

3 本市の指定避難所

以上の留意事項に従って、本市では資料編に掲げるとおり避難所を指定している。今後追加指定する場合も、この留意事項による。また、洪水又は高潮危険区域における避難所も地区別に指定している。さらに、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設設備の整備に努める。

資 料 編 ・ 指定避難所等一覧
・ 避難のための立退き先一覧

第3 避難誘導體制の整備

1 避難指示基準の明確化

市長は、避難の指示、勧告を行う場合、災害の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

災害等により家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、生活の拠点を失った場合

(3) 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため消防用無線、市防災行政無線、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難準備情報の伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(5) 災害時要援護者情報の共有

災害時要援護者の避難支援を行うにあたり、平常時から災害時要援護者情報の収集・共有を図る。収集・共有方法については、国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、災害時要援護者の個人情報の保護に配慮するとともに、市民、地域及び自主防災組織等が一体となって取組める方式を検討する。

(6) 避難準備情報、避難勧告・指示の類型

	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報	・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所、避難場所への避難行動を開始

	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避 難 指 示	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(7) 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

また、市長不在時における避難勧告・指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

なお、避難勧告等基準の目安については、本編第3章第8節「避難対策活動」による。

2 避難誘導體制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、警察、消防、自主防災組織及び社会福祉施設管理者、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体・組織等との連携により、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、災害時要援護者の避難誘導體制の整備に努める。

また、被災者が夜間でも安全に避難できるよう、発電装置・照明装置の整備を図る。

3 自主避難の啓発

危険が予想される場合には、住民自らが安全を確保するよう、自主避難について平常から啓発に努める。

第4 安全避難の環境整備

1 避難情報伝達体制の整備・強化

土砂災害や浸水の危険がある地域における適切な避難情報の伝達を行うため、発表・伝達基準の定量化の検討、市防災行政無線機器の点検・整備等に万全を期し、避難情報伝達体制の整備・強化に努める。

2 避難路の整備

避難所、避難場所に至る道路の整備が不十分な地域に関しては、避難路の整備を図る観点から、緊急度が高いと想定される地域から順次道路整備等を進める。

また、夜間における安全避難や災害時要援護者の安全避難に配慮した誘導標識や案内標識等の整備を図る。

第5 避難所運営体制の確立

住民及び自主防災組織、事業所等の理解・協力を得て、「避難所運営マニュアル」を活用した被災者自身による自主的な運営と災害時要援護者への特別な配慮の必要性和非常時優先ルール の確立を基本原則とする避難所の運営体制の確立を図る。

災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

避難所については、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図る。

被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討を進める。

第6 観光客対策

1 普及啓発の推進

市は、観光客及び住民等に対して「観光客や出先で災害が発生した場合の心得」についての普及を図る。

観光地では、災害時に多くの観光客が滞留するおそれがあることを認識し、観光地の商店や施設等に対して日頃から観光客等への災害時対応の計画づくり・対策検討を普及啓発する。

2 情報提供体制の推進

災害時に海岸、駅周辺など観光地各所に電光掲示板等の設置、市防災行政無線等の情報提供システムから災害情報の提供に努める。

3 観光客等のための避難所や食料等の確保

大規模災害が発生した場合には、交通機関が運休する可能性が高く、帰宅の手段を失うことになるため、避難所、避難場所を確保する必要がある。地域の観光客数を把握したうえで、地域住民及び観光客等が避難できる避難所、避難場所の確保を図る。

食料等の備蓄についても観光客数を踏まえた検討が必要である。1日あたり観光客に対して3日分の食料備蓄を図る。

観光客のほとんどは地理に不案内な人たちであり、避難所、避難場所への避難誘導を円滑に行う体制を整えておく必要がある。避難所、避難場所の標識を設置するとともに、観光地の商店及び施設等に対して避難誘導の徹底を周知する。また、観光地等における観光客対策を想定した防災訓練を住民、企業等との連携で定期的実施する。

第13節 医療・救護計画

担当部	医療対策部
-----	-------

第1 計画目標

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ、即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。また、災害時に大量に必要なとなることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2 災害時医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

大規模な災害時における、様々な不測の事態にも迅速かつ適切な初期医療体制を確立できるよう以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、次の点を考慮に入れ、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

- ・災害拠点病院、市民病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

医療救護班の編成、出動について市民病院及び社団法人志摩医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

医療救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

(3) 社団法人志摩医師会等との連携の強化

市における初期医療救護活動の担い手となる社団法人志摩医師会との連携を強化し、応急救護所の設置、救護班の編成・出動、医療ボランティアの受入れ等に関し運用要領等を定める。

(4) 自主防災組織等との連携の強化

緊急を要する重症者が適切かつ必要な救命医療措置を受けられるよう、自主防災組織等を中心として軽微な負傷者等に対する応急的な手当てを自ら行うことや救護班への活動支援を行うことに関しPRに努めるとともに、自主防災組織等との連携を強化し、計画化を図る。

2 後方医療体制等の整備

市内では対応困難な重症者等がひとりでも多く救命措置を講ぜられるよう後方医療体制（市外の医療機関への受入れ体制）の整備を次の事項を重点に進める。

(1) 医療機関等との連絡体制の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度

を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等、県及び医療機関との連絡体制を強化する。

市の救急告示医療機関は、資料編掲載のとおりである。

資料編 ・ 医療機関一覧

(2) 災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合には、県が指定する災害拠点病院が地域の医療機関の支援を行うので、市は県及び医療機関との連絡体制を整備する。

市における災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

種 別	医 療 機 関 名	役 割 ・ 必 要 機 能 等
基幹災害医療センター	県立総合医療センター	・ 負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・ 要員の訓練・研修機能 ・ 地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	県立志摩病院	・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 被災地からの重傷者の受入れ機能 ・ 負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・ 自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(3) 後方医療機関への搬送体制の整備

市は、診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の後方医療機関への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。

資料編 ・ ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第3 市内医療機関施設の整備促進

代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電装置、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるよう施設の整備に努める。また、市内医療機関についても同様な措置の実施を啓発していく。

第4 医薬品等の確保

大規模な災害時における、医薬品等の需要にも迅速かつ適切な確保・供給体制を確立できるよう、以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

1 応急救護所における医薬品等の確保

必要最小限度の医薬品等に関しては、備蓄するよう努める。

2 社団法人志摩医師会及び一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会との連携の強化

必要な医薬品等の備蓄及び補充のための調達に関して、適切に行われるよう社団法人志摩医師会及び一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会との連携の強化に努める。

3 県による確保体制との連携

市は、県と適切に連携し、災害時の迅速な医薬品等の確保を行うべく必要な環境整備を行う。

4 援助物資の活用

他市町等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るためその受入れ及び供給体制の確立に努める。

第 1 4 節 緊急輸送計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について災害に強い施設を整備する。また、災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第 2 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

第 3 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

第 4 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

第 5 物資調達・供給体制の整備

大規模な災害が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定める。

また、避難所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

担当部	建設対策部、上下水道対策部、生活環境対策部
-----	-----------------------

第1 計画目標

道路、河川、鉄道、電気、上下水道等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）の整備を図る。また、災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備に努める。

第2 道路

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋りょうの落橋、トンネルの損壊等が想定される。

また、市内の道路で落石、崩壊、冠水等のおそれがある道路注意箇所は資料編に掲載のとおりであり、市は、早急に災害防除事業を推進するよう県及び関係機関と連携を図り、事業を促進していく。

市は、緊急輸送を確保するため、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点を相互に連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋りょうについても老朽橋の架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進する。

資料編	・緊急輸送道路一覧 ・道路注意箇所一覧
-----	------------------------

第3 河川

1 河川防災計画

県管理河川について県と連携を図り、適正な管理、早期改修に努めるとともに、市管理の河川の管理・改修に努める。

第4 上下水道

1 水道

市は、災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次被害を防止する。

(1) 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良及び維持管理に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行い、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2) 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

市は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制

を整備する。

また、災害時の応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携しながら「三重県水道災害広域応援協定」（H9.10.21締結）に基づく応援給水等の訓練を実施する。

(4) 非常時の協力体制

市が締結している応援協定を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書
・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

2 下水道

災害時にも住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、整備の際には次の措置を講じる。

(1) 安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保存（保管）・整備する。

(3) 下水排除の制限

下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、市は住民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

市は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局に協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

第5 廃棄物処理施設

1 管理体制の強化

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平常時から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保する。

2 応援体制の整備

市は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県の市町村や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

市は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。

第6 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図る。

2 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

3 復旧体制の整備

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 応急復旧用資機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- (4) 消防及び救護体制
- (5) 防災知識の普及

第7 バス（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

災害に対処し得るよう、次の体制の整備を図る。

1 復旧体制の整備

- (1) 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
- (2) 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

2 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車両搭載への計画的取り組み

第8 電気（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、平常時の防災に努める。

1 設備面の対策

電力供給設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。また、不等沈下、地滑り等の恐れがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の安全対策を考慮する。

2 体制面の対策

- (1) 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。
また、社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練への参加を行う。
- (2) 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- (3) 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- (4) 関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。
- (5) 地方自治体、県警察との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。
- (6) 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

第9 LPガス（LPガス事業者）

災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1 L P ガス供給設備の安全性の強化

- (1) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
- (2) 安全性機器の設置を促進する。

2 緊急措置体制の整備

- (1) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (2) 青年部による緊急動員体制を整備する。

3 L P ガス需給家への啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第 1 6 節 宅地等災害予防計画

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 計画目標

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第 2 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

第 3 被災宅地危険度判定体制

1 被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県の実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に参加し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政機関間（国、県、市）で相互に緊密な連携を取るとともに、被災時には必要に応じて被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

また、市が被災宅地危険度判定活動を実施する際に、支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターを市職員の中から養成する。

さらに、被災宅地危険度判定制度の住民への周知に努める。

第 4 今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により、県と市が連携して安全かつ良好な土地の確保に努める。

第 5 既成危険住宅地に対する保全対策

梅雨期及び台風期に備え、地域住民を始め宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施行区域を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して市民へのPRに努める。

第 17 節 防災営農計画

担当部	産業振興対策部
-----	---------

第 1 計画目標

市は、県及び国と連携し、各種災害による農作物等への被害（病虫害を含む。）の減少を図るため防災営農体制を確立する。このため、防災営農技術、気象情報等諸情報の末端への迅速な伝達組織と指導体制の強化に努める。

なお、以下には三重県地域防災計画に基づく防災営農計画を示す。

第 2 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図っている。さらに、県内対応が不可能な場合は、近県米麦協会に協力要請できるシステム化を図っている。

市は、稲種子の確保が困難な事態に備え入手方法等について鳥羽志摩農業協同組合等とあらかじめ協議を図るほか、不足する場合には、速やかに県への応援要請が行えるよう体制の整備を図る。

第 3 病虫害防除用農薬の確保

市は、病虫害防除に備え、病虫害防除用農薬の適正量の備蓄を図るとともに、迅速な確保・供給体制を確立できるよう三重県農薬卸商業協同組合等との連絡体制の整備に努める。

第 4 防災営農技術の確立及び普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定める。

- 1 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- 2 災害に耐え、被害を最小限に食い止めるための技術

第 5 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所が行う災害時に発生が予想される家畜伝染病の調査に協力するとともに、家畜保健衛生所、農業共済組合連合会及び社団法人三重県獣医師会と連携して、家畜伝染病予防法により伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行い万全を期するほか、市及び農業団体の関係職員等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

第 6 農地の保全対策

- 1 湛水被害を生じるおそれのある地域は、排水施設の整備を行い、災害の防止に努める。
- 2 農業用ため池は、漏水による下流域の災害を未然に防止するため実態を把握し、改修補強工事の推進に努める。

第 18 節 砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策計画

担当部	総務対策部、建設対策部
-----	-------------

第 1 計画目標

土石流、地すべり、がけ崩れ等を防止する。

第 2 土石流対策

本市には、土石流危険渓流に指定され、人家等に被害を与える危険のある箇所が存在する。

土石流防止対策としては、危険渓流を把握するとともに、砂防堰堤の設置等の工事の実施を県に働きかけるほか、危険渓流に近接する住民に対し、啓発活動を推進する。

資料編	・土石流危険渓流一覧
-----	------------

第 3 地すべり対策

本市では地すべり危険箇所に指定されている箇所はないが、地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので、地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を実施する必要がある。

第 4 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5 m以上）で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域（0戸でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。）として、本市内で自然がけ及び人工がけが指摘されており、このうち緊急施工の必要のある箇所を県が指定し、防止工事を施行している。

市は、引き続き工事の実施を県に要請し、さらに住民への周知及び住民の避難体制の確立を図る。

資料編	・急傾斜地崩壊危険箇所一覧
-----	---------------

第 5 山腹崩壊危険対策

本市には山腹崩壊危険地区に指定されている箇所が存在する。

市は、崩壊防止策として、危険地区の把握に努め、治山計画事業の推進を図るとともに、近隣住民に対し、啓発活動を推進する。

資料編	・山腹崩壊危険地区一覧
-----	-------------

第 6 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策

市は、土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事等を県等の協力を得て、整備を図る。

第 7 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により土砂災害警戒区域に指定された場合には、当該区域ごとに次の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

1 住民への周知

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布や地域の危険箇所・避難所等を示した防災マップを作成し、住民へ周知する。

また、市土砂災害情報相互通信システムを活用し、雨量情報等の土砂災害に関する情報を住民に周知する。なお、情報提供に際してはホームページ、ケーブルテレビ、市防災行政無線等により行う。

- (1) 避難所の設置について
- (2) 避難勧告及び指示等の時期決定方法について
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の伝達方法について
- (4) 避難誘導責任者について
- (5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知について
- (6) 崩落危険箇所の把握について
- (7) 崩落危険箇所のパトロールについて
- (8) その他必要事項について

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、県と津地方気象台が共同して発表する防災情報であり、市は、速やかな避難対策に活用する。

3 災害時要援護者施設への伝達情報等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達を以下のとおり行う。

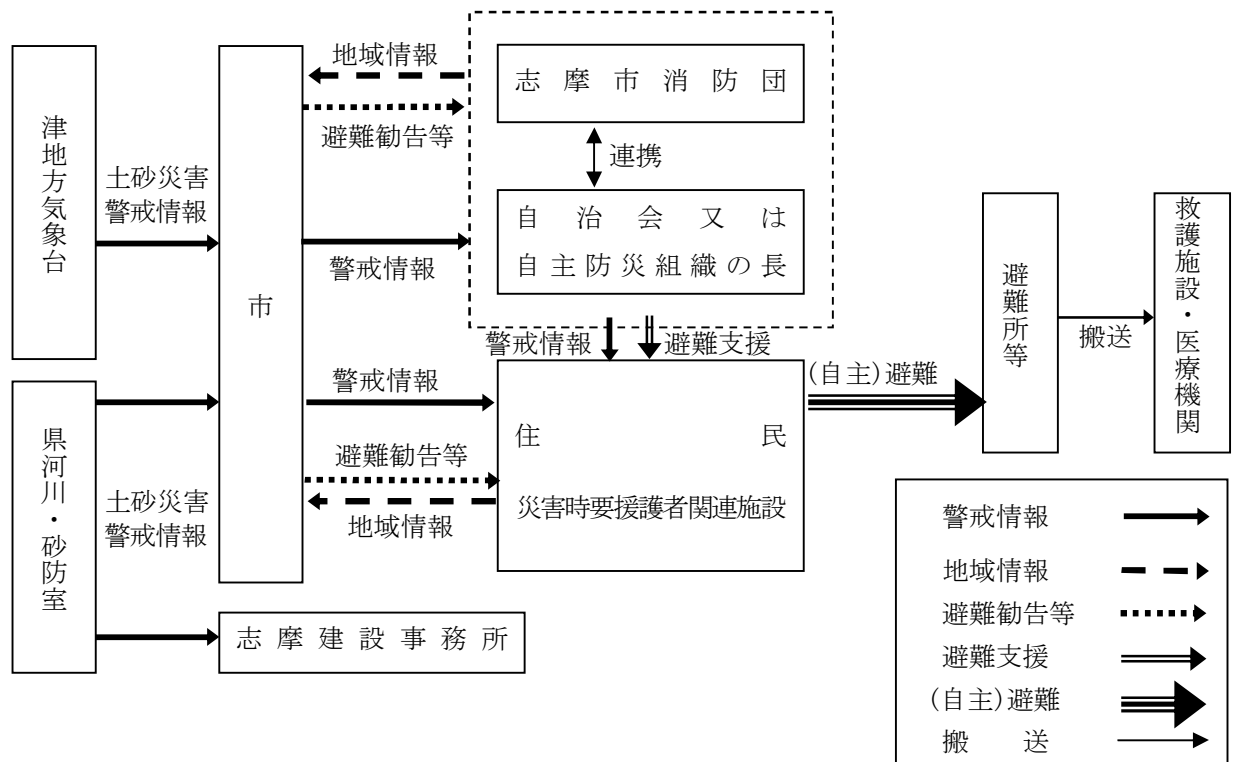
(1) 伝達情報

伝達情報は、県・津地方気象台からの土砂災害警戒情報とする。

(2) 伝達方法

伝達方法は、電話、ファクシミリ、市防災行政無線等で速やかに伝達する。

土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の体系



第8 宅地災害予防対策

県は、梅雨期及び台風期に備え、毎年5月を宅地防災月間と定めており、市は、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、広報紙、ホームページ等により積極的に広報活動を実施する。

第9 がけ地近接等危険住宅移転事業

国及び県では、がけ地の崩壊等から住民の生命を守るために、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を勧めている。

第 19 節 森林保全計画

担当部	産業振興対策部
-----	---------

第 1 計画目標

土砂流出、山地災害等を防止する。

第 2 治山対策

本市における森林面積は、9,975haであり、そのうち保安林は1,338ha、砂防指定地は15ha、自然公園は7,316haとなっている。災害予防の上からも林質の改善、治山事業の推進が必要であり、国・県の助成を受けながら伐採地の再造林、荒廃林の改植を行うとともに、治山事業の推進、山地災害危険地区における災害防止措置、保安林改廃事業の推進等により総合的かつ計画的に林野の保全を図る。

1 林業振興対策等の推進

森林の持つ自然的、社会的条件や、森林の持つ水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化などの諸機能を高度に発揮するため、長期的展望にたった林業振興対策を次のとおり推進する。

- (1) 林業従事者の育成や担い手の確保、組織の充実を図る。
- (2) 林道や林内道路網の整備を図る。
- (3) 生産基盤整備を推進し、間伐や保育などの施業を積極的に働きかけ、適正な森林整備に努める。
- (4) 保健文化の場としての利用を計画的に進める。
- (5) 特用林産物の栽培普及など林業経営の多角化を促進する。

2 治山事業の推進

計画的な治山事業の実施を県に働きかけていく。

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の素因となっていることから治山事業を推進してきたが、さらに重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握に努めるとともに崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を緊急度の高いものから計画的に施行するよう県に働きかけを行い、災害の防止に万全を期する。
- (2) 経済社会の急速な発展に伴い、高密度な土地利用、林業開発が行われた結果、集中豪雨による局地的な災害が増大し、生命及び財産に多大な被害を与えており、災害の未然防止を望む社会的要請も高まっているため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には総点検を行い、警戒避難体制に万全を期すとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

3 保安林改廃事業の推進

保安林改廃事業の実施を県に働きかけていく。

- (1) 保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって保安林の維持改良が図られてきた

が、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところなどの調査等、新しい観点から保安林の改良事業計画を推進するよう県に働きかけていく。

(2) 必要に応じて、新たな保安林の指定を進める。

第 2 0 節 治水計画

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 計画目標

河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止する。

第 2 治水対策

1 河川改修の推進等

(1) 河川防災計画

県管理河川の早期改修を働きかけるとともに、市管理の河川の改修に努める。

(2) 排水路の整備による雨水排水計画の推進

都市化の進展に伴う農地などの宅地への転用や住宅の密集化により湛水面積が減少し、流入時間の短縮による水路や小河川の排水能力不足を引き起こしており、場所によっては降雨時に一時的に氾濫現象が発生するに至っている。そのため河川、排水路と都市下水路の整備を適切に進める。また将来水路が常に所定どおり機能するよう、浚渫・補修などの維持管理を行う。

2 雨水流出抑制施策の推進

(1) 開発行為における雨水排水流量の抑制

開発行為における雨水排水流量の抑制を行うよう要請する。

(2) 公共土木事業における雨水流出抑制施策の推進

道路その他の公共施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透側溝、雨水貯留施設等の整備による雨水流出抑制に努める。

第 2 1 節 海岸施設対策計画

担当部	産業振興対策部、建設対策部
-----	---------------

第 1 計画目標

高潮等の被害を防止するため、県と連携して海岸保全施設の整備を図る。

第 2 海岸保全対策

市は、海岸線の厳しい自然環境の中で市土を守るため、県に協力して高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図る。

第 3 漁具及び養殖施設計画

有事に備えて、市、関係団体、住民が常に一体となって災害予防の研究、対策に細心の努力をほらう。また、沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設の台風、高潮、波浪等による被害を軽減するため、次の措置をとるよう指導する。

- 1 施設、定置網等の漁具等の撤去
- 2 養殖施設の避難又は養殖物の移動
- 3 避難又は撤去できない敷設物の補強（イカリ、浮子、ロープ等を使用）

第 2 2 節 文教対策計画

担当部	教育対策部
-----	-------

第 1 計画目標

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保と、被災児童生徒等の教育的ケアを図るため、必要とされる環境整備を行う。

第 2 防災上必要な組織の整備・安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平常時から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

第 3 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時における迅速かつ適切な行動、被災児童・生徒等に対する教育的ケアがとれるよう防災計画を作成し、その習熟・訓練に努める。

第 4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

第 5 施設等の予防

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第 6 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会は関係機関と連絡をとり、文化財の所有者及び管理者に対し助言、指導を行うとともに、次の点に留意し文化財の保護に万全を期する。

- 1 防災組織の設置・充実
- 2 防災施設の整備
- 3 防災訓練の実施及び防災知識の普及
- 4 文化財の日常的な点検
- 5 その他必要な防災対策の施行

資 料 編 ・ 指定文化財一覧

第 2 3 節 火災予防計画

担当部	総務対策部、建設対策部、教育対策部
-----	-------------------

第 1 計画目標

災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第 2 組織

1 志摩広域消防組合

本市の常備消防は、志摩広域消防組合で行われており、市内には志摩消防署と 4 箇所の分署（磯部分署、大王分署、志摩分署、浜島分署）が設置されている。

2 志摩市消防団

志摩市消防団は、1 本部 5 方面隊で編成されており、その組織及び所管区域等は資料編に掲げるとおりである。

資 料 編 ・ 志摩市消防団組織

第 3 火災予防対策（市・志摩広域消防組合）

1 火災予防運動等の実施

住民に対する火災予防思想の普及高揚及び市内事業所等への火災予防の徹底を図るため、春秋 2 回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デー、その他火災予防運動を県・関係機関・団体の協力のもと実施する。

2 防火管理者制度の徹底

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に定める学校、病院、事業場等その他防火管理者を選任しなければならない防火対象物については、その選任の届出を徹底させる。

また、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

3 初期消火体制の整備

(1) 住民の出火防止・初期消火体制の整備

ア 家庭に対する指導

志摩広域消防組合は、春と秋の火災予防運動期間に合わせ、一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

イ 広報活動

市及び志摩広域消防組合は、広報活動により火災予防意識・知識の普及・啓発に努める。

(2) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

ア 事業所に対する指導

志摩広域消防組合は、事業所に対し消防用設備等の維持点検と取扱方法の周知徹底について指導する。

イ 事業所の初期消火体制の整備

志摩広域消防組合は、事業所に対し火災の発生時における応急措置要領を定めるよう指導

するとともに、事業所内自主消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように働きかける。

4 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、志摩広域消防組合等が中心となり、住宅用火災警報器等の普及促進、一般住宅及び高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

5 保安講習受講の指導

消防（志摩広域消防組合）は、消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習受講の指導をするとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育を実施するよう指導する。

6 立入検査の強化

志摩広域消防組合は、常に当該区域内の防火対象物及び地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防用設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

7 建築物の不燃化

建築物の不燃化を図るため、次の施設の建築物の耐火構造化及び内装材の不燃化を促進する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による防火地域又は準防火地域の指定
- (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業による不燃化対策
- (3) 高層建築物、劇場、旅館、病院等の防火対象物における、消防法第8条の3に規定する防災物品の使用を徹底させる。

8 アーケード設置連絡協議会の開催

アーケードの設置は、防火上種々の弊害を伴うので、抑制の方針をとっているが、設置の許可の申請が提出されたものについては、道路管理者、鳥羽警察署長、志摩広域消防組合消防長、消防署長等をもって構成する「アーケード設置連絡協議会」を開催し、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等適合の有無、設置の可否等について連絡調整を図り、災害予防の万全を期する。

9 消防力の強化

(1) 消防組織の整備充実

志摩市消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため志摩市消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会の拡充や青年層・女性層の参加を促進し、志摩市消防団員の確保を図るとともに、資質の向上、事業所等の自衛消防組織の設置を図るなど、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）による消防力の拡充強化に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防設備、消防水利施設等の整備充実を図る。

(3) 自衛消防力の強化

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有害ガスの発生等の危険が高まっているので、市は、志摩広域消防組合を通じて、防火対象物（消防法第8

条第1項に規定するもの)の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の維持管理を図る。

資料編	・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧
	・ 防火水槽設置状況
	・ 消火栓設置状況

第4 特定防火対象物等火災予防対策（市・志摩広域消防組合）

1 特定防火対象物

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

志摩広域消防組合は、学校、病院、工場、事業場等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行わせる。

(2) 立入検査指導の強化

志摩広域消防組合は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の実施

志摩広域消防組合は、防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

2 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。

3 文化財

市内文化財の火災予防対策としては、収蔵庫、消火栓等防災施設設備を完備するとともに防火訓練の指導徹底及び管理者の巡回により、万全を期する。

資料編	・ 指定文化財一覧
-----	-----------

4 倉庫

倉庫火災の予防対策については、平常より予防査察を通じて、毒劇物や特殊可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

5 車両

車両火災に対しては、人命救助の方法、他の車両の避難誘導、附近の建物への延焼防止、危険物積載車両に対する対策、高圧電気設備に対する対策及び関係機関との連絡方法等について計画を策定する。

6 トンネル

トンネル火災に対しては、連絡通報の確立、トンネル内の消防設備等の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導及び防火訓練の実施等について計画を策定する。

第5 自主防災組織の育成強化

本市では、資料編に掲げるとおり住民により自主防災組織が結成されているが、今後も、これら自主防災組織の結成と活動強化を促進するとともに、防災資機材等の装備、消火技術の習熟、自主防災組織相互の連携、協力体制の確立を図り、地域における住民、事業所による初期消火体制の整備・強化を推進する。

資 料 編 ・ 自主防災組織一覧

第24節 林野火災予防計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部
-----	---------------

第1 計画目標

本市は、市全域が伊勢志摩国立公園区域となっており、その約58パーセントを林野が占めている。

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多いが、一度林野火災が発生すると消火活動が困難である。

また、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくないので、林野火災の防止については万全を期する。

第2 林野火災消防計画

- 1 市は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努める。
- 2 林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理・水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討の上、次の事項について、計画する。
 - (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
 - (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防護鎮圧計画
 - (3) 資機材整備計画
 - (4) 啓発運動の推進計画
 - (5) 防災訓練の実施計画

第3 林野所有（管理）者への指導

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるほか、林野所有（管理）者に対して、次の事項について指導する。

- 1 防火線、防火樹帯の整備及び遊休地に防火樹の導入
- 2 自然水利の活用等による防火用水の確保
- 3 事業地の防火措置の明確化
- 4 火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）による条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- 5 火災多発期（12月～3月）における見回りの強化
- 6 林野火災対策用資機材の整備

第4 監視体制の確立

市は、三重県防災計画の定めるところにより、林野火災防止のため森林保全推進員、林業造林管

理人、林業改良指導員等の巡視制度及び火災の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に火災警報発令時には、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等、万全の対策を推進する。

第5 防災思想の普及

関係機関の協力を得て、住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護及び防災思想の普及啓発を図る。

第6 山林、原野等における喫煙の制限

登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、火災が発生するおそれ大きいと認める山林、原野等では、区域を指定のうえ喫煙を制限し、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講じる。

第7 県が行う林野火災予防対策との連携

林野火災の発生状況によっては、地上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、県は防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動を実施することとしている。

また、県では空中消火用資機材の整備を行い、県防災資機材備蓄センター、県備蓄倉庫及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市へ貸出し、林野火災対策に万全を期すこととしている。

このため、市は、これらの資機材を適切に活用し、迅速な消火活動を行う。

資 料 編 ・ 林野火災対策備蓄資機材

第 2 5 節 海上災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

海上における災害及び陸上から海域への排出油等事故等の災害を未然に防止し、又はこれらの災害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

第 2 防災設備及び防災資機材等の整備

市は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するために必要な設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努める。

- 1 化学消火薬剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着材等
- 2 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気呼吸器等

資 料 編 ・ 化学消火薬剤保有現況

第 3 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の連携を図るため、市は、県及び防災関係機関の実施する海上災害に対する総合的な防災訓練に協力する。

第 4 調査研究の実施

市は、防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。

- 1 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- 2 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想及び判断のための諸資料）の整備
- 3 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
- 4 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

第 5 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、鳥羽海上保安部が実施する指導啓発等に協力する。

第 6 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成

防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、職員教育を行う。

第 2 6 節 危険物施設等災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

危険物、LPガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分に認識し、自主保安体制の強化と施設の耐震点検・補強を行うとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

第 2 危険物災害予防対策（志摩広域消防組合）

1 危険物製造所等に対する指導

志摩広域消防組合は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行う。

資料編 ・ 危険物施設状況

2 危険物運搬車両に対する指導

志摩広域消防組合は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者等及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

志摩広域消防組合は、管理者等が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

第 3 危険物製造所等の予防対策（事業所）

危険物製造所等の管理者等は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

1 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

2 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

3 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。

4 保安体制の整備、確立

緊急時における保安体制の整備と市、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者等は、運搬時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

5 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事

者に対する保安意識の高揚を図る。

第4 L Pガス災害予防対策（関係機関・事業者・住民）

L Pガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、L Pガス販売事業者及び取扱者（以下「L Pガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期す。

1 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びL Pガス事業者等は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

2 資料の提供

L Pガス販売事業者は、必要に応じ志摩広域消防組合、鳥羽警察署及び道路管理者に対しL Pガス供給施設等に関する資料を提供する。

3 ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

4 ガス供給施設の安全対策

(1) L Pガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏洩した場合にこれを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

5 ガス供給施設等の管理の徹底

(1) ガス販売事業者は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

(2) ガス販売事業者は、ガスの消費施設の点検を定期に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。

(3) 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

6 緊急時の対応

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

7 住民が実施する対策

(1) ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス洩れ警報機を設置するよう努める。

(2) ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

第5 高圧ガス災害予防対策（志摩広域消防組合）

1 高圧ガス製造所等に関しては、県が所管しており県はその地域防災計画に、次のとおり行う旨を定めている。志摩広域消防組合は、県と連携し災害の未然防止に努める。

(1) 高圧ガス製造所等に対する規制、指導

高圧ガス製造所等に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合状況について確認を行うとともに、その都度、災害予防上必要な措置等について指導する。

(2) 高圧ガス移動車両に対する規制、指導

高圧ガスを移動する車両の管理者等に対し、移動基準を遵守させるとともに、移動監視者に対する講習会の開催、路上取締り等を実施し、移動中の事故、災害防止の徹底を図る。

(3) 保安教育等の実施

高圧ガス製造事業者等及びその取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、事業者自らが行う保安教育、訓練について指導助言を行うなど保安管理技術の向上を図る。

2 高圧ガス製造施設等の保安対策

次の対策を講じ災害の防止に努める。

(1) 保安管理体制の整備

施設の規模、製造実態等に応じた保安管理体制及び緊急時における通報体制を整備、確立する。

(2) 施設の管理強化

高圧ガス製造施設等を適正に運転・維持するため、点検基準、作業標準等を整備するとともにその充実に努める。

(3) 保安教育の推進

取り扱う高圧ガスの性状等に関する情報、異常時における対応方法等の習熟を図るため保安教育の推進に努める。

第6 毒物劇物災害予防対策（志摩広域消防組合）

1 毒物劇物取扱施設に関しては、県が所管しており、県はその地域防災計画に、以下のとおり行う旨を定めている。志摩広域消防組合は、県と連携し、災害の未然防止に努める。

(1) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化

(2) 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）の策定及び指導

(3) 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

2 毒物劇物業者等は、毒物劇物による事故の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

(1) 施設の管理・点検等の強化を図る。

(2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。

(3) 従事者に対し教育訓練を実施する。

第7 火薬類保安規制対策（志摩広域消防組合）

1 火薬類取扱施設に関しては、県及び国が所管しており、県はその地域防災計画に、次のとおり行う旨を定めている。志摩広域消防組合は、火薬類取扱い施設に関する現況を常に把握し、県と連携し、災害の未然防止に努める。

(1) 火薬類の規制、指導

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）による火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及びその他の取扱いについて同法に定める技術上の基準に適合するよう関係事業者を指導監督することにより、災害の防止と公共の安全確保について万全を期する。

(2) 立入検査等

常時関係事業の指導と関係者の防災体制のチェックを行うため、関係法令に定める権限に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等各場所の立入検査、保安検査を行う。また、施設の整備、法令の遵守等保安状態を整えるため、関係機関が連携して指導する。

(3) 火薬類の保安対策

火薬類取扱者に対する保安教育を実施することにより、保安意識の高揚を図り、自主保安の徹底を指導する。

第 2 7 節 汚染対策計画

担当部	総務対策部、生活環境対策部
-----	---------------

第 1 計画目標

自然現象又は人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害及び汚染の拡大防止に努める。

第 2 ばい煙発生施設又は指定施設

- 1 災害が発生した場合には市長は知事に報告し、知事は関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努める。
- 2 災害の発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、知事はその設置者に対し、緊急防災対策をとるよう命じるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講じる。

第 3 排水施設又は特定施設

- 1 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等の汚染に対応するため、災害発生の場合には知事は、関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努める。
- 2 排水施設又は特定施設に事故が生じた場合には、知事はその設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命じるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講じる。

第 2 8 節 低湿地対策計画

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 計画目標

低湿地における湛水、ため池氾濫、地盤沈下等を防止する。

第 2 老朽ため池対策

ため池の多くは200～300年前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっているため、災害予防上必要度の高いものから改修（補強）事業を実施している。

なお、ため池改修事業は、その規模に応じて県と市事業に分けて実施する。

第 3 湛水防除対策

湛水防除対策として、排水機、排水路、遊水池等の整備に努める。

第 4 地盤沈下対策

地盤沈下対策として、堤防補強、排水施設の改修・補強等に努める。

第 2 9 節 都市型水害予防計画

担当部	総務対策部、建設対策部
-----	-------------

第 1 計画目標

浸水による水害を未然に防止し、又は水害が発生した場合の被害の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

第 2 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生のおそれのある区域について都市的土地利用を誘導しない等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水常襲地域の高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。

また、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

第 3 防災施設の耐水性の確保

市役所及び各支所施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

第 4 情報収集体制の整備

市災対本部に集まる浸水・被災状況、水防活動状況等と河川管理者、下水道管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

第 5 河川の整備

県管理河川について県と連携を図り、適正な管理、早期改修に努めるとともに、都市地域河川の有堤区間については、河川改修により、背後地の利用状況を考慮し、堤防の安全性を高めていく。

第 6 排水ポンプ場の耐水性強化

河川の排水ポンプ場について、氾濫、浸水時の機能確保のため、施設、機器の嵩上げ等必要な耐水性強化対策を進めるとともに、操作の確実性、迅速性向上のため、遠方監視カメラ・遠方操作化等の監視施設整備を進める。

第 7 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要な箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占有者に指導を行うとともに道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

第 8 災害時要援護者対策

避難所等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともに不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第 9 基礎調査、影響予測の実施

都市の浸水常襲地域の高低差を把握し浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。また、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを活用し、それらを基にハザードマップを作成して住民に情報提供し、避難、誘導訓練等に活用する。

第 10 水災危機管理、被害軽減対策

1 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

2 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

3 水災廃棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。

第 11 住民避難、誘導

1 住民の避難誘導対策

避難所、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

また志摩市消防団（水防団）と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

2 災害時要援護者避難誘導対策

災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

担当部	全部署
-----	-----

第1 防災目標

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、志摩市災害対策本部条例（平成16年条例第18号）により市災対本部を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2 市災対本部

1 設置基準

- (1) 市内に気象業務法による暴風、大雨、高潮又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 市内に気象業務法による波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意報が発表された場合に、市長が必要と認めるとき。
- (3) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めるとき。

2 廃止基準

- (1) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- (2) 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

3 設置及び廃止の公表

市災対本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知又は公表するとともに市災対本部の標識を市役所庁舎に掲示する。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市役所本庁舎内各部課等	庁内放送、庁内電話、口頭その他迅速な方法
支所その他出先機関	電話、県防災行政無線、市防災行政無線
志摩広域消防組合消防長	電話、県防災行政無線
志摩市消防団長	電話、市防災行政無線
県知事	電話、県防災行政無線、防災相互通信用無線（浜島支所のみ）
鳥羽警察署	電話、県防災行政無線
近隣市町	電話、県防災行政無線
一般住民	市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ
報道機関	電話

4 設置場所

市災対本部は、市役所本庁舎に置く。ただし、大規模な災害により市役所本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になった場合には、次の施設を代替設置場所とする。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
市役所 浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
〃 大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
〃 志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
〃 磯部支所	志摩市磯部町迫間878番地9	(0599) 55—0026

5 組織の概要

- (1) 市災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。
- (2) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 市災対本部の組織及び所掌事務は、別表に掲載のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部・班の相互応援体制をとる。

6 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 災害予防に関する事項
- イ 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- ウ その他本部長が必要と認める事項

7 市災対本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように定めておく。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

資料編	・ 志摩市防災会議条例 ・ 志摩市防災会議委員一覧 ・ 志摩市災害対策本部条例 ・ 志摩市災害対策本部所掌事務
-----	--

第3 現地本部

市長は、被災地に効率的な応急対策活動を必要とする時は、現地にあつて市災対本部の事務の一部を行う組織として、現地本部を設置する。

1 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、市の地域内に局地的な災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、市長が現地での指揮の必要性を認めたとき設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、市長が廃止する。

2 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、市長が副本部長、本部員その他の職員の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により市災対本部職員の中から指名する。

第4 配備体制

災害が予想される場合に被害の防除及び軽減及び災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進す

るため、次の基準による配備体制を整える。

種別	配備時期	配備内容	配備要員
準 備 体 制	1 次のいずれかが志摩市に発表された場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) 波浪警報 (2) 大雨（大雪）注意報 (3) 洪水注意報 (4) 高潮注意報 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに警戒体制に入れる体制	別に定める。
警 戒 体 制	1 次のいずれかが志摩市に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨（大雪）警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 台風の接近により志摩市が暴風域に入ることが予測されるとき。 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長（市長）が必要と認めたとき。	相当の被害が近く発生することが予想される場合又は発生した場合で掌握する応急対策を迅速・的確に行いうる体制	別に定める。 【市災対本部設置】
非 常 体 制	志摩市全域にわたって風水害その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長（市長）が必要と認めたとき。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員 【市災対本部設置】

第5 動員計画

本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

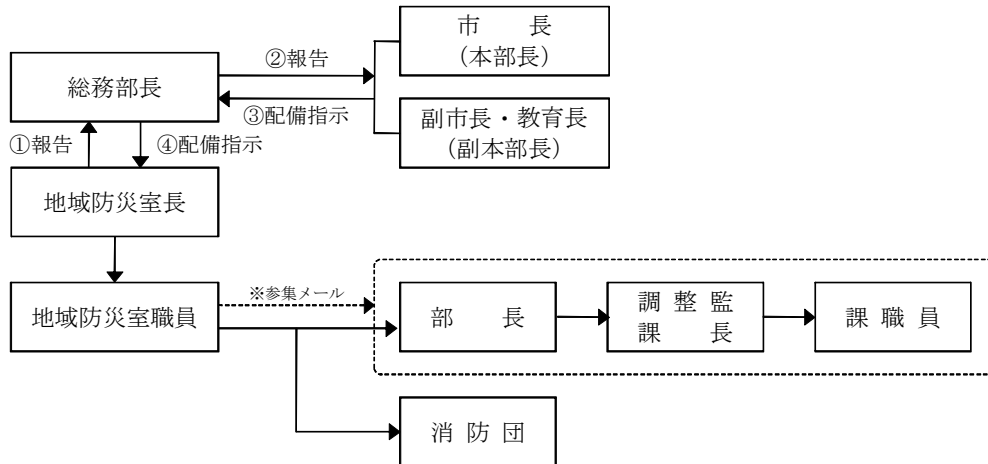
(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、地域防災室は、本部長（市長）の指示による配備体制を各部長等に伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各課長等は、直ちに各所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。

ウ 地域防災室担当は、志摩市消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

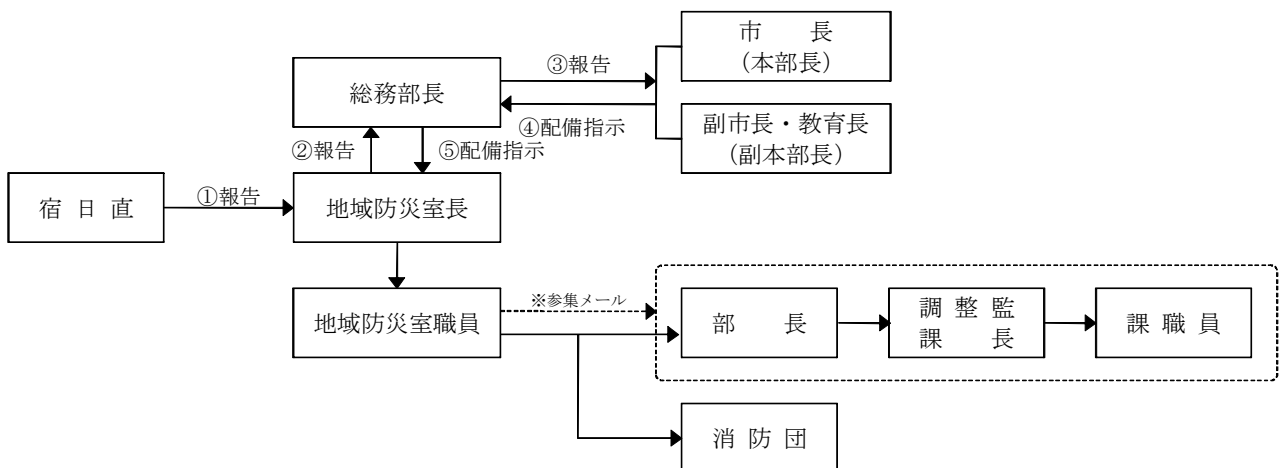
ア 宿日直者は、非常・警戒配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに地域防災室長及び地域防災室担当に連絡する。地域防災室長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長、副本部長に報告をし、配備体制の指示を受け、地域防災室担当は各部長及び志摩市消防団等に非常・警戒配備を伝達する。

イ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

ウ 職員の待機

全職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛ける。

勤務時間外、休日における伝達系統



2 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第6 職員の参集

1 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等に、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

2 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等に、非常体制に対応する災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに、自ら別に定める第1 参集場所へ参集（自動参集）する。交通の途絶により第1 参集場所への参集が不可能な場合には、第2 参集場所、第3 参集場所へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班で把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加する。

第2節 災害対策要員の確保

担当部	全部署
-----	-----

第1 防災目標

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第2 市における災害対策要員の動員

市における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員する。なお、災害発生時における市の職員配備状況は、県防災情報システムに入力し、報告する。

第3 他の防災関係機関による要員の確保

1 応援要請上の基本指針

- (1) 被害が甚大であるため、市職員のみをもってしては、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは、市の内外を問わず県・国等各機関・団体・事業所その他あらゆる個人に対し応援要請を行い、またあらゆる応援の申入れを受入れる。
- (2) 市職員の参集率が低く、参集した市職員のみをもってしては、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときも同様とする。
- (3) 応援の要請は、三重県地域防災計画及び各応援協定書に定める方法により行う。

ただし、通信途絶その他のため正規の方法によることが困難なときは、迅速を第一とし、より上位の機関又は非被災地にある各出先機関等に緊急連絡する。

2 県又は国に対する要請

市長は、災害対策要員が不足する場合には、次により県又は国の職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求める。

(1) 職員の派遣あつせん要請

災害対策基本法第30条第1項の基準による指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方行政機関等の職員又は、災害対策基本法第30条第2項の基準による地方自治法第252条の17による職員について、職員派遣あつせん要請書（様式第1号）により知事に対して派遣あつせんを要請する。

(2) 職員の派遣要請

市長又は市の委員会若しくは委員は、災害対策基本法第29条第2項により職員派遣要請書（様式第2号）により指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

資料編	・職員派遣あつせん要請書 ・職員派遣要請書
-----	--------------------------

3 市町間の相互応援協力

市長は、災害が発生した場合に、他市町に職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたときは「三重県市町村災害時応援協定」（平成12年9月1日締結）に基づき、県に対して他市

町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援要請の手続きについては無線又は電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するが県に要請するいとまが無いときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

4 県内相互援助隊及び緊急消防援助隊の要請等

近隣市町のみでは対応できない場合には、市は県に三重県内消防相互応援協定による県内相互応援隊及び緊急消防援助隊の編成及び応援出動を求める。

資 料 編

- ・ 三重県市町村災害時応援協定書
- ・ 三重県災害等廃棄物処理応援協定書
- ・ 三重県内消防相互応援協定

5 日本赤十字社奉仕団の要請

市災対本部は、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、伊勢地方部（県健康福祉部）に応援を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、市災対本部から直接、日本赤十字社に要請を行う。

6 民間団体に対する協力要請

市は、ボランティア関係団体、自主防災組織、企業等民間団体と、災害対応に関する協力関係の構築に努め、必要な災害対応の実施を要請する。

7 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

市内の建設業者及び県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。

第4 応援職員等の受入れ

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町等との連絡を迅速に行うため、総務対策部地域防災班に連絡窓口を設置する。

2 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を確立しておく。

第5 災害対策基本法による人的公用負担

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条により、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

第6 災害救助法が適用された場合

救助法による応急救助の実施に必要な賃金職員等の基準等は次による。

1 範囲

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは次に掲げる場合である。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

2 賃金職員等の雇上げ

賃金職員等雇上費の支払いを受けるものは、市長又は知事等の雇上げた正当な賃金職員等とする。

3 賃金職員等雇上費

応急救助のため必要な賃金職員等雇上費の限度は、当該地域における通常の実費とする。

4 期間

応援救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第3節 自衛隊災害派遣要請

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 防災目標

災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条により自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の基準

- 1 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市災対本部の職員等の動員だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

なお、災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条及び各法による政令・防衛省防災業務計画では、自衛隊の災害派遣については、以下の場合を想定している。

- 1 知事の要請による災害派遣
 - (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - (1) 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能である場合に、市長又は鳥羽警察署長その他これに準じる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - (2) 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - (3) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - (4) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - (5) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - (6) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

第4 災害派遣要請の手続

1 市長の派遣要請の要求

市長は、派遣を要請しなければならないような事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、伊勢県民センター所長を経由して知事（防災危機管理部防災対策室）に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

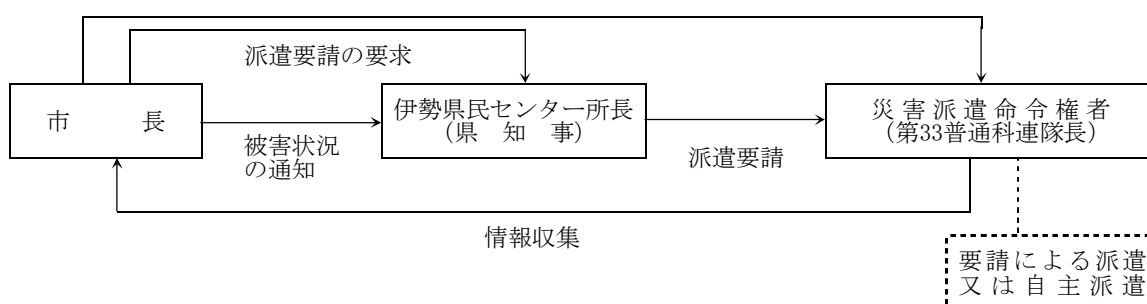
- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名 称	電話番号	F A X 番号	所 在 地
伊勢県民センター地域・防災課	0596-27-5115 0596-27-5234 0596-27-5101 (守衛室)	0596-27-5251	伊勢市勢田町622番地 (伊勢庁舎2階)
防災危機管理部防災対策室防災グループ	059-224-2189	059-224-2199	津市広明町13番地
陸上自衛隊第33普通科連隊	059-255-3133	同左（切替）	津市久居新町975番地

2 災害派遣の要請手続

派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知



資料編 ・ 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第5 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、市長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第6 災害派遣時に実施する救援活動（自衛隊）

災害派遣を要請するにあたっての自衛隊の活動範囲は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- 2 避難の援助（誘導、輸送）
- 3 遭難者等の搜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- 7 応急医務、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 救助物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去等

第7 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市長、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- 1 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- 2 避難の措置・立入
- 3 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- 4 他人の土地等の一時使用等
- 5 現場の被災工作物等の除去等
- 6 住民等を応急措置の業務に従事させること。

第8 連絡員の派遣（自衛隊）

災害時及び災害が発生するおそれがある場合、市災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

第9 派遣部隊の受入体制

市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- 1 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

資料編 ・ ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第10 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡

しその後文書を提出する。

資 料 編 ・ 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第 1 1 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

- 1 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- 2 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- 3 活動のため現地で調達した資機材の費用
- 4 その他必要な経費については、事前に協議する。

第 1 2 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

市が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（防災危機管理部防災対策室）に連絡を行うこと。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの㊦印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

2 ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平常時から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市を通じ県（防災危機管理部防災対策室）にその概要（略図添付）を報告すること。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

ヘリポートの設定基準

設定にあたっては次の事項に注意すること。

- ア ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ウ 四方に仰角9度（OH—6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- エ 風の方角が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- オ 着陸地点には石灰等を用いて、㊦の記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- カ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- キ 大型車両等が進入できること。
- ク 林野火災対策に使用する場合は、面積（100メートル×100メートル以上）、水利（100トン以上）を考慮すること。
- ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講じること。設定にあたっては次の事項に注意すること。

図1 吹流し

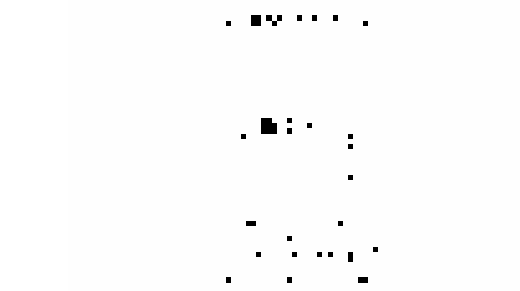


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

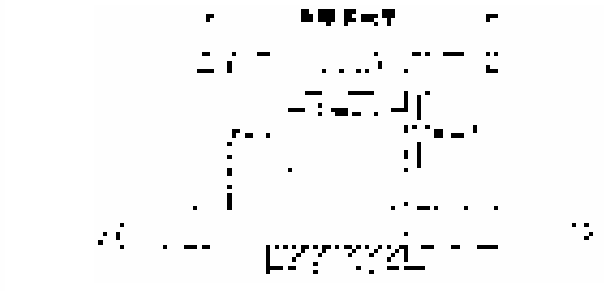
a 小型機（OH—6）の場合



b 中型機（UH－1）の場合

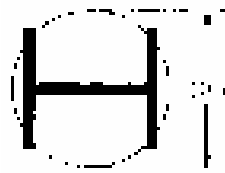


c 大型機（CH－47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



資 料 編 ・ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第4節 ボランティアの受入体制

担当部	健康福祉対策部
-----	---------

第1 防災目標

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、市、県、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、ボランティア関係機関及び災害救援ボランティアグループ等と連携して受入体制の整備を図る。

第2 ボランティア受入体制の整備

- 1 関係機関との相互協力により、市は、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。そのため、市は、「現地災害ボランティアセンター」の設置場所及び体制を定める。
- 2 現地災害ボランティアセンターの機能は、次のとおりである。
 - (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
 - (2) 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
 - (3) ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
 - (4) その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

第3 みえ災害ボランティア支援センターとの連携

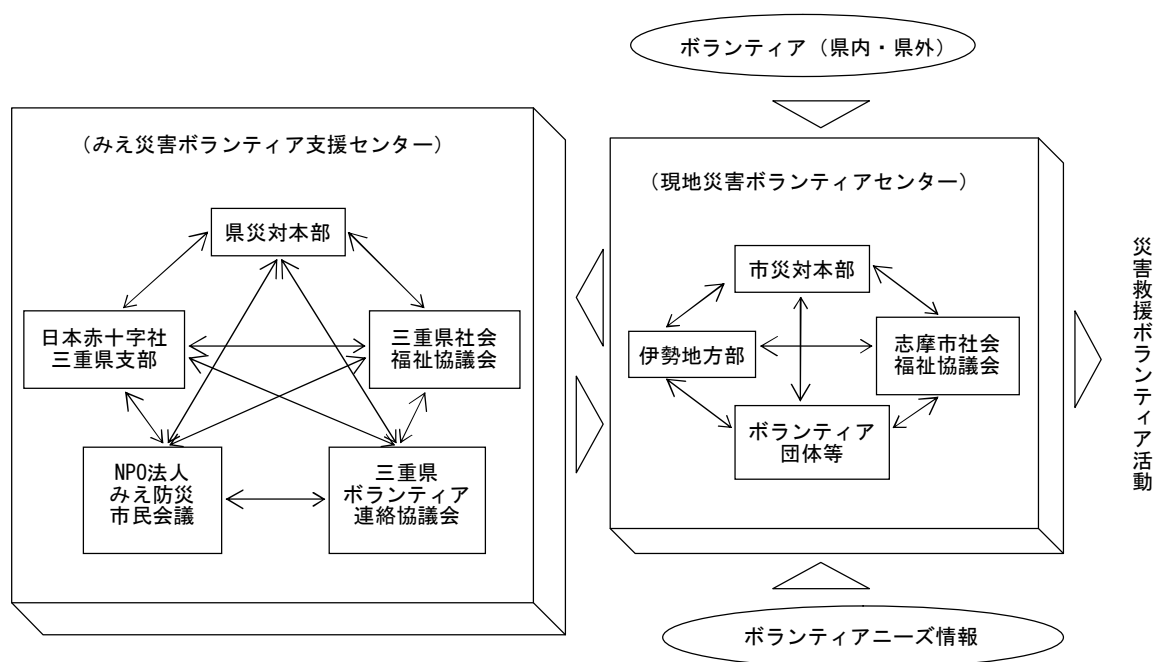
大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターは、県がみえ県民交流センターに設置する「みえ災害ボランティア支援センター」と連携する。

「みえ災害ボランティア支援センターの概要は、次のとおりである。

1 構成機関

三重県、三重県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部並びに三重県ボランティア連絡協議会及びNPO法人みえ防災市民会議、NPO法人みえNPOセンター等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



2 機能

みえ災害ボランティア支援センターと市単位の現地災害ボランティアセンターは、相互に連携し、災害救援ボランティア活動に関する地域の一元的な情報センターとして機能する。また、みえ災害ボランティア支援センターは市単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等を行う。

- (1) ボランティア（一般、専門職）のコーディネート
- (2) ボランティア（一般、専門職）の活動支援
- (3) 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- (4) 関係機関との連携等
- (5) その他のボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

第5節 気象予報及び警報等の発表及び伝達活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 防災目標

気象業務法による警報、注意報及び情報、水防法による洪水予報、消防法による火災気象通報等の情報を防災関係機関相互が迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第2 警報、注意報の種類と発表の基準

1 気象注意報、警報等

気象業務法により津地方気象台が発表する。

(1) 市における警報・注意報の基準

平成22年5月27日現在

志摩市	府県予報区		三重県	
	一次細区分		南部	
	市町村等をまとめた地域		伊勢志摩	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量70mmあるいは3時間雨量110mm以上に到達することが予想される場合 平坦地以外：1時間雨量100mm以上に到達することが予想される場合
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量70mmあるいは3時間雨量110mm以上に到達することが予想される場合 平坦地以外：1時間雨量100mm以上に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）		陸上	20m/s以上
			外海	25m/s以上
	暴風雪（平均風速）		陸上	20m/s以上 雪を伴う
			外海	25m/s以上 雪を伴う
	大雪（24時間降雪の深さ）		20cm以上	
	波浪（有義波高）		6.0m以上	
	高潮（潮位）		2.6m以上	
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：1時間雨量40mmあるいは3時間雨量60mm以上に到達することが予想される場合 平坦地以外：1時間雨量60mm以上に到達することが予想される場合
			土壌雨量指数基準	67
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量40mmあるいは3時間雨量60mm以上に到達することが予想される場合 平坦地以外：1時間雨量60mm以上に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）		陸上	13m/s以上
			外海	15m/s以上
	風雪（平均風速）		陸上	13m/s以上 雪を伴う
			外海	15m/s以上 雪を伴う
	大雪（24時間降雪の深さ）		5cm以上	
	波浪（有義波高）		3.0m以上	
	高潮（潮位）		1.4m以上	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	

	濃霧（視程）	陸上	100m以上
		外海	500m以上
	乾燥	最小湿度が30%以下で、実効湿度60%以下	
	低温（最低気温）	冬期：－5℃以下	
	霜（最低気温）	早霜・晩霜期に3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm以上	

（注）① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。

② 警報・注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素等を示す。例えば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。

③ 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

④ 大雨警報及び大雨注意報の土壌雨量指数基準は、市内における基準値の最低値を示している。

（参考）土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。）

2 水防活動に必要な予報及び警報の発表

津地方気象台が気象・高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合するために発表する。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

3 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

4 火災警報

3の通報を受けた市長が必要に応じて市内に火災警戒を促すために発令するものである。

5 土砂災害警戒情報（津地方気象台、県土整備部）

津地方気象台及び県は、共同して土壌雨量指数を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準じる。

なお、県は補完情報として、危険レベルを土砂災害情報提供システムで市担当者に提供するとともに、県民にも提供する。

6 気象情報

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。

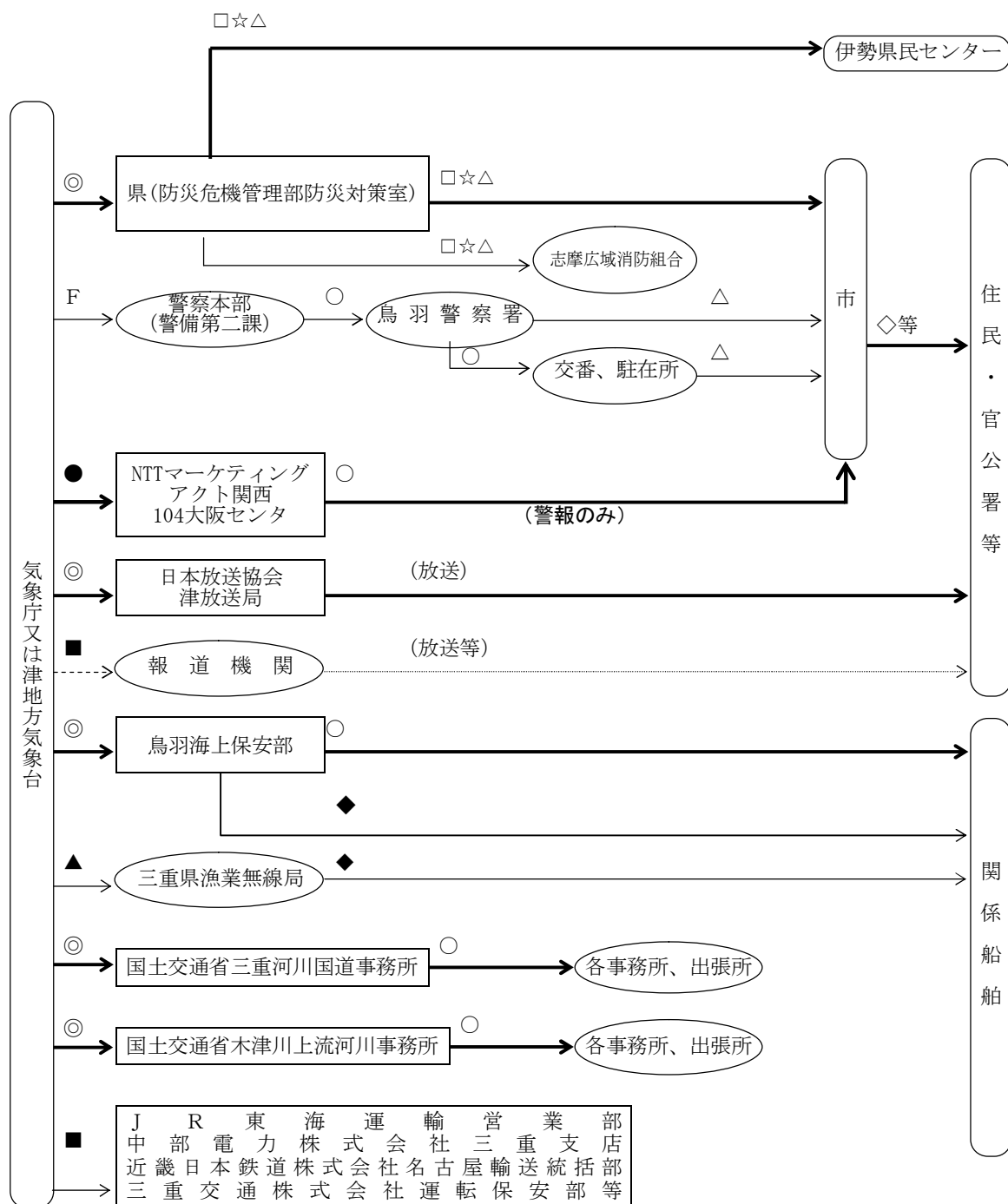
例えば、記録的な短時間雨量は県下で1時間に120ミリ以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表する。

(注) 解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス等の地上の雨量計から得られる各地点の雨量をもとに、1km四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものである。

第3 予報及び警報等の伝達

1 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波予報関係を除く）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。



凡 例	
—	気象業務法第15条等の法令による通知系統
-----	気象業務法第13条等の法令による周知系統
—	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
◻	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関

凡 例	
◎	防災情報提供装置 (専用回線)
■	防災情報提供装置 (インターネット)
●	気象専用回線 (ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	県防災行政無線
◇	市町村防災行政無線
☆	県の一斉優先FAX (Fネット)
◆	無線通報等
▲	気象庁本庁加入電話回線

(1) 津地方気象台からの伝達（代替経路）

機器障害等で専用回線での伝達が不能の場合は、代替として一般加入FAXまたは県防災通信ネットワーク（整備機関のみ）を用いて伝達する。

2 土砂災害警戒情報の発表

津地方気象台及び県は、大雨警報発表中における大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

これは、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適宜適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

発表する地域は、市を最小単位とする。

3 市役所本庁における措置

(1) 県（防災危機管理部）、NTTマーケティングアクト関西104大阪センタ等から通知される警報等は、勤務時間中にあつては地域防災室が受理し、市長、副市長、教育長に報告し、各部等に連絡する。

(2) 勤務時間外には宿直職員が、本庁措置に準じて連絡を行うほか、志摩広域消防組合は広報車等により広報を行う。

第6節 被害情報収集・連絡活動

担当部	全部署
-----	-----

第1 防災目標

災害情報及び被害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに被害状況を収集把握して、本部長に報告し、またこれらに基づき応急対策の指示伝達を実施する。

第2 災害情報の収集

災害情報の収集については、高所見張り員の配置、パトロールによる状況、参集者の途上の情報、駆け込み、電話での災害通報、報道機関及び公共交通機関からの情報収集等により積極的な情報把握に努める。

第3 関係機関からの情報収集

市災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

関係機関との連絡手段

市 ———— 県	県防災行政無線、防災相互通信用無線（浜島支所のみ）、電話
市 ———— 志摩広域消防組合	県防災行政無線、消防用無線、電話
市 ———— 鳥羽警察署	県防災行政無線、電話
市 ———— 志摩市消防団	市防災行政無線、電話
市 ———— 自主防災組織 (住民)	市防災行政無線、電話

第4 災害情報の収集

1 災害発生時の情報収集

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、情報の収集は不可欠である。そのため、各職員は情報の収集に努める。

発生時の情報収集は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報（災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報）であり、次のとおりである。

- (1) 家屋等建物の被害状況
- (2) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (3) 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- (4) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (5) 住民の動向
- (6) 道路及び交通機関の被害状況
- (7) 庁舎等所管施設、設備の損壊状況
- (8) 堤防・護岸の状況
- (9) 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- (10) 二次災害防止のための気象情報・注意報等

(11) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2 被害調査活動

発災時の情報収集により災害の概況を把握後、さらに具体的な情報を収集するため、各職員により被害調査活動を実施する。被害調査により収集する情報は次のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 避難勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- (6) 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- (7) 医療機関の開設状況
- (8) 救護所の設置及び活動状況
- (9) 傷病者及び災害時要援護者の収容状況
- (10) 観光客等の状況
- (11) 道路及び交通機関の復旧状況
- (12) その他応急対策活動を実施する上で必要な事項

第5 報告責任者

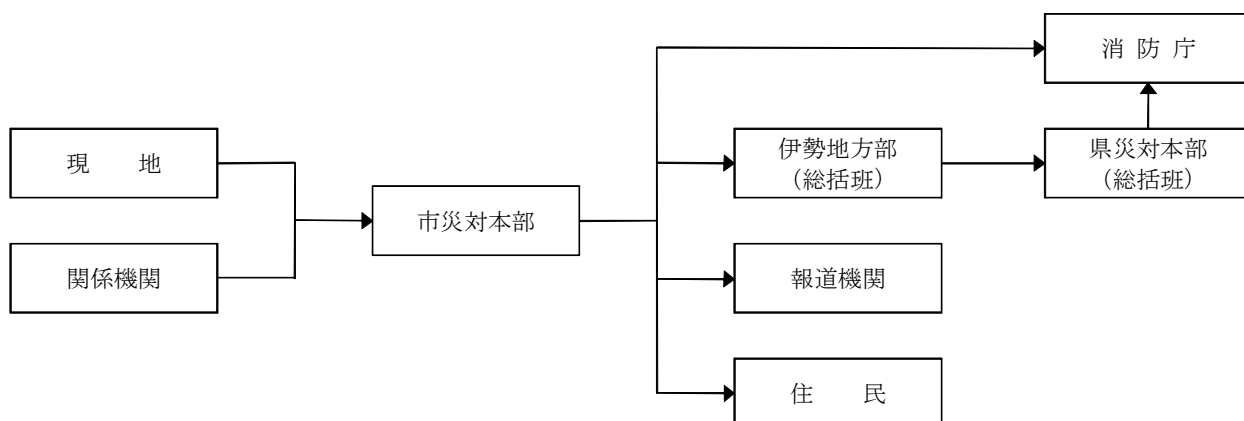
災害情報及び被害報告は、災害対策業務上極めて重要なものであるため、調査にあたる各部班はあらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整については責任をもって処理しなければならない。

なお、被害状況等の報告及びとりまとめ担当部班は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 部 班
人的被害	医療対策部
住家被害	市民対策部課税班、収税班
農林業施設被害	産業対策部農林班
山地災害危険箇所等被害	産業対策部農林班
水産施設、漁港施設被害	産業対策部水産班
港湾、海岸被害	建設対策部建設整備班
公共土木施設被害	建設対策部建設整備班
商工施設被害	産業対策部商工班
観光施設被害	産業対策部観光戦略班
医療施設被害	医療対策部
社会福祉施設被害	健康福祉対策部地域福祉班
児童福祉施設被害	健康福祉対策部子育て支援班
上水道施設被害	上下水道対策部水道班
下水道施設被害	上下水道対策部下水道班
学校施設被害	教育対策部学校教育班
学校給食施設被害	教育対策部スポーツ食育班
社会教育施設・社会体育施設被害	教育対策部生涯学習人権教育班、スポーツ食育班
文化財被害	教育対策部生涯学習人権教育班
避難所施設被害	各施設管理者、避難所開設担当者

第6 収集伝達系統図

災害情報等の収集及び伝達は、すべて本部長を中心に行うものとし、その系統は次のとおりである。



第7 概況速報及び災害速報

報告の種類は次のとおりとする。

1 概況速報

- (1) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、「災害概況速報」に基づく内容とし、市から伊勢地方部を経て、県災対本部（事務局総括班）に報告する。なお、「災害概況速報」の代替として被害速報送受信票も可とする。

特に、次のア～カに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が近隣市町にもまたがるもので、市における被害は軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ がけ崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

- (2) 通信手段の途絶、輻輳等により伊勢地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで市は直接消防庁へ連絡する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を伊勢地方部のほか、直接消防庁に対しても報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。消防庁への連絡先は次のとおりである。

区分 回線別		平日（９：３０～１８：３０） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消 防 防 災 無 線	電 話	90—49013	90—49101
	F A X	90—49033	90—49036
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	87—048—500—90—49013	87—048—500—90—49102
	F A X	87—048—500—90—49033	87—048—500—90—49036

2 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び「被害状況速報」に基づく内容とし、市から伊勢地方部を経て、県災対本部事務局（総括班）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により伊勢地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は、直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の速報とは別に資料編に掲げる「被害状況調書」による住家等被害状況速報を、伊勢地方部（伊勢保健福祉事務所）を経由して県災対本部（第１救助班）に報告する。

資 料 編 ・ 被害報告様式

3 被害報告

(1) 中間報告

１、２の速報の段階に、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により伊勢地方部に報告する。

(2) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の時期までに報告する。

4 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 被害報告内容基準

第 8 県知事への報告

市災対本部で把握した被害状況については、三重県地域防災計画に定めるところにより伊勢地方部を経て県知事あてに報告する。

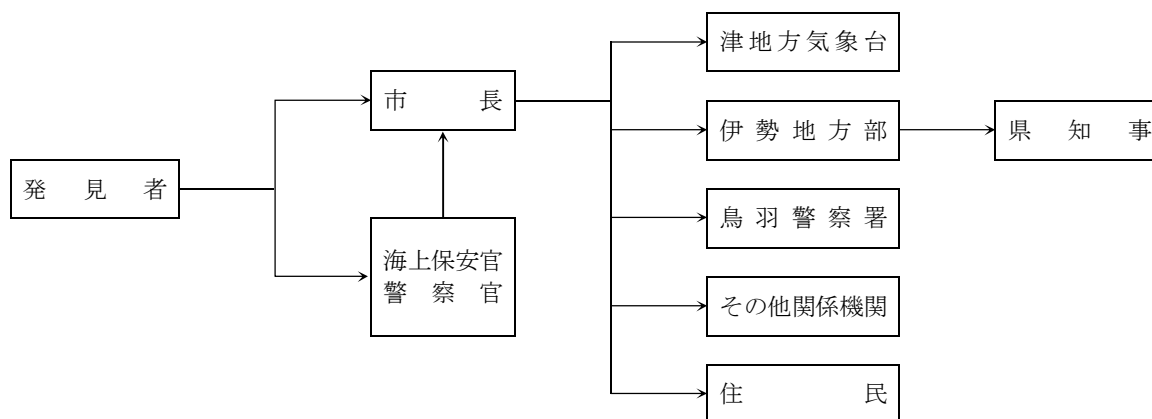
第 9 異常現象発見時の通報

- 災害対策基本法第54条により、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 市長又は志摩広域消防組合は、受領した事項について、伊勢県民センター、津地方気象台、鳥羽警察署等その他の関係機関に通報する。

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

気 象	水 象	地 象
○突風 ○竜巻 ○激しい雷	○河川等の異常な水位上昇 ○異常な湧水 ○洪水 ○海面の急激な低下 ○海鳴り	○地割れ（亀裂） ○地すべり（土塊の移動） ○がけ崩れ、山崩れ ○地表面の沈下・隆起 ○数日に及ぶ頻繁な有感地震

< 異常現象発見時の通報系統 >



第 10 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、市内のアマチュア無線クラブ、インターネットやパソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

第 7 節 通信運用計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信の確保に努める。

第 2 通信の方法

1 電話による通話

(1) 災害時優先電話

市は、災害時における電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を災害時優先電話として西日本電信電話株式会社三重支店に登録しているので、電話がかかりにくい場合には、優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、すべての手動接続通話に優先して接続される。

(3) 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

資 料 編 ・ 災害時優先電話設置状況

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

地震その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準じる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。（※22時以降一翌朝 8 時までは、0120—000115で受付）

ア 非常扱いの電報の申込みであること

イ 発信電話番号と機関名

ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称

エ 通信文と発信人名

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、非常扱いの電報発信方法

による。

3 市防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、市防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

4 県防災行政無線による通信

災害時に市、県、県民センター等各防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

5 防災相互通信用無線による通信

防災対策に関する通信を相互に行うため、浜島支所に設置されている防災相互通信用無線を活用して、県及び県内主要市町と情報の受発信を行うこととする。

6 孤立防止対策用衛星電話による通信

災害時には、交通手段及び通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想されるため、西日本電信電話株式会社では孤立防止対策用衛星電話を「三重外湾漁業協同組合志摩支所和具事業所御座出張所」に設置し、孤立防止を図っているため、市は、通信回線の途絶に際しては、孤立防止対策用衛星電話を使用し、災害情報の報告等通信確保に努める。

7 携帯電話、衛星携帯電話の利用

加入電話が輻輳、通話不能又は困難な場合は、携帯電話、衛星携帯電話の活用を図る。

8 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

第3 その他の通信手段の活用

1 警察、消防通信施設等

災害時に自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておく。

2 非常通信による通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信協議会の無線通信を利用して行う。また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化する。

3 公共放送の利用

災害対策基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には、「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要がある場合に、民放各社（中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社及び三重エフエム放送株式会社）に放

送を依頼する場合は、「災害時の放送に関する協定」による。

なお、市長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

第4 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、市、県、警察、気象台、国土交通省、鳥羽海上保安部、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関は、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

1 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発常用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

3 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

4 訓練の実施

定期的又は同時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

第8節 避難対策活動

担当部	総務対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	---------------------

第1 防災目標

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のため立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に避難所等に収容する。

第2 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難所、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておく。

第3 避難準備情報の発表、避難の勧告・指示

1 実施責任者

避難の勧告又は指示等の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。なお、避難の勧告・指示につき、本部長不在の場合には副本部長及び関係職員が避難の勧告・指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	報 告 先
市長 (避難準備情報)	災害全般	災害時要援護者等、特に行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったと判断したとき。		
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項	知 事
知 事 (勧告・指示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第60条第5項	
警察官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	市 長
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条	公安委員会
海上保安官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	市 長

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	報 告 先
知事、その命を受けた職員又は市長 (指 示)	洪水 高 潮	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	鳥羽警察署長（市長が指示したとき。）
知事、その命を受けた職員 (指 示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	鳥羽警察署長
自 衛 官 (指 示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	

2 避難準備情報の発表、避難の勧告・指示

避難準備情報の発表、避難の勧告・指示は、次の場合に行う。

(1) 避難準備情報の発表

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合

(3) 避難指示

ア 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合

イ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合

ウ 人的被害の発生した場合

(4) 避難勧告等基準の目安

避難準備情報、避難勧告及び避難指示の基準の目安は、おおむね次のとおりとする。

＜避難勧告等基準の目安＞

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
ま 発 か 表 な 時 状 の 況 大	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければいけない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。
発 表 時 の 目 安 と な る 状 況	ア大雨警報、洪水警報、高潮警報等が発表され、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始する必要があると判断されたとき。 イ一定時間（比較的長い時間）後に、水位観測所において警戒水位に到達すると予想されるとき。 ウ土砂災害警戒区域の近隣で前兆現象（湧き水、地下水が濁り始めた、量の変化等）を発見したとき。 エその他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。	ア土砂災害警戒情報が発表されたとき。（補足情報を活用し、状況を総合的に判断する。） イ破堤につながるような漏水等を発見したとき。 ウ水位観測所の警戒水位に到達し、避難勧告を要すると認められるとき。 エ土砂災害警戒区域の近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、擁壁、道路等にひび割れが発生等）を発見したとき。	ア土砂災害警戒情報が発表されたとき。（補足情報を活用し、状況を総合的に判断する。） イ堤防が決壊、もしくは破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。 ウ水位観測所の警戒水位を超え、避難指示を要すると認められるとき。 エ土砂災害警戒区域の近隣で土砂災害が発生、もしくは、前兆現象（山鳴り、斜面の亀裂等）を発見したとき。 オ人命保護上避難指示を要すると認められるとき。 カその他応急対策上、止むを得ないとき。
市 民 に 求 め る 行 為	・災害時要援護者、特に避難行動に時間を要する市民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始する。 ・上記以外の市民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始する。	・通常の避難行動ができる市民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始する。	・避難勧告等の発表後で避難中の市民等は、確実な避難を実施する。 ・未だ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をする。

3 避難準備情報の発表、避難の勧告・指示の伝達内容

避難準備情報の発表、避難の勧告・指示の周知徹底のため、次の事項を明確にする。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

4 避難準備情報の発表、避難勧告・指示の判断基準

今後整備していく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの中で明記していく。

5 避難準備情報の発表、避難の勧告・指示の伝達の方法

避難準備情報の発表、避難のための立退きの勧告・指示を行い、あるいはその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難準備情報の等上記5の場合は、関係機関に通知又は連絡する。

ア 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

イ 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝え協力を求める。

(2) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため近隣市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町に対しても連絡しておく。

(3) 住民等に対する周知

避難準備情報の発表、避難の勧告・指示を行ったとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

ア 市防災行政無線による放送

イ ケーブルテレビによる放送

ウ 広報車・消防車による市内巡回放送

エ 自主防災組織による各戸伝達

オ 県防災ヘリコプターによる周知（避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。）

カ 放送等による周知（避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。）

キ 警鐘又はサイレンによる避難信号の発信

警 鐘	乱 打				
余いん防止付サイレン信号	約 1 分	約 5 秒	約 1 分	約 5 秒	約 1 分
	〇—	休止	〇—	休止	〇—
	(吹鳴)		(吹鳴)		(吹鳴)

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

6 避難準備情報、避難の勧告・指示の解除

市長等は、避難勧告、指示または避難準備情報の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

第 4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠
市 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第 1 項
知 事	災 害 全 般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、市長又はその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	災害対策基本法第63条第 2 項
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
海 上 保 安 官	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、市長又はその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき。	災害対策基本法第63条第 2 項
自 衛 官	災 害 全 般	同上の場合に市長若しくはその委任を受けた市の吏員、警察官又は海上保安官が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条第 3 項
消防吏員又は志摩市消防団員	水 災 を 除 く 災害全般	災害の現場に、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条を準用する同法第28条
志摩市水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水 高 潮	水防上緊急の必要がある場所設定する。	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域の設定が必要とされる場合

(1) 土砂災害危険箇所

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 土石流危険渓流
- ウ 地すべり防止箇所
- エ 山地災害危険地区
- オ その他責任担当部長が必要と認める箇所

(2) 倒壊の危険のある大規模建物周辺地域

(3) 事業所・施設等の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

(4) 事業所・施設等の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

(5) 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域

(6) その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

資料編 ・ 山腹崩壊危険地区一覧
・ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
・ 土石流危険渓流一覧

3 火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが大きく、かつ、火災が発生した場合人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、志摩広域消防組合消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

第5 避難方法

1 避難の順序

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難立退きの誘導にあたっては、災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

2 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合には、車両、船艇等によって行う。

3 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市で措置できないときは、市は伊勢地方部に、避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町、鳥羽警察署等に連絡して実施する。

4 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

第6 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

1 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者に対して行う。

2 設置の方法

(1) 避難所の設置

ア 市は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に生命の安全を確保するための避難施設として小中学校、公民館等の施設をあらかじめ避難所に指定している。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

イ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が市長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁故者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

ウ 避難所を開設した場合には、避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(2) 避難所が不足する場合の措置

ア 災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、近隣市町長に住民の収容を委託し、あるいは近隣市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

イ なお避難所が不足する場合には、県及び関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時収容避難が可能な施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

ウ 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

4 運営管理

避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。

(2) 男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めること。

(3) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

(4) 被災地、特に避難所では、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可

能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(5) 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の配備等を社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(6) 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

5 開設の期間

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。

(2) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

6 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、三重県災害救助法施行細則のとおりとする。

資料編 ・ 三重県災害救助法施行細則

7 県有施設の利用

被災者を一時収容するため、市長は、県に対して県有施設の一時使用を要請し、当該施設に支障のない範囲で使用するができる。なお、他人の介護を必要とする者を収容する場合には、県は収容者の救護に必要な措置を講じる。

8 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は必要に応じて県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請する。

9 災害時要援護者への対応

市は避難所で生活する災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

(1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

(2) 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

第7 学校等における避難計画

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期する。

1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、保育所は所長、幼稚園は園長とする。

2 避難誘導の要領、措置

(1) 実施責任者は、状況判断のうえ、保育所、幼稚園及び小・中学校の避難計画に基づき実施する。

(2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育所にあつては市長に、幼稚園、小・中学校にあつては教育長に報告する。

(3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

3 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

4 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第8 災害時要援護者への対応

1 福祉避難所の開設

避難所開設時には、災害時要援護者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するが、特に、一般の避難者との共同生活が難しい災害時要援護者に対しては、専用スペースを確保するほか、状況に応じて資料編に掲げる施設に福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。

福祉避難所の開設、運営は、健康福祉対策部地域福祉班が社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、日本赤十字社奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

2 介護を必要とする災害時要援護者の移送

介護を必要とする災害時要援護者については、可能な限り福祉避難所又は病院等へ移送する。やむを得ず通常の避難所への収容を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

第9 滞留旅客者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、滞留旅客等が発生したときには、市は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの避難所等安全な場所に誘導し保護する。

第9節 消防救急活動

担当部	総務対策部
-----	-------

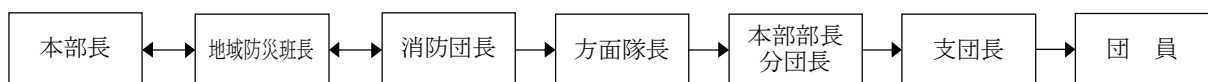
第1 防災目標

大規模延焼火災等から住民の生命・身体を保護するため、消防活動を迅速かつ適切に実施する。

第2 志摩市消防団員の招集

団員は、団長の招集によって出動し、服務する。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出動し、服務に就かなければならない。また、団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のないよう、待機しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、市防災行政無線の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。連絡系統は、次によるものを原則とする。



第3 消防活動

- 市は、志摩広域消防組合と連携して、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- 市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、災害対策基本法第68条等により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
 - 市は、鳥羽市との間で「消防防災業務相互応援協定」を締結しており、災害時には協定に基づき応援を要請する。
 - 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。また、市は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

資料編
・三重県内消防相互応援協定
・消防防災業務相互応援協定書

- 市は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。また、この場合に、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。
- 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。
- 火災警報の発表

志摩広域消防組合管理者は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

6 応援消防隊の集結場所の指定

火災の発生場所や周辺の道路の損壊状況等から速やかに適切な応援部隊の集結場所を決定し、応援要請先に連絡を行う。なお、集結場所には消防署員又は志摩市消防団員等の人員を誘導員として派遣する。

第4 林野火災空中消火活動

市長は、次の措置を講じる。

1 初動体制

(1) 災害情報等の報告

市長は、災害情報等を報告する。

(2) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、本章第3節「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。

(3) 火災現場付近の状況把握

ア 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

イ 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(4) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火薬剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(5) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合には、必要に応じて鳥羽警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

2 空中消火活動

(1) 現場指揮本部における任務

ア 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

イ 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(2) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

3 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は本章第19節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

4 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（防災対策室）に報告する。

報告事項は、次のとおりである。

- (1) 林野火災の場所
- (2) 林野火災焼失（損）面積
- (3) 災害派遣を要請した市町名
- (4) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (5) 散布回数（機種別）
- (6) 散布効果
- (7) 地上支援の概要
- (8) その他必要事項

第5 救急活動

- 1 市は、医療機関、消防機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- 2 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に「消防防災業務相互応援協定」及び「三重県内消防相互応援協定」に基づき、応援出動を要請する。
- 3 市は、平常時に、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。また、志摩広域消防組合は、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

第6 資機材の調達等

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

防災関係機関が保有する資機材は、資料編のとおりであるが、不足する場合には、次により確保する。

- 1 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。
- 2 「三重県内消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町に対し、資機材の提供を要請する。
- 3 林野火災対策等資機材を必要とする場合は、三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱の定めに基づき県に対して、使用の申請を行う。

資 料 編 ・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧 ・ 化学消火薬剤保有現況 ・ 林野火災対策備蓄資機材
--

第7 住民及び自主防災組織の活動

1 出火の防止

自主防災組織及び住民は、市の呼び掛けがあった場合、又は災害の態様等によりその必要があると認めた場合は、直ちに火気の使用停止、LPガスの元栓閉鎖その他必要な安全措置など出火の防止のために必要な措置をとるよう呼び掛ける。また、火災が発見された場合は、直ちに初期消火・救助・救急活動等を行うとともに、駆け付けた志摩市消防団員・消防機関等職員の指示に従い必要な協力を行う。

また、損壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動を行う。

2 消火・救助・救急活動等

消火器・救出用機材の使用、バケツリレーその他により、各居住区域内で、志摩市消防団と協力して、初期消火・救助・救急活動等を行う。また、市や消防隊等の防災関係者から消火・救助・救急活動等のため必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

3 応援救護

志摩市消防団、警察、自衛隊及び市職員と連携し要救助者の救出を行うとともに、安全な場所への搬送に協力する。

4 避難誘導等

避難勧告・指示が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、志摩市消防団、市職員その他関係機関と協力し安全地域への避難を行う。

5 資機材の調達等

必要に応じて、民間事業所からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消防薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行う。

資 料 編 ・ 自主防災組織一覧

第 10 節 救助活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

災害が発生した場合、迅速に救護活動を行う。また、周辺住民や自主防災組織等は、可能な限り早期に救護活動に参加する。

第 2 実施責任者

実施責任者は市長とする。ただし、市では対処できないときは、市長は、他市町又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された市長が実施する。

第 3 救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者等生命、身体が危険な状態にある者を対象とする。

- 1 火災時に火中にとり残された場合
- 2 倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- 4 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
- 5 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- 6 鉄道又は自動車の大事故が発生した場合等

第 4 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

救出作業は、志摩広域消防組合、志摩市消防団を中心に行い、必要に応じて住民の協力を得る。

第 5 防災関係機関等の要請

志摩広域消防組合、志摩市消防団のみでは救出困難な事態の場合は、県、鳥羽警察署、他市町村に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣を知事に要請要求する。

また、近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、県内市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

- 1 協力日時
- 2 集合場所
- 3 協力人員
- 4 搜索範囲
- 5 搜索予定期間
- 6 携行品
- 7 その他必要となる事項

資 料 編	・ 三重県内消防相互応援協定 ・ 消防防災業務相互応援協定書
-------	-----------------------------------

第 6 警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に鳥羽警察署に連絡し協力を要請するとともに、市、志摩広域消防組合、志摩市消防団、鳥羽警察署の各機関は、常に緊密な連携のもとに救出に当たる。

第 7 防災活動拠点の確保

市は、県と連携して自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊の人員・資機材・物資の集結及び集配に必要となる活動拠点を確保し、関係機関に速やかに周知する。

第 8 資機材の調達

応援を要請した場合、救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ市は、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

第 9 住民への協力要請

市は、地元住民や自主防災組織等に対し、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に協力するよう呼びかける。

第 10 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注)「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体搜索」として行う。

2 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出期間

災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間が延長される。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 1 1 節 医療・救護活動

担当部	医療対策部
-----	-------

第 1 防災目標

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し応急的に医療・助産を施し、もって人身の保全を図る。また、発災後は、県広域災害・救急医療情報システムを随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど、傷病者へ適切に対処する。

第 2 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、市が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から通知された事項を行う。

第 3 医療・助産対策

1 医療救護班の編成

被災地の現場で医療の必要があるときは、医療対策部医療班が、部内で医療救護班を編成し、救護活動に当たる。市の医療救護班及び市民病院だけでは不足する場合には、県立志摩病院、社団法人志摩医師会、その他市内医療機関等の協力を求めるほか、県に対して医療救護班の派遣を求め行う。

医療救護班は、おおむね次の基準により編成する。

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

資 料 編 ・ 医療機関一覧

2 医療・助産の実施方法

(1) 医療救護班の派遣による方法

医療救護班は、救護所（現地医療活動場所）では、原則として次の方法で行う。なお、市長はあらかじめ医療施設の利用について社団法人志摩医師会等と十分協議しておく。

ア 医療のトリアージ

救護所におけるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とする。

イ 応急措置

ウ 周辺医療機関への搬送指示

エ 遺体の一時収容

オ 遺体の検視・検案に対する協力

(2) 医療機関による方法

救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

また、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施する。

(3) 救護所の設置

市は、災害時の医療救護対策を実施するにあたり必要と認める場合は、社団法人志摩医師会、社団法人三重県歯科医師会志摩支部、一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会、社団法人三重県看護協会等の協力を得て、市があらかじめ選定した候補地の中から災害の態様に応じて適切な場所に救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

(4) 傷病者の搬送

志摩広域消防組合は、救急自動車により傷病者を医療機関等に搬送する。また、必要により市有車両、タクシー等による搬送を行う。

ただし、緊急を要し、他に適切な手段がない場合は、県に防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(5) 巡回診療の実施

避難所で検診等医療を必要とする場合は、県、日本赤十字社三重県支部等の協力を得て、巡回診療を行う。

3 応援の要請

県立志摩病院、社団法人志摩医師会、その他市内医療機関等の協力を求めるほか、県に対して医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

これによっても対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

資料編 ・ 三重県内消防相互応援協定

4 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、伝達するよう努める。

5 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として市内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局等から調達する。ただし、市内で調達不可能な場合は、県地方部に次の事項を明示し、要請する。

(1) 品目別必要数量

(2) 必要日時

(3) 運搬方法について

(4) 集配場所

第4 医療施設の応急復旧

市民病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

第5 災害救助法が適用された場合

1 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施する。

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

2 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。

3 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条により知事が定めた額又は災害対策基本法に準じた額とする。

(4) 費用の支弁区分

ア 市の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担する。

イ 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。

ウ 会社・工場・企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

(5) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、災害対策基本法第84条第2項又は災害救助法第29条により、3(4)「費用の支弁区分」に定めるところにより、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者等に損害を補償する。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 1 2 節 水防活動

担当部	総務対策部、産業振興対策部、建設対策部
-----	---------------------

第 1 防災目標

市は、水防法第32条により、市域における海岸等の高潮・波浪・洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減して、公共の安全を保持する。

第 2 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、市災対本部の組織及び所掌事務を準用する。

第 3 志摩市水防団の組織

志摩市消防団は、その区域における水防を充分に果たすべき責任を有し、そのため志摩市水防団を兼務する。

志摩市消防団の組織は資料編による。

資 料 編 ・ 志摩市消防団組織

第 4 水防活動

1 高潮等による危険が予想されるとき措置

台風等による危険が予想されるときは、志摩広域消防組合及び志摩市消防団に緊急連絡し、沿岸各所の海面状態を監視させ、状況報告をさせるとともに対策に万全を図る。

2 洪水時の水防活動

台風等により洪水の危険が予想されるときは、志摩広域消防組合及び志摩市消防団に緊急連絡し、河川の水位状況等を監視させ、状況報告をさせるとともに対策に万全を図る。

3 その他各分団で措置できない場合は、地元住民の応援を求める。

第 5 水防活動の基準

水防本部長（市長）は、気象状況の悪化及び警報が発せられたときは、志摩市消防団を出動させ、海岸等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告するとともに、次の段階に従って水防活動に万全を期さなければならない。

1 常に市内の海岸等を巡視すること。

2 気象に関する警報が発令された場合は速やかに連絡員を置き、関係機関との連絡を密にするとともに水位、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えること。

3 水防警報が発令されたとき、又は警戒水位に達したときは、出動準備をなし、団員を待機させるとともに一般に周知させること。

4 警戒水位をこえ、なお増水のおそれがあるときは、水防本部長（市長）は状況をよく判断の上志摩市水防団長（消防団長）を通じて団員を出動させ水防作業を開始すること。

5 水防法第24条によりさらに必要があるときは、区域内の居住者を出動させ水防作業に従事させることができる。

6 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、市町、消防機関の出動を要請し、又は鳥羽警察署の協力を要請することができる。（水防法第22条及び第23条）

7 陸上自衛隊の出動を求める場合は、県災対本部にその旨要請すること。

- 8 堤防が著しく危険にさらされ決壊、氾濫等が予想される場合は、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに、鳥羽警察署長に通知の上避難のための立退きを指示しなければならない。

避難所は、資料編による。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

- 9 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努力するとともに、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者、鳥羽警察署その他の関係機関に通報しなければならない。
- 10 水防解除の通報を受け又は水位が警戒水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防本部長（市長）は志摩市水防団（消防団）、消防機関又は他の協力者の出動を解除する。
- 11 水防本部長（市長）は随時水防活動に関する諸報告（様式第1号）を行うとともに水防活動終了後水防てん末報告、災害報告等（様式第2号）を県水防支部（志摩建設事務所）を経由して県水防本部に提出しなければならない。

資料編 ・ 水防活動実施報告書

第6 水防資機材

必要な水防資機材は、随時整備するものとし、市の整備状況は資料編掲載のとおりである。

資料編 ・ 水防備蓄資材一覧

第7 輸送

水防作業従事者及び水防用資機材等の輸送は、市有車両及び各水防分団所属車両をもって輸送に当たり、なおこれで不足のときは民間より借り上げて確保し、輸送に万全を期する措置を講じる。

資料編 ・ 庁市有車両一覧

第8 巡視（市・消防機関）

水防本部長（市長）又は消防機関の長は水防法第9条により常に区域内の河川・海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に報告して必要な措置を求めなければならない。なお次の事項については特に整備点検等に留意し、緊急の事態に備えなければならない。

- 1 水門、樋門等の点検
- 2 角落し材の保管状況確認
- 3 用水頭首工の門扉の点検
- 4 ため池付近のポンプその他工作物の点検
- 5 堤防弱小箇所又は新設箇所の点検

資料編 ・ 重要水防区域一覧

第9 非常警戒

水防本部長（市長）は、水防警報が発表された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに水防作業を開始する。

- 1 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 2 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 3 天端の亀裂又は沈下
- 4 堤防の越水状況
- 5 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- 6 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常

第10 えん堤、水門の操作、ため池の管理

えん堤、水門、ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、警報の発表を知り、又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

資料編 ・ 水門、えん堤等一覧

第11 避難のための立退き（水防法第29条）

1 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長（市長）又は知事にその命をうけた県の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

なお、水防本部長（市長）が指示する場合は鳥羽警察署にその旨を通知しなければならない。

2 危険区域の想定と避難立退きの指定

水防本部長（市長）は台風、高潮等が来襲した場合の危険区域について、その地域と危険度を想定し、危険区域については地区ごとに避難立退き先を検討し、あらかじめ具体的な避難所、避難場所及び避難経路を定めておく。

3 避難立退き周知

各河川、海岸についての想定避難区域とその避難所、避難場所は資料編のとおりであるが、水防本部長（市長）は、避難立退きの万全を図るため避難所、避難場所とその経路をあらかじめ民間に周知徹底せしめる。

資料編 ・ 避難のための立退き先一覧

第12 水防報告（水防法第47条）

1 水防本部長（市長）は、次の場合直ちにその概要を県水防支部（志摩建設事務所）に報告しなければならない。

- (1) 警戒水位に達し、又はそれ以外の場合でも志摩市水防団（消防団）が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防、水こう門、角落し等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

2 堤防、水こう門、ため池等が決壊し、またこれに準じた事態が発生したときは、水防本部長（市長）は、水防法第25条によって直ちにその旨を県水防支部（志摩建設事務所）及び氾濫のおそれのある方向の隣接管理団体に通報しなければならない。

3 水防本部長（市長）が水防解除を命じたときは、一般に周知させるとともに県水防支部（志摩建設事務所）を経て、その旨を直ちに県水防本部に報告しなければならない。

4 水防てん末報告

水防本部長（市長）は、水防終結後直ちに箇所ごとに次の事項をとりまとめ、県水防支部（志摩建設事務所）を経て県水防本部に水防てん末を報告しなければならない。

- (1) 気象及び水防状況
- (2) 警戒出動及び解散命令時期
- (3) 志摩市水防団員（消防団員）の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用水防資料の種類及び員数
- (7) 水防法第28条による公用負担を命じた種別、数量及び使用場所
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察の応援状況
- (11) 現場指揮者の職氏名
- (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (13) 水防関係者の死傷の有無
- (14) 殊勲者の氏名及びその功績
- (15) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨
- (16) 所見
- (17) その他の報告
- (18) 水防活動実施報告書

水防本部長（市長）は水防活動を実施した場合には「水防活動実施報告書」を毎月3日までに県水防支部（志摩建設事務所）に提出しなければならない。

第 13 節 都市型水害応急対策

担当部	総務対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	---------------------

第 1 防災目標

都市部に水害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、被害を軽減し拡大を防止する。

第 2 避難対策

本章第 8 節「避難対策活動」による。

第 1 4 節 災害警備活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を行う。

第 2 警察の対策（陸上警備に係る事項）

災害時における警察の警備対策の具体的な運用については「三重県警察防災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 警備体制の確立

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある災害警備対策を強力に推進する必要がある場合には、次により災害警備本部を設置し、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

災害警備活動を総括するため、警察本部に警察本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、災害地を管轄する鳥羽警察署に鳥羽警察署長を長とする「鳥羽警察署災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の編成

警察本部員及び鳥羽警察署員をもって災害警備部隊を編成する。

なお、他府県警察の応援を必要とする場合は、警察法第60条により、県公安委員会から要請する。

2 実施事項

- (1) 情報収集と被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保と交通秩序の回復
- (6) 迷い子等の保護
- (7) 各種犯罪の予防及び取締り
- (8) 各種警報等の伝達に対する協力
- (9) 広報活動
- (10) 市等の行う災害業務に対する協力
- (11) 地域防犯団体等への指導

第 3 鳥羽海上保安部の対策（海上警備に係る事項）

第四管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次の活動を行う。

- 1 巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第 15 節 交通応急対策

担当部	総務対策部、建設対策部
-----	-------------

第 1 防災目標

災害時に交通が途絶又はそのおそれがあるときに、緊急車両の通行を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、交通情報の収集及び広報等を実施する。

第 2 実施責任者

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を行い、鳥羽警察署と協力して交通規制を実施する。

第 3 交通規制の実施（警察）

警察は、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

1 道路交通法（昭和35年法律第105号）による署長等の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

2 災害対策基本法による公安委員会による交通規制

公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項により指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

署長は、緊急交通路に指定された路線で、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限及び迂回路における整理誘導を行う。

3 道路交通法による公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、前記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

4 その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察も、危険防止のための交通規制を実施する。

5 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課が、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

第 4 路上放置車両等に対する措置（警察）

1 警察官の措置

災害対策基本法第76条第1項により、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間で、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあるとき、警察官は、その管理者等に対

し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいらないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

2 消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいらない場合に限り、前記1で警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに鳥羽警察署長に通知しなければならない。

3 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいらない場合に限り、前記1で警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに鳥羽警察署長に通知しなければならない。

第5 海上交通の確保（海上保安本部）

鳥羽海上保安部は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

- 1 海上交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第6 道路の応急復旧等

1 道路、橋りょう等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋りょう等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するとともに、市長は、被害状況を調査するため、道路交通調査班を編成し、調査する。
- (3) 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡する。
- (4) 道路管理者及び上水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第7 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要として災害対策基本法施行令第32条の2で定められた車両をいう。

2 確認手続等

(1) 事前届出済車両の場合

緊急通行車両として、事前届出済証を受けている車両に関しては、市災対本部総務対策部財政班が一括して、鳥羽警察署で緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

なお、緊急を要するものについては、事前届出済証を携行させ、災害時に設置される検問所で緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受けさせることができる。

(2) 事前届出のない車両の場合

市が使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、上記総務対策部財政班が鳥羽警察署に対し所定の書類をもって申請する。

資料編 ・ 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 16 節 障害物除去活動

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 防災目標

山崩れ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

第 2 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から通知された事項を行う。
- 2 障害物が道路上又は河川等にある場合は、道路又は河川等の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

第 3 障害物の除去活動

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊の防止等、水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 市における障害物の除去は、建設対策部建設整備班が組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者、道路管理者、鳥羽警察署、志摩広域消防組合、志摩市消防団、自衛隊等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者が考慮するが、おおむね次の場所に集積又は保管する。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

4 必要な機械器具の確保

必要な機械器具は、業者に協力要請する。

5 障害物除去に関する応援及び協力

市は、障害物の除去について必要に応じ、県その他関係機関に対し応援、協力の要請をする。

第 4 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次による。

1 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- (1) 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- (2) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

2 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

3 費用の限度

「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

4 期間

災害発生の日から10日以内

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 17 節 流木の防止

担当部	産業振興対策部、建設対策部
-----	---------------

第 1 防災目標

洪水又は高潮等により流出した木材による二次災害の防止に努める。

第 2 流木に対する措置（市・関係機関）

- 1 港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木については、防災関係機関、港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、防災関係機関、港湾管理者及び漁港管理者が除去をし、直ちに流木の除去が行えない場合には、標識を設置する等必要な措置を講じ、船舶運航の安全確保に努める。
- 2 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、市、河川管理者及び海岸管理者は、その所有者が判明している場合は、直ちに除去させ、不明の場合には、市、河川管理者及び海岸管理者が協力して、安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。
- 3 湛水又は浸水地域に漂流する流木については、市又は鳥羽警察署が、上記 2 に準じた措置をとる。

第 18 節 緊急輸送活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

災害の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広域な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

市及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

第 2 実施責任者

災害時における輸送は、市長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務対策部財政班が行う。

また、市で対処できないときは、伊勢地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請する。

第 3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- 2 ヘリコプター等による輸送
- 3 船舶等による輸送
- 4 賃金職員等による輸送

第 4 輸送の対象

1 第 1 段階

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

2 第 2 段階

- (1) 第 1 段階の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- (4) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

3 第 3 段階

- (1) 第 2 段階の続行
- (2) 災害復旧に要する人員及び物資

(3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

1 車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

- (1) 市災対本部所有の車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 自動車運送事業用車両等
- (4) その他の自家用車両等

2 輸送力の確保

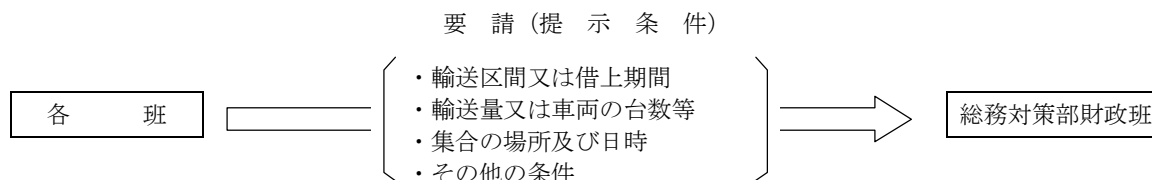
輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度及び災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 陸上輸送

ア 市有車両

各班は、必要な車両を総務対策部財政班に要請する。

総務対策部財政班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



イ その他の車両

(ア) 民間協力業者の車両については、各地区拠点で、輸送車両の集結、配車及び燃料の調達等を分散コントロールする体制を確立し、各部からの要請による輸送業務を行う。これにより広域的物資の受入れ動線と市内分配動線の整理を図る。

(イ) 業者委託して大きな支障がない調達物資・機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に調達から供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、輸送業務そのものの円滑化と市災対本部としての業務量の軽減化を図る。

ウ 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、近畿日本鉄道株式会社等各関係機関と連絡して処理する。

(2) 海上輸送

陸上交通による輸送が困難な場合又は途絶した場合、関係機関と協議のうえ、災害応急活動に必要な人員、物資等の海上輸送を図る。

(3) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、総務対策部地域防災班は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により本章第3節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、自衛隊の応援を要請する。

(4) 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図る。

(5) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、災害対策基本法第71条による従事命令を執行して確保する。

従事命令の方法は、次の者に対して行う。

ア 鉄道事業者及びその従事者

イ 自動車運送事業者及びその従事者

ウ 船舶運行事業者及びその従事者

エ 港湾運送業者及びその従事者

3 燃料の確保

総務対策部財政班は、市有車両及び協力車両の全てに必要な燃料の調達に関するとりまとめを行う。

4 道路情報の収集・伝達

市災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、鳥羽警察署と連携を密にするとともに、必要により専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

5 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

第6 緊急輸送ネットワーク

県では、緊急輸送道路等を指定し、陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

本市には、資料編のとおり緊急輸送道路が指定されている。

資料編 ・ 緊急輸送道路一覧

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法による応急救助の実施に必要な輸送

1 範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 19 節 県防災ヘリコプター活用計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

市域内に、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第 2 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、市の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、市の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動する。

2 防災ヘリコプターの応援要請

市長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行う。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、市長及び志摩広域消防組合消防長は、知事に対し応援を要請する。

ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 志摩広域消防組合、志摩市消防団等市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事（防災危機管理部）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請要求連絡先

防災危機管理部防災対策室 防災航空隊	T E L 059—235—2558（緊急専用回線）
	F A X 059—235—2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の輸送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

4 要請後の受入体制

市は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行う。

- (1) 市の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

5 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の目安

大規模地震が発生した場合、又は道路・橋りょうの損壊、交通渋滞の発生によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、市災対本部総務対策部地域防災長は、あらかじめ定める臨時ヘリポート開設予定地及び必要地について、被害状況等の把握及び開設・運営のために必要な措置を講じる。

(2) 開設の方法及び県への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、直ちに県（伊勢地方部又は防災危機管理部）にそれぞれ開設の有無を報告する。

資料編 ・ ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第 2 0 節 海上災害応急対策

担当部	総務対策部
-----	-------

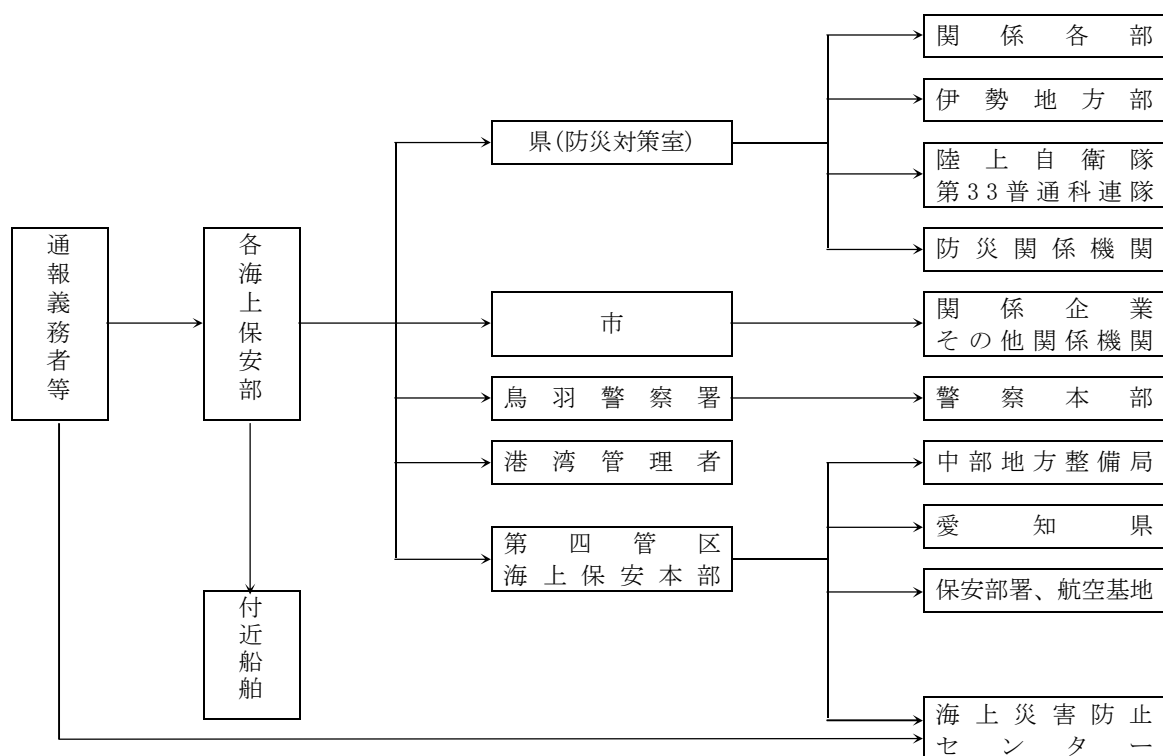
第 1 防災目標

志摩市地先海域に、タンカー等船舶事故による大量の排出油等や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上での排出油等事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するとともに港湾の安全を図る等市及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努める。

第 2 情報の伝達

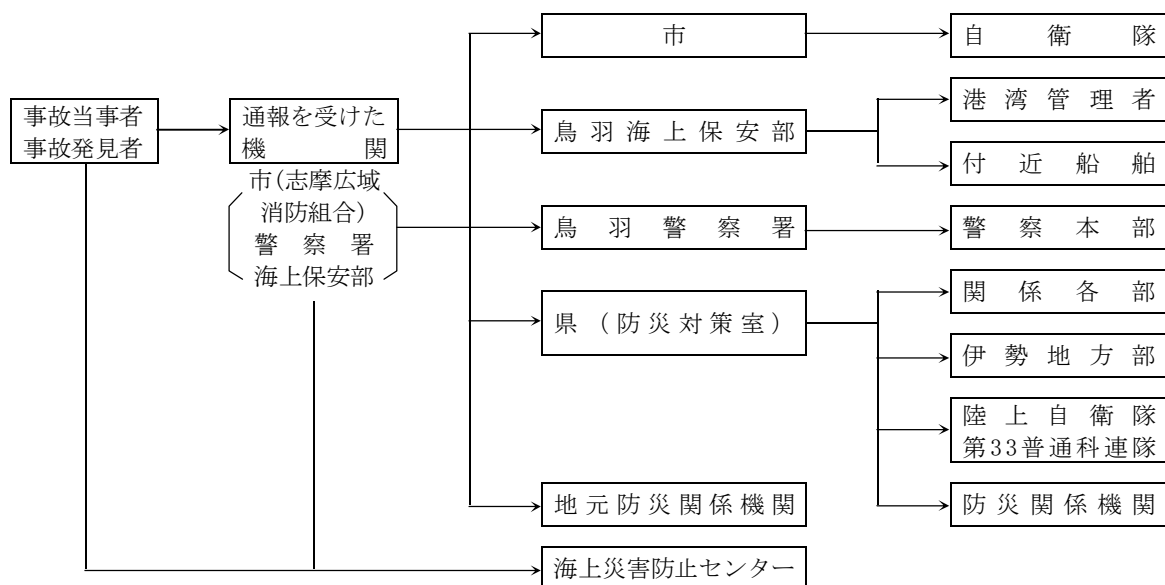
1 関係機関への連絡

(1) 海上での災害



※ 海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

(2) 陸上からの災害



2 一般への周知

(1) 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
鳥羽海上保安部	〃	〃
放送局（日本放送協会・民放）	ラジオ・テレビ放送	〃
港湾管理者	船舶拡声器による放送	港内船舶
鳥羽海上保安部	〃	〃
鳥羽警察署	〃	〃

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
市	市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ等からの放送等	1 事故の状況
鳥羽警察署	パトカー等からの放送等	2 防災活動の状況
志摩広域消防組合	広報車からの放送等	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
鳥羽海上保安部	巡視船艇からの放送	4 避泊準備等一般的注意事項
放送局（日本放送協会・民放）	テレビ・ラジオ放送	5 その他必要事項

第3 応急対策活動

市及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施する。

- 1 総合的応急対策の策定及び災害救助活動の総合調整及び統制
- 2 災害情報の交換
- 3 関係機関に対する協力要請

第4 災害救助活動（市・防災関係機関）

市及び防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

1 排出油等及び火災対策

- (1) オイルフェンス展張による拡散防止
- (2) 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- (3) 消火
- (4) 防災資機材の輸送
- (5) 人命の救助、救護
- (6) 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- (7) 通信連絡

2 高潮対策

- (1) 船舶及び沿岸住民の避難
- (2) 外洋における前進警戒
- (3) 沿岸水防対策の実施
- (4) 気象情報の収集、連絡

第5 排出油等防除応急対策活動（市・関係機関）

陸上施設及びタンカー等から排出された石油等（排出油）への応急対策について、次により実施する。

1 実施機関

排出油等防除等の活動は、鳥羽海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を鳥羽海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 防除活動の分担

(1) 海上における防除活動の分担

ア 発災船舶等は、鳥羽海上保安部長への通報を行うとともに、排出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

イ 鳥羽海上保安部長は、排出油等の拡大防止措置を講じるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講じる必要がある場合に、防除措置を講じるべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講じることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講じるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。

(2) 陸上における防除活動の分担

ア 志摩広域消防組合消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ排出油等の状況を鳥羽海上保安部長に連絡する。

イ 鳥羽海上保安部長は、志摩広域消防組合消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

3 発災事業所、船舶等の措置

- (1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- (2) 排出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) 火気使用禁止措置
- (4) 事業所内での危険区域の設定
- (5) 住民に対する広報活動
- (6) 排出油等の回収措置
- (7) 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (8) その他の災害の規模に応じた措置

4 市の措置

- (1) 沿岸に漂着した排出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 住民に対する広報
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導
- (5) 防災資機材の調達搬入
- (6) 他市町に対する応援要請
- (7) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- (8) その他の災害の規模に応じた措置

5 県の措置

- (1) 沿岸に漂着した排出油等の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- (2) 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- (3) 自衛隊、他府県等に対する応援要請
- (4) 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- (5) その他の災害の規模に応じた措置

6 警察の措置

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 危険区域内への立入禁止等
- (3) 被災者の救助
- (4) 避難の指示及び誘導
- (5) 緊急通行車両の通行の確保
- (6) 災害現場周辺の警備及び広報活動
- (7) その他の災害の規模に応じた措置

7 志摩広域消防組合の措置

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 陸上での火気使用禁止措置

- (3) 排出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定
- (4) 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
- (5) 鳥羽海上保安部との連絡調整
- (6) その他の災害の規模に応じた措置

8 鳥羽海上保安部等の措置

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 海上での消火及び火気使用禁止措置
- (3) 船舶禁止
- (4) 排出油等の拡大防止措置
- (5) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (6) 排出油等に対し、措置義務者に除去を命じる等必要な措置
- (7) 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立退き及び航行の制限又は禁止措置
- (8) 志摩広域消防組合消防長との連絡調整
- (9) 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- (10) 協議会に対する協力要請
- (11) 自衛隊の災害派遣要請
- (12) その他の災害の規模に応じた措置

9 その他の防災関係機関

自らの防災対策を講じるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

資料編	・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧 ・ 化学消火薬剤保有現況
-----	-----------------------------------

第 2 1 節 危険物等災害応急対策

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

危険物施設、ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等により災害が発生した場合には、被害の拡大を防止するため直ちに応急措置を講じる。

第 2 危険物製造所等の応急措置計画

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火及び危険物の流出拡散防止の措置を講じる。
- (2) 上記(1)の事態を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちにその旨を市、志摩広域消防組合及び鳥羽警察署等の防災関係機関に通報する。

2 市が実施する対策

- (1) 危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を志摩広域消防組合、鳥羽警察署及び県等の防災関係機関に報告する。
- (2) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、志摩広域消防組合に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。

資 料 編 ・ 危険物施設状況

第 3 ガス施設等応急措置計画（市・事業者）

1 L P ガス販売所等の事業者が実施する対策

- (1) 危険時に際して、L P ガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長及び警察官に通報する。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高压ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

(2) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

L P ガス販売所等の事業者は、ガス漏れ等災害における危険を覚知した場合は、市、志摩広域消防組合、鳥羽警察署に通報するとともに、直ちに事故現場に出動し、互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を図る。

イ ガス漏れの初期応急措置

事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

ウ 作業の識別

事故現場に急行する場合は、L P ガス販売所等の事業者であることを識別できる腕章等を着用する。

2 市が実施する対策

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 志摩市消防団への出動命令及び志摩広域消防組合、鳥羽警察署、鳥羽海上保安部への出動要請
- イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去
- ウ 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置）

(2) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

市長は、災害における危険時にＬＰガス販売所等の事業者から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、警察官、ＬＰガス販売所等の事業者と相互に連携し、速やかに危険地域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

警察官は、災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ 火気規制、立入規制

ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

第４ 毒物劇物災害応急対策（市・事業者）

１ 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者が実施する対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、伊勢保健福祉事務所保健衛生室、鳥羽警察署又は志摩広域消防組合に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の２）。

２ 市が実施する対策

市は、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置について、県、志摩広域消防組合及び鳥羽警察署と密接な連絡をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区の担当機関に連絡する等の措置をとる。

第５ 放射性物質施設の応急措置計画

１ 放射性物質の使用者、販売者、廃棄業者等が実施する対策

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- (1) 伊勢保健福祉事務所保健衛生室
- (2) 鳥羽警察署
- (3) 志摩広域消防組合
- (4) 市役所

２ 市が実施する対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講じる必要があることから、事故発生の通報を受けた場合は、伊勢保健福祉事務所保健衛生室及び鳥羽警察署等と相互に密接な連絡のもとに次の応

急措置を実施する。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示及び勧告
- (5) 被爆者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第２２節 公共施設・ライフライン施設応急対策

担当部	建設対策部、上下水道対策部
-----	---------------

第１ 防災目標

道路、橋りょう、港湾施設、漁港施設、河川、海岸等の公共土木施設、電気、電話、上下水道等のライフライン施設等は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、発災後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互で、緊密な連携の確保に努める。

第２ 対策（関係機関）

１ 公共土木施設等

（１）道路、橋りょう

ア 緊急輸送道路を含め、緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、市民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手する。

イ 障害物の除去については、道路管理者、鳥羽警察署、志摩広域消防組合及び自衛隊等が協力して必要な措置をとる。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

（２）港湾施設

本市の浜島港は災害時緊急輸送ネットワークにおける物資の備蓄及び集積拠点に指定されているため、被災後は早期の被害状況の把握、報告等を行い、緊急輸送に対処する。

また、被害の復旧においては、県と連携を図り復旧工事を推進していく。

（３）漁港施設

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

（４）河川、海岸

堤防及び護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。市管理以外の堤防及び護岸については、国及び県と連携を図り、復旧工事を推進していく。

（５）地すべり防止、土石流防止、急傾斜地崩壊防止施設

ア 県は、発生後の降雨等による土砂災害の発生防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行う。

イ 県は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実

施する。

(6) 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策

県と市は、災害時要援護者関連施設が土砂災害発生に伴い被災のおそれがある場合には、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

(7) 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市は住民に対し、下水排除の制限を行う。

2 水道

(1) 本市は、県営用水供給事業から一部を受水しているため、県企業庁と連絡を取り合い復旧にあたる。

ア 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、電話、情報供給機関等）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努める。

イ 水道施設の復旧作業は、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

(2) 市の水道事業

ア 市の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画に基づき、速やかに実施する。自ら実施が困難な場合は、市が締結している応援協定に基づき、団体、ブロック、県等に応援要請を行う。

イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書

・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書

・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

3 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の対策計画による。

4 バス（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社の対策計画による。

5 電気（中部電力株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力株式会社の対策計画による。

6 LPガス

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス器具等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

(1) 緊急対策

ア LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器のバルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。

イ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

(2) 中期対策

ア 危険箇所からの容器の引上げ

イ 緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給

ウ 避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給

エ 一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

- 7 電話（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモその他移動通信事業者）
三重県地域防災計画及び西日本電信電話株式会社その他移動通信事業者の対策計画による。

第 2 3 節 航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の流出油など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策を実施する。

第 2 活動体制

市は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに鳥羽警察署その他関係機関と連携して情報収集、消火・救助その他必要な応急対策を講じ、市長が必要と認めた場合には、市災対本部を設置して、適切な配備体制を敷く。

なお、配備体制については、本章第 1 節「活動体制」に定めるが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

また、市災対本部を設置した場合には、県（防災危機管理部防災対策室）へ報告するとともに、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請、ヘリコプターの出動、消防救急活動及び救助活動の支援、医療・救護活動支援、その他応急対策支援を要請する。

第 3 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- 1 被害情報の収集及び伝達
- 2 消防救急活動及び救助活動
- 3 医療・救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第24節 農林施設等災害応急対策

担当部	産業振興対策部
-----	---------

第1 防災目標

風水害等により、農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の発生が考えられるので、県及び関係機関と連携して被害の軽減及び拡大を防止する。

第2 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第3 農作物に対する応急措置

1 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、伊勢地方部（農林水産商工環境事務所）及び鳥羽志摩農業協同組合等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期する。

2 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県に要請を行う。

3 病虫害の防除

(1) 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は、市長が行う。なお、市は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報の提供を県に要請する。

(2) 市は、病虫害防除所、鳥羽志摩農業協同組合等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病虫害の防除に努める。

(3) 防除は、特別の指示のない限り県が作成している病虫害防除の手引きをもとに、一斉に行う。

(4) 防除器具は、市が整備する。農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

第4 畜産に対する応急措置

1 被災地における病家畜の早期発見に努める。

2 被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）により、南勢家畜保健衛生所長の指示により家畜防疫員が実施する。

3 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に社団法人三重県獣医師会の協力により治療の万全を期する。

4 家畜伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

5 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保するが、一般疾病の治療に必要な医薬品については県にあっせんを要請する。

第5 林産物に対する応急措置

1 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り

及び焼却等に努める。また、被災遊休地では、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

2 被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

3 風倒木による二次災害を防止するため、森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じる。

第 2 5 節 住民への広報広聴活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

収集した情報をもとに報道機関を通じ、又は直接市民に対して広報及び広聴活動を行い、災害時の諸知識の徹底と民心の安定を図る。

第 2 初期の広報活動の原則

初期には、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」、「市・県・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」、「災害時要援護者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動・救出救助活動への協力要請」に関する情報を間断なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」をなくすことに重点を置いた広報活動を行う。

第 3 広報の手段

住民に対し、次の手段により迅速、的確に情報を伝達するとともに、災害時要援護者に配慮した伝達に努める。

また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行う。

- 1 市防災行政無線
- 2 広報車
- 3 電話・FAX
- 4 市ホームページへの掲載
- 5 臨時広報紙、チラシの配布
- 6 ケーブルテレビ
- 7 報道機関を通じたラジオ、テレビによる放送

第 4 被災者等への広報

市による災害時広報活動は、次の事項を目安として、それぞれの時期区分に即した情報項目について、各部・各防災関係機関との密接な連絡のもと、計画的に行う。

1 災害発生直後（災害発生当日から2～3日目程度まで）

主 な 広 報 事 項
(1) 災害発生状況 (2) 気象予報及び警報 (3) 出火防止及び初期消火の呼びかけ (4) 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ (5) 緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 (6) 必要な区域又は施設に対する避難の勧告、指示 (7) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。 ア 市災対本部の設置、現地本部の設置 イ 避難所、拠点救護所の設置 ウ 災害時総合相談窓口の設置 エ 県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 オ 協力団体・広域的支援団体の活動状況 カ 救援対策及び応急復旧対策実施に関する目安 (8) 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ (9) 安心情報に関すること。 ア 「……地区は被害なし」 イ 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 ウ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 (10) 災害用伝言ダイヤル「171」利用の呼びかけ (11) 延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 (12) 2日目以降、毎日広報紙発行体制をとること及び流言飛語に惑わされないよう注意すべきことの呼びかけ

2 被害の状況が静穏化した段階（3～4日目以降開始）

主 な 広 報 事 項
(1) 救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること。 ア 災害時総合相談窓口の業務内容 イ 拠点救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること。 ウ 災害時要援護者専用避難所における業務内容及びその他災害時要援護者優先ルールへの理解協力の要請 エ 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） オ 応急給食その他の救援活動の実施状況 カ 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること。 キ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること。 ク リ災証明書発行スケジュールの発表に関すること。 (2) 生活関連情報 ア 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 イ 電気、下水道の復旧状況（見込み） ウ 商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 エ ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 オ 食中毒防止その他保健衛生上の注意事項 カ 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。）

キ 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） ク 代替公共交通手段の提供に関する情報 ケ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 コ 診療所等医療機関の再開状況 サ ボランティアの活動状況 (3) 安心情報に関すること。 ア 「……地区は被害なし」 イ 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 ウ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 (4) 余震・土砂災害・危険建物その他の人的危険回避のために必要な情報
--

3 生活再建及び被災地復旧に向かう段階（7～8日目以降開始）

主 な 広 報 事 項
(1) 生活再建支援サービス実施計画に関すること。 ア リ災証明書発行スケジュール及び受付方法、異議申立て等に関すること。 イ 義援金の配分計画に関すること。 ウ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニューに関すること。 エ 仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること。 オ その他必要な生活再建支援サービスに関すること。 (2) 生活関連情報 ア 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 イ 電気、下水道の復旧状況（見込み） ウ 商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 エ ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 オ 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 カ 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。） キ 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） ク 代替公共交通手段の提供に関する情報 ケ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 コ 診療所等医療機関の再開状況 サ ボランティアの活動状況 (3) その他(1)(2)に掲げた項目のうち必要な項目の継続

第5 災害時広報活動体制

1 市災対本部総務対策部の役割

(1) 事前広報重視の広報用資料の作成

- ア 災害時広報活動計画の作成
- イ 各部へのデータの提供要請、収集及びとりまとめ
- ウ 分かりやすさに配慮した広報用資料の作成
- エ NTTファックス、電子メール、伝令等による各部への配布

(2) 市防災行政無線による広報体制の確立

- ア 市防災行政無線の点検・開局
- イ 自家発電装置の点検・燃料の確保等停電時の電源確保
- ウ 放送要員の確保

※通訳等関係団体等への要員派遣要請を含む。

エ 広報文例の確保その他必要な措置

(3) 広報紙発行体制の確立

ア 編集体制の確立

※民間業者への要員派遣応援要請を含む。

イ 印刷体制の確立

※コピー機、印刷機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等

ウ その他災害発生2日目以降毎日発行のために必要な措置

(4) 報道機関対応

各報道機関に対し、共同記者会見場・臨時記者詰所の開設及び報道協力の要請

2 支所及び避難所担当者の役割

(1) 広報用資料を使った広報活動

ア 支所が担当地区内での広報活動

イ 避難所担当者が避難所内での広報活動

※館内放送、口頭伝達等による。

(2) 広報紙の配布

ア 支所担当職員が担当地区内に掲示・配布

イ 避難所担当者が避難所内で掲示・配布

第6 災害時要援護者向け広報体制の確立

市は、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会と連携し、速やかに災害時要援護者向け広報体制を確保し、広報を実施する。聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載、チラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や外国語ボランティアの協力を求めて外国語による放送の実施に努める。また、在宅の災害時要援護者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、巡回広報チームを編成し、戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第7 観光客に対する広報

観光客に対する広報は、市防災行政無線を活用して行うほか、集客施設、駅、旅館・ホテル等の宿泊施設等の管理者、観光協会等と連携を密にし、交通機関の運行状況、市の被害状況、市の対応等についての情報提供を行う。

第8 災害時総合相談窓口の設置等広聴活動の実施

- 1 市は、広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等が反映できるよう努める。
- 2 市は、被災者のための相談窓口を設置するものとし、対応事務については、企画対策部企画政策班が当たる。
- 3 生活維持に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡する。

第9 放送の利用

市長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

第10 報道機関への情報の発表（市・志摩広域消防組合）

1 市の発表

(1) 市災対本部設置前

市長の指示又は副市長の指示により、市長公室長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 市災対本部設置後

市災対本部設置後については、市災対本部市長公室班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、市長公室班は、市災対本部が設置された場合は、庁舎内に特設の臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置し、市災対本部活動に支障のないように、かつ、積極的に報道機関への情報提供を行う。

2 志摩広域消防組合の発表

志摩広域消防組合の行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

第 1 1 災害資料及び情報の収集

総務対策部市長公室班は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、収集した災害情報は記録、整理しておく。

第26節 給水活動

担当部	上下水道対策部、関係部
-----	-------------

第1 防災目標

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 実施責任者

飲料水の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、市が締結している応援協定に基づき、応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書
・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

第3 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

1 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場、配水池等を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

2 応急給水用資機材・人員の確保

- (1) 災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。
- (2) 被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、市が締結している応援協定により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書

第4 応急給水

大規模な災害により被災した水道施設の応急復旧は、避難所開設期間（災害発生後最大28日間を目安とする。）中に完了させることを目標とする。そのため、応急給水供給量の確保すべき目標量及び給水方法の目安は次のとおりとする。

給水対象	供給量 (1人・日)	時期区分（発災後）	給水方法
断水地域における 一般利用者	3 L	3日目まで	ア 水道施設における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	10～20 L	4日目～10日目	ア 仮設給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
	20～100 L	11日目～15日目	ア 仮設給水栓の設置
	100～250 L	16日目～28日目	ア 各戸給水 イ 仮設給水栓の設置

病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	ア 仮設送水管・給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
消 火 用 水	必要量	水道復旧まで随時	—

飲料水はおおむね次の方法によって供給する。

- 1 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。
- 2 被災地で確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

第5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児・者福祉サービス施設、老人ホーム等高齢者福祉サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、上下水道対策部水道班が関係各部・班と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市有車両の運用により最優先で行う。

特に、「地域災害医療センター」となる県立志摩病院については、災害発生後直ちに、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期す。

第6 応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第7 給水のための応援要請

市内で飲料水の供給が困難になった場合には、市が締結している相互応援協定書に基づき供給を要請する。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 その他特に要請のあった事項

資 料 編 ・ 三重県市町村災害時応援協定書 ・ 三重県水道災害広域応援協定書 ・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書 ・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区でどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

3 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 2 7 節 食料供給活動

担当部	総務対策部、産業振興対策部、教育対策部
-----	---------------------

第 1 防災目標

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、民心の安定を図る。

第 2 実施責任者

実施責任者は、市長とする。ただし、市で対処できないときは、市長は、他市町又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から通知された事項を行う。

第 3 食料の供給

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、炊事のできない者
- (3) 一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 滞留旅客等・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 必要数の把握

必要数の把握は、次の方法によるものとし、総務対策部地域防災班がとりまとめを行い、産業振興対策部農林班に対して調達依頼をする。

- (1) 市災対本部及び志摩広域消防組合等への被害情報による概数の把握
- (2) 避難所管理担当職員がとりまとめた避難所入所者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般被災者等の数）
- (3) 健康福祉対策部介護保険班、地域福祉班が関係機関、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅災害時要援護者数の把握

3 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- (1) 弁当
- (2) アルファ米、乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等
- (3) 乳幼児については粉ミルク

第 4 食料の調達

市長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、備蓄物資を供給するが、不足する場合には、次の方法により調達する。

1 米穀の調達

- (1) 市内の米穀取扱者（小売業者、鳥羽志摩農業協同組合等）から購入する。
- (2) 災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事が三重農政事務所長から買い受けた米穀の引渡しを受け供給する。なお、市は県と「災害救助用米穀等の緊急引き渡しについての協定書」を平成21年10月5日に締結している。

2 乾パン等

乾パンの供給を必要とする場合は、「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、知事に申請する。

3 副食、調味料等

- (1) 市長は、志摩市商工会及び市内食料販売業者等により副食、調味料等を調達し、供給する。
- (2) 市長は、市で副食、調味料等の調達が不可能なときは、知事にあつせんを依頼する。

4 応援要請

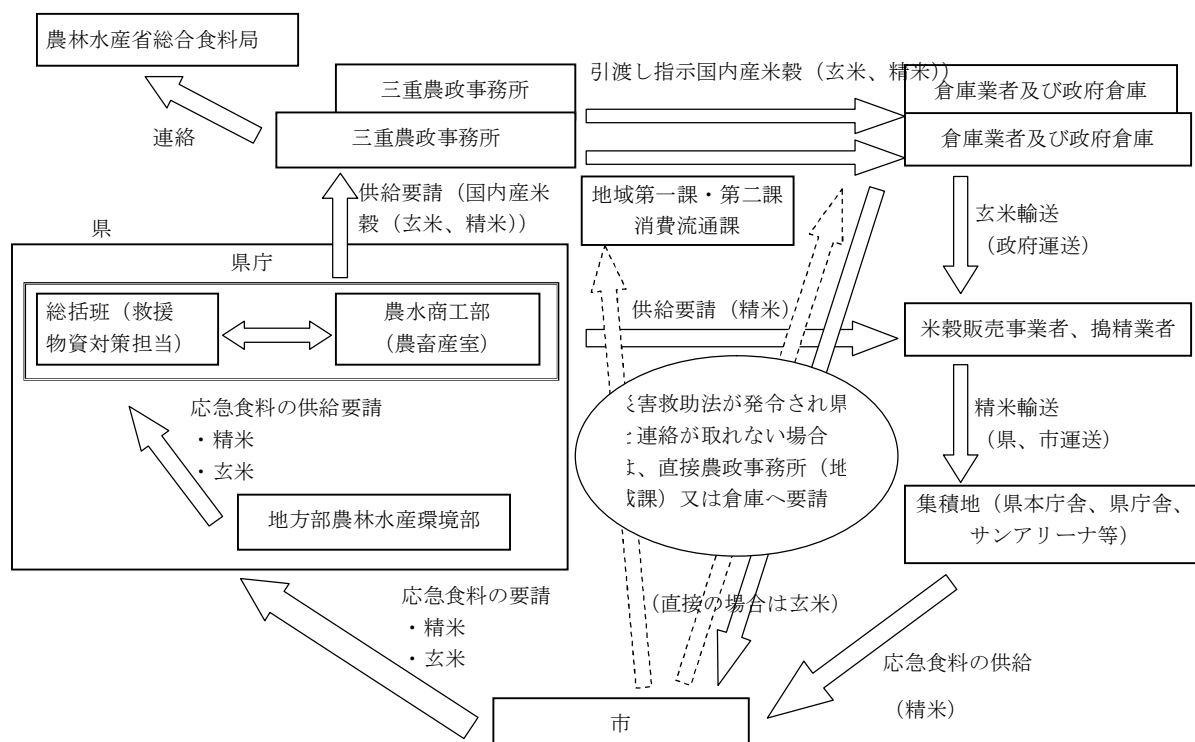
市内で対処できない場合には、「三重県市町村災害時応援協定」により、協定締結市町村に物資等の供給を要請する。

資料編 ・ 三重県市町村災害時応援協定書

5 少数者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄又は入手経路等の確立を図る。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意する。

災害時における応急食料供給経路（米穀の物流）



第5 炊出しの実施

1 炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、健康福祉対策部地域福祉班をもってあてるほか、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、女性の会のほかボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行う。

また、必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託することができる。

2 炊出し予定場所

炊出し予定場所は、学校給食施設及び指定避難所等とする。

3 炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難所等へ運搬するが、運搬に当たっては、市有車両、消防車、私用車等を使用する。

4 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保する。

5 炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておく。

6 救助物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救助物資又は市内からの調達により食料等を供給することになるが、次表に掲げるとおり、地区ごとに救助物資集配場所を設け、総務対策部総務班を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により物資の受入れ及び配分を行う。

救助物資集配場所

施設名	所在地	電話番号
志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261番地4	(0599) 72—1197
磯部小学校	志摩市磯部町恵利原1275番地	(0599) 55—0027
浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
阿児ふるさと公園（阿児アリーナ）	志摩市阿児町神明1074番地14	(0599) 43—7000

第6 主食の供与

1 配給対象

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食の必要があるとき。
- (2) 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要があるとき。
- (3) 災害地における救助作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

2 配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、消費者の実情等によっては、乾パン、パン、麺類とする。

3 配給数量

- (1) 配給数量は、次の1人1日当り配給量に知事（災害救助法適用前は市長）が必要と認める受給者の数及び実施機関の日数（食数）を乗じて得た数量とする。
- (2) 1人当りの配給量は、次のとおりとする。乾パン、パン、麺類の精米換算率は、100%とする。ただし、パンは原料小麦重量で計算する。

ア 1の(1)の場合、精米換算1人1食当り 200グラム

イ 1の(2)の場合、1人1日当り 400グラム（ただし1人1箇月当り10キログラムの範囲内）

ウ 1の(3)の場合、精米換算1人1食当り 300グラム

- (3) 市長は、特に必要があると認めるときは、乾パン、パン、麺類について(2)に掲げる配給量

のほかに加給として配給することができる。

4 配給の実施

(1) 災害時の応急供給は原則として、東海農政局三重農政事務所分任物品管理官の発行・交付する荷渡指図書により現品を購入するか、又は知事が三重農政事務所長から直接購入した現品の供給を受けて実施するが、事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任で現品の購入又は引渡しを受けて供給を実施するものとし、市長は実施後速やかに知事に報告する。

なお、知事と市長とは応急食料の延納販売に関する事前の協定を結んでおく。(応急食料の緊急引渡しについての協定書)

(2) 災害救助法適用前、市長が災害応急供給を必要と認めたときは、上記(1)に準じる方法をもって供給を実施する。

第7 副食の供与

炊出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる。

第8 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、市は、住民に対し、家庭内での食料の備蓄を図るよう広報を行う。

第9 調達体制の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、市は次の事項を実施する。

- 1 市内小売業者のリスト作成と毎年を更新作業
- 2 鳥羽志摩農業協同組合、志摩市商工会、食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

第10 災害救助法が適用になった場合

1 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

2 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

3 費用の限度

「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 28 節 生活必需品等供給活動

担当部	産業振興対策部
-----	---------

第 1 防災目標

災害により被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具等を給与又は貸与する。

第 2 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

第 3 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第 4 支給品目等

- 1 被害状況及び世帯構成人員に応じて、急場しのぎ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の現物をもって行う。

種 別	品 目 例
寝 具	毛布、布団、タオルケット
外 衣	洋服、作業衣、子供服
肌 着	シャツ、パンツ、靴下
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘、使い捨てカイロ
炊 事 用 具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ、ガス器具
食 器	茶碗、皿、箸、コップ、缶切、哺乳瓶
日 用 品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ウェットティッシュ、トイレ衛生用品（洗剤、消臭剤、タワシ）、ポリ袋（ゴミ袋）、ビニールシート、生理用品、紙おむつ（小児用・大人用）
光 熱 材 料	マッチ、使い捨てライター、ろうそく

2 燃料

市は、炊出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達については、鳥羽志摩農業協同組合等に対し、調達協力を依頼し、また、不足する場合は県に対して調達を要請する。

3 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄

市は、志摩市社会福祉協議会等と協議し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進する。

- (1) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- (2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第 5 物資の供給

1 備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需物資等の給与又は貸与が必要な場合、平常時から備蓄している物資等を供給する。

なお、市は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人で準備しておくよう、平常時から市民に広報していく。

2 市内業者等からの調達

市は、市内の小売業者、志摩市商工会等に協力を依頼し、生活必需物資の供給を行う。

3 他市町及び県への応援要請

市内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日本赤十字社三重県支部あるいは他市町に依頼し調達する。

- (1) 品目別数量
- (2) 必要日時
- (3) 引取り又は送付場所
- (4) その他必要事項

4 応援協定に基づく調達

上記の方法によっても必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、「三重県市町村災害時応援協定」に基づき、協定締結市町から必要な物資の供給を要請する。

資 料 編 ・ 三重県市町村災害時応援協定書

第6 救援物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は市内からの調達により生活必需品等を供給することになるが、次表に掲げるとおり、地区ごとに救援物資集配場所を設け、総務対策部総務班を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により物資の受入れ及び配分を行う。なお、救援物資等の配分にあたっては、各配付段階で必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

救援物資集配場所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261番地4	(0599) 72—1197
磯部小学校	志摩市磯部町恵利原1275番地	(0599) 55—0027
浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
阿児ふるさと公園（阿児アリーナ）	志摩市阿児町神明1074番地14	(0599) 43—7000

第7 物資の輸送

物資の輸送に必要な車両の配車及び船舶の調達は、総務対策部財政班が行う。

ただし、地域内で輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、市の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処する。

第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 給（貸）与品目

第4に定める品目

3 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県が行うが、それ以後の措置は市が行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市長が生活必需品を購入し配分することができる。

4 給（貸）与の期間及び費用の限度

- (1) 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 給（貸）与のため支出できる費用は、「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 29 節 防疫・保健衛生活動

担当部	生活環境対策部、健康福祉対策部、医療対策部
-----	-----------------------

第 1 防災目標

災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

第 2 実施責任者及び防疫体制の確立

市長は、伊勢保健所、社団法人志摩医師会と連絡を密にし、防疫班の編成、器具器材の整備及び広報活動を実施する。

1 防疫班の編成

- (1) 薬剤配布班
- (2) 予防接種班
- (3) 保健班

2 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げる。

第 3 防疫種別と方法

1 検病調査

調査班は、医師 1 名、保健師又は看護師 1 名、助手 1 名で編成し、検病調査を実施する。検病の結果、その状況により適切な処置を講じる。

2 消毒の実施

感染症の未然防止及びまん延防止のため消毒の必要があると認める場合には、対象地域で消毒を実施する。消毒に必要な薬剤等については、住民が各自確保することを原則とするが、不足する場合には速やかに市が供給支援を行う。

3 避難所・野外仮設便所の防疫

野外に避難所、仮設便所を設置した場合は、その施設及び周辺部を消毒し、かつ、定期的に消毒を行う。

4 防疫用薬剤・資器材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足するときは、県に応援供給を要請するとともに、一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会等に協力を要請し調達する。

5 他市町への応援の要請

防疫・保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町に対して、応援協力を求める。

6 県への報告

生活環境対策部美化衛生班は、伊勢保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉部）に被害状況、防疫活動状況、災害防疫用薬剤・資器材所要見込額を報告する。また、災害防疫活動終了後は、災害防疫完了報告書を作成し提出する。

第 4 知事の指示による防疫措置の実施

1 知事の指示

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示を受けた場合、市長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行う。（以下、この節で、法とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）をいい、法施行規則とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）をいう。）。

根 拠 法	知 事 の 指 示 内 容
法第27条第2項	感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
法第28条第2項	ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
法第29条第2項	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置に関する指示
法第31条第2項	生活の用に供される水の使用制限等の指示
予防接種法第6条	臨時予防接種に関する指示（市長が実施するのが適当な場合に限る。）

2 市長が実施する措置

種 別	根 拠 法	実 施 要 領
消毒	法施行規則第14条	(1) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。 (2) 消毒を行う者の安全及び対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条	(1) 対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。 (2) 駆除を行う者の安全及び対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。
物件に係る措置	法施行規則第16条	(1) 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。 ア 消毒：消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により実施 イ 廃棄：消毒又は滅菌等により必要な処理をした後に実施 ウ 滅菌：高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により実施 (2) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全及び対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

第5 食品の衛生監視

市は、県職員である食品衛生監視員による被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）調査の実態を把握し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど適切な措置を講じることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するよう次のような監視等を行う。

1 臨時給食施設

県は、関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

— 重点指導事項 —

- (1) 手洗い消毒の励行
- (2) 食器器具の消毒
- (3) 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- (4) 原材料及び食品の検査

2 営業施設

県は、生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

— 重点監視指導事項 —

- (1) 浸水地区は、湛水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- (2) その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。
また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗又は変敗した食品が供給されることのないようにすること。

第6 その他の保健衛生対策

1 巡回栄養指導

健康福祉対策部健康推進班は、伊勢保健福祉事務所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所、被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。

2 健康診査

健康福祉対策部健康推進班は、伊勢保健福祉事務所、社団法人志摩医師会その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、被災した市民の従来の健康的な生活を取り戻すため、避難所及び仮設住宅等で、健康診査を実施する。これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診勧奨を行う。

3 入浴機会の確保

健康福祉対策部健康推進班は、伊勢保健福祉事務所その他関係機関、協力団体・ボランティア及び市内事業者等と連携・協力して、避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努める。具体的には、その都度可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置などによるほか、市内温泉施設、ホテルなどのうち、開設可能な入浴・シャワー施設の提供協力を受け、必要な場合の燃料のあっせんとタンクローリーによる水の補給等により行う。

4 災害時要援護者への保健衛生対策

災害時要援護者に対する保健衛生対策は、特段の配慮をもって行うものとし、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等、計画的に実施する。

5 被災動物対策

(1) 放浪動物対策

災害により飼育されていた犬、猫や家畜等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策については、県（健康福祉部）・伊勢保健福祉事務

所、社団法人三重県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

ア 放浪動物の保護収容

イ 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布

ウ 負傷している動物の収容・治療

エ 飼育困難な動物の一時保管及び所有者、新たな飼育者探し

オ その他動物に関する相談の受付

(2) 愛玩動物対策

市は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。

第 30 節 清掃活動

担当部	生活環境対策部
-----	---------

第 1 防災目標

被災地で大量に発生する廃棄物等を適切に処理し、環境衛生に万全を期する。

第 2 実施責任者

志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、実施は、市長が行う。ただし、被害甚大で市で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第 3 ごみ処理

1 処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた場合で、機材、人員等のため処理に支障が生じる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請することとする。

なお、本市におけるごみ処理施設及び運搬車両の現況は次のとおりである。

処 理 施 設		運 搬 車	
施 設 数	処理能力 (t/日)	台 数	積 載 量 (t)
5	123	32	49

2 処理の方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で処理する。

なお、施設の処理能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、臨時集積所の確保、性状に応じた処理順位の設定など公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業は、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

3 臨時集積所の確保

災害時のごみの収集場所は指定のごみ集積所とするが、大規模災害の発生等により大量のごみが発生した場合には、臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。臨時集積所選定にあたっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 搬入及び仮置が便利かつ大量に行えるよう相当規模の面積を有すること。
- (2) のちに行う焼却、埋立て等の処理・搬出に便利な立地条件を有すること。
- (3) 環境衛生に支障がないこと。
- (4) 可能な限り他の応急対策事業に支障のないこと。
- (5) 可能な限り公有地又はそれに準じる土地であること。

4 初期における重点収集・処理対策の実施

初期における重点収集・処理対策については、おおむね次のとおり行う。

- (1) 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し焼却処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・自社処理業者等に協力を要請の上搬送する。

- (2) その他の「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」については、いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、焼却施設又は破砕施設に搬送し適切に処理する。
- (3) 医療廃棄物については、専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
- (4) 道路等に排出又は放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。
- (5) 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。

第4 し尿処理

1 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ、避難所のくみ取便所については、貯留容量を超えることがないように配慮する。（し尿発生量は、一人1日あたり2.25リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準じる。

2 収集及び処理方法

し尿の収集は、汲み取り便所及び浄化槽等の被害状況を把握し、関係許可業者の協力を得て、迅速かつ効率的に収集を行うものとする。

また、避難所の便所、及び仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用する。

3 仮設トイレの設置

深刻な被害状況や断水によりトイレが使用できない等の場合は、上下水道対策部下水道班が速やかに仮設トイレを確保し、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

また、設置にあたり必要となる次のような業務内容や業務項目を構築する。

①配置計画（約80人に1基を目安）、②設置体制と人員、③設置（社団法人三重県建設業協会等への協力依頼）、④維持管理、⑤住民への広報、⑥設置状況の把握、⑦上下水道及び浄化槽等の復旧状況、⑧撤去計画

4 初期における重点収集・処理の実施

- (1) 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から避難所・医療施設等の施設を最優先で収集する。
- (2) 収集したし尿については、し尿処理施設に搬入して処理する。
- (3) 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤、非常用排便収納袋、ポータブルトイレ等の購入及び確保について広報等により周知を行う。

第5 死亡獣畜の処理

1 処理体制

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊等が死亡したもの）の処理は、県が死亡獣畜取扱場で行うほか、市は、必要に応じて、次のように行う。

- (1) 移動し得るものについては、適当な処理場所を定めて処理する。
- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
- (3) 処理は埋却及び焼却によって行う。

2 処理方法

(1) 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生（または消）石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。
埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生（または消）石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

(2) 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

(3) 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準拠して行う。（ただし、死亡獣畜取扱場では処理できない。）。

第6 がれき処理

応急対策を実施するにあたって障害となるがれきの処理については、所有者が行うが、所有者が対処できない場合は、本章第16節「障害物除去活動」により実施する。

第7 がれき、ごみ、し尿処理班の編成

被災地の状況により、収集可能地域から開始し、塵芥収集車2台、トラック1台で1班とし、作業量に応じた班数を編成して投入する。

第8 応援の要請

市内で廃棄物の処理が困難な場合には、市があらかじめ締結している相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請を行う場合には、当ブロックの幹事市である伊勢市を通じて県災害等廃棄物処理対策本部に応援の要請を行うが、伊勢市への連絡が困難なときは、直接近隣市町に要請を行う。

資料編 ・ 志摩市災害廃棄物処理計画 ・ 三重県市町村災害時応援協定書 ・ 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

第 3 1 節 遺体の搜索・処理・埋火葬

担当部	市民対策部、生活環境対策部
-----	---------------

第 1 防災目標

既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がいない場合に応急的な対策を実施し、民心の安定を図る。

第 2 実施責任者

- 1 遺体の搜索、処理及び埋火葬は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。
- 2 遺体の検視、検案は警察が行う。

第 3 遺体の搜索

1 搜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない住民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼・届出の受付及び要搜索者リストの作成は、鳥羽警察署が市と協力して、次のとおり行う。

- (1) 届出を受けた時は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
- (2) 「届出」のリストを市（市民対策部市民班）に通報する。
- (3) 市民対策部市民班は、「届出」リストのうち避難所記録簿、医療救護班診療記録簿、その他市で把握している災害の規模や被災地の状況に関する情報資料・安否情報等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者リスト」を作成する。

2 遺体の搜索

- (1) 行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索活動は、市長が志摩広域消防組合、志摩市消防団、鳥羽警察署に協力を要請し、救出に必要な舟艇その他必要な機械器具を借上げ、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

3 応援の要請

市のみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、伊勢地方部（健康福祉部）に遺体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町村に直接搜索応援の要請をする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等

(4) その他必要な事項

第4 遺体の収容処理

1 実施方法

遺体の処理は、市長が志摩広域消防組合及び鳥羽警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

2 処理の内容

遺体の処理には、次の3種類がある。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医療対策部医療班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行うが、医療対策部医療班による実施が困難な場合には、医療救護班又はその他の医師の協力を得て行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の一時保存場所は原則として、市内医療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、市長は寺院等の施設を借上げ埋葬するまで保存する。

(3) 遺体の検案

検視規則及び死体取扱規則に基づき、現地又は遺体安置所で警察が検視（見分）した後の遺体は、医療対策部医療班、医療救護班又はその他協力医師がその処理を引継ぎ、次のとおり遺体の検案を実施する。

ア 遺体の検案は、各遺体安置所設置施設内で、医療対策部医療班が、医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。

イ 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。

ウ 身元不明の遺体については、警察が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

エ 現地で検案を行った遺体は、志摩市消防団が関係各部班、各防災関係機関の協力を得て、最寄りの遺体安置所へ移す。

3 遺体の収容・安置

市民対策部市民班は、検案を終えた遺体について、警察、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容・安置する。

(1) 市民対策部市民班は、あらかじめ指定する施設に遺体安置所を開設する。なお、被災等により適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。又は市内寺院に対して、一時安置協力を要請する。

(2) 市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

(3) 死体検案書（写し）を引継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。

(4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

(5) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。

- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続をとる。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに鳥羽警察署に届出をし、検視後に遺体の処理に当たる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡す。

第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の原則

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として市が火葬・埋葬を行う。

また、埋火葬の実施が市災対本部でできない場合は、第3の2に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

2 留意事項

- (1) 事故死等による遺体については、警察から引継ぎを受けたあと埋火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察、社団法人三重県医師会、社団法人三重県歯科医師会に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬にあたっては土葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により準じ処理する。
- (4) 遺体を火葬する場合は、災害遺体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- (5) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所又はその都度定める施設に設置する遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- (6) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。
- (7) 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに上記遺骨遺留品保管所に保管する。

第6 災害救助法が適用された場合

1 遺体の搜索

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次による。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上する。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次による。

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は、原則として医療救護班によって行う。

(3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内に現物給付で行う。

(4) 費用の限度

ア 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の限度とする。

イ 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体の埋火葬の実施基準等は、次による。

(1) 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施機関は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は市長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(3) 費用

ア 範囲

次の範囲内で、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。

（ア）棺（附属品を含む。）

（イ）埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

（ウ）骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

資料編に掲げる「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第 3 2 節 文教対策

担当部	教育対策部
-----	-------

第 1 防災目標

文教施設の被災又は園児、児童、生徒の被災により、通常の実施が不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施する。

第 2 実施責任者

市長が教育委員会、学校長の協力を得て行う。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

第 3 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、市教育委員会は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施する。

1 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平常時から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

(2) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第 4 応急教育の実施

1 文教施設、設備等の応急対策

教育対策部学校教育班は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

(2) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、近隣の集会施設等の公共施設、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

2 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

3 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

4 県立学校施設等の一時使用の措置

災害応急対策のため必要があるときは、県立志摩高校、県立水産高校管理者に要請を行い、当該施設に支障のない範囲で施設を一時使用することができる。

5 授業料の減免

災害に伴い市立小中学校授業料の支弁困難な者に対し、減免の措置を講じる。

第5 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ臨時休業等の適切な措置を講じる。休業とする場合は、保護者へ連絡するとともに速やかに市教育委員会に報告する。

第6 学用品の調達及び確保

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

第7 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は、避難者の炊出し用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

第8 文化財の保護

1 被害報告

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、国・県指定文化財の被害報告を受けたときは、その結果を速やかに県教育委員会に報告する。

2 応急対策

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、国・県・市の指示に従い、その保存を図る。

ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

資料編 ・ 指定文化財一覧

第9 被災児童生徒等の保健管理

被災児童生徒等の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。

第10 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手するこ

とができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒とする。

2 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行うこと。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用及び期間

資料編に掲げる三重県災害救助法施行細則のとおりとする。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第 3 3 節 住宅応急対策

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 防災目標

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第 2 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合でも知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合でも、災害救助法に準じて行う。

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理及び建設資材の調達については、市内の業者、三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

3 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

4 入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

(1) 仮設住宅等入居希望状況の把握

次のとおり各部・班が分担して行う。

なお、調査結果のとりまとめは建設対策部都市計画班が行う。

対 象 区 分	担当部	手順その他必要事項
避難所に入所している市民等	健康福祉対策部 地域福祉班等	ア 入居希望世帯数・世帯構成の把握
被災者問い合わせ窓口で把握した希望者	企画対策部 企画政策班	イ 建設地に関する希望状況の把握 ウ 段差の解消等仕様に関する希望内容

対 象 区 分	担当部	手順その他必要事項
民生委員等が把握した希望者	健康福祉対策部 地域福祉班等	上記のア、イ、ウのほか、次の事項 介護の要否・程度に関する希望内容

(2) 入居者の選定

災害救助法適用後の仮設住宅の入居者の選定は、市が県知事の補助機関として、次のとおり行う。

ア 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し現に居住する住家がない者であり、かつ、自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、「災害時、現実には法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

イ 入居予定者の選考

入居予定者の選考は、建設対策部住宅営繕班が責任担当部職員、関係各部職員、自治会会長（代表者）、民生委員・児童委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。

(3) 応急仮設住宅の管理

ア 建設対策部住宅営繕班が入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め行う。

なお、家賃は無料、維持補修は入居者負担、供与期間は工事完了の日から2年以内とする。ただし、必要に応じて、延長する場合がある。

イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐え得る最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行うなどして、市はその早期解消に努める。

(4) 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への入居については、災害時要援護者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮する。

第4 市営住宅の被害調査及び確保対策

1 市営住宅等の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、市営住宅を所管する建設対策部住宅営繕班が、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 解体

市営住宅を所管する建設対策部住宅営繕班が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第5 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合には、住宅の応急修理を次のとおり実施する。

- 1 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- 2 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。
- 3 がれき処理量抑制と被災者負担の軽減を図る観点から、特例措置として公費負担による被災建物の補修給付（サービスの実施枠の拡大等）について、国・県に対して、強く要請する。

第6 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

- 1 市は、豪雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、判定拠点等に被災宅地危険度判定士の派遣を、必要に応じて県に要請する。
- 2 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第7 災害救助法が適用された場合

1 応急仮設住宅

(1) 入居者

- ア 住家が全壊（焼）又は流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

（例）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・生活保護法の被保護者及び要保護者 | ・特定の資産のない勤労者 |
| ・特定の資産のない失業者 | ・特定の資産のない小企業者 |
| ・特定の資産のない未亡人及び母子家庭 | ・前各号に準じる経済的弱者 |
| ・特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者 | |

(2) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(3) 建設期間

災害発生日の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。

したがって市は、災害発生日の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4) 費用の限度

資料編に掲げる「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの
資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用の限度

資料編に掲げる「三重県災害救助法施行細則」のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から1箇月以内とする。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第34節 災害救助法の適用

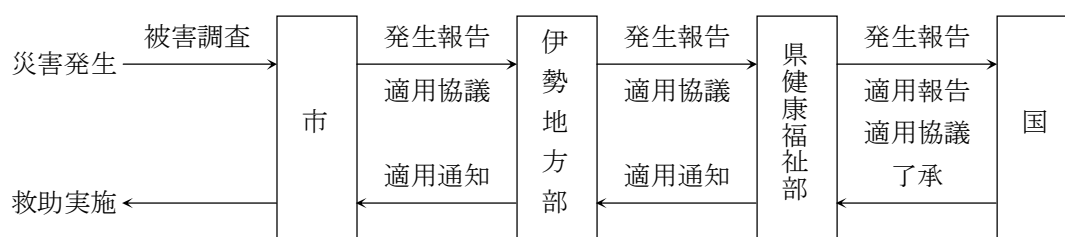
担当部	総務対策部
-----	-------

第1 防災目標

暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等各種災害の発生によって、多大の人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法により救助実施の必要が生じるので、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第2 災害救助法の適用

1 情報伝達の流れ



2 適用の条件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 災害救助法による救助の要否は、市単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

3 適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるとき、災害救助法が適用される。

- (1) 市域内で80世帯以上の住家が滅失したこと。
- (2) 県の区域内で、1,500世帯以上の住家が滅失し、市域内で40世帯以上の住家が滅失したこと。
- (3) 県の区域内で、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市域内で多数の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

4 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

5 適用手続

- (1) 市長は、本市における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みである

ときは、直ちにその旨を知事に報告する。

- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

6 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間は、資料編に掲載の「三重県災害救助法施行細則」のとおりである。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

第3 災害救助の種類と実施権限の委任

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

3 1の(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第13号）による支給や貸付が実施されている。

第 3 5 節 災害義援金・義援物資の受入れ

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

住民からの義援金品の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義援金品の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図る。

第 2 災害義援金品の募集、配分等

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体

また、市に届けられる義援金は、市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付も含め、総務対策部総務班が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が住民を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行う。このため、市は義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 集積引継ぎ

(1) 各家庭から募集したときは、女性の会及び民生委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐ。

(2) 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐ。

4 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、協力対策部出納班が保管する。管理に際しては、受払い簿を作成しなければならない。また義援品については、各関係機関が保管する。

なお、県に義援金募集配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や使途を指定した場合は、市の責任で処理する。

5 配分、輸送

配分については、被災地区や被災者の状況により義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送する。

6 費用

義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関が負担する。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧事業計画

第1 基本方針

公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、可及的速やかに当該事業の推進を図るよう配慮する。

第2 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川災害復旧計画

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

2 海岸災害復旧計画

被害の原因をよく探究し、堤防（護岸）の強度と堤内施設の被害に対する強さの総合的バランス等を十分調査し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味するとともに、県と連携を図り、災害復旧工事を推進していく。

3 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基本となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工法をもって復旧工事を行うよう県と連携を図り、災害復旧工事を促進していく。

4 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基礎となっている道路及び橋りょうの災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

5 港湾漁港等の災害復旧計画

各港湾漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう県と連携を図り、災害復旧工事を推進していく。

6 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ、県と連携し、計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。なお必要な場合応急工事による対策を進める。

第3 農林水産施設災害復旧事業計画

1 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後は更に被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう、計画にあたってはこれらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。な

お、農業基盤整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業、海岸保全施設整備事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

3 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合又は水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第4 社会福祉施設災害復旧事業計画

- 1 地方公共団体の設置に係るもの
- 2 その他のものの設置に係るものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)」による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をする。
- 3 2に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が2に規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をする。

第5 学校教育施設災害復旧事業計画

平常時多数の児童生徒等を収容する学校施設の災害は、その生命保護及び正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時に、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

- 1 災害の原因を研究し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- 2 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- 3 市立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」により復旧計画を推進する。

第6 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

市の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

第7 その他の災害復旧事業計画

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行う。

第2節 財政金融計画

第1 基本方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、市、県、国及びその他関係機関等のすべてが、それぞれの立場で分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するが、被害の規模、程度等によっては法律又は予算の範囲内で国が全部又は一部を負担し、又は補助等の所要の措置をとる。

第2 費用の負担者

1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内で特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

法令に特別の定めがある場合は、次のとおりである。

(1) 災害救助法 第36条

(2) 水防法 第44条

(3) 災害対策基本法 第94条、第95条

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条

2 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、災害対策基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

第3 国が負担又は補助する範囲

1 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

2 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

3 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

4 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。
激甚法の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議で、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても激甚法第2条にいう激甚災害とされる。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- (ア) 公共施設の区域内の排除事業
- (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業等に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の措置
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

オ 母子及び寡婦福祉法に関する国の貸付けの特例

カ 水防資材費の補助の特例

キ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害救助法第37条の災害救助基金について、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについて及び地方自治法第241条の積み立てについてにより災害対策基金を積み立てなければならない。

第5 起債の特例

- 1 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- 2 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- 3 上記1・2の場合、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

第6 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講じることができる。

第3節 中小企業振興対策

第1 基本方針

市内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に志摩市商工会とともに協力し、ひいては、市経済活動の回復を図る。

第2 対策

県が行う振興計画は次のとおりである。

- 1 関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- 2 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- 3 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- 4 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

第4節 農林漁業経営安定対策

第1 基本方針

被災農林漁業者等の自立を支援する。

第2 日本政策金融公庫等融資制度

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金

2 林業関係

- (1) 林業基盤整備資金
- (2) 林業経営安定資金
- (3) 農林漁業施設資金

3 漁業関係

- (1) 農林漁業施設資金
- (2) 漁船資金
- (3) 漁業経営改善支援資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金

第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び市が農業協同組合系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保

第1 基本方針

災害を受けた地域の民生を安定させる復旧に必要な対策を講じる。

第2 被災者に対する公的資金による融資

1 災害弔慰金の支給に関する条例による支給又は貸付

災害弔慰金の支給に関する条例により、次の資金が支給又は貸付けされる。

(1) 災害弔慰金

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

(2) 災害障害見舞金

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障がいがある場合に支給する。

(3) 災害援護資金

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付ける。

第3 生業資金等の貸付

1 救助法による生業資金の貸付

(1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の各項目に該当する者に対して行う。

ア 小資本で生業を営んでいた者であること。

イ 蓄積資金を有しないこと。

ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(2) 貸付限度額

ア 生業費 30,000円

イ 就職支度費 15,000円

2 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

ア 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる比較的所得の少ない世帯。

イ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯。

ウ 日常生活上療護又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。

(2) 借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書（社会福祉法人志摩市社会福祉協議会に備えつけられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通し、社会福祉法人志摩市社会福祉協

議会を経由して三重県社会福祉協議会長に提出する。

(3) 貸付金の種類

- ア 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - イ 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）
 - ウ 教育支援資金（教育支度費、就学支度費）
 - エ 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
- （注）生活福祉資金の災害援護資金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取り扱う。

3 母子及び寡婦福祉資金の貸付

(1) 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び母子及び寡婦福祉法の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(2) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、市を経由して県へ提出する。

(3) 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能習得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金
- ス 特例児童扶養資金

4 恩給担保貸付金

(1) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（株式会社日本政策金融公庫に備付け）に証書及び貸付証明書を添付して、株式会社日本政策金融公庫（津市万町）に提出する。

(2) 貸付金の限度、期間等

- ア 貸付額

恩給年額の3倍以内の額。ただし、最高は、250万円とする。

イ 償還期限

3年以内

ウ 利率

年1.3%

第4 被害者に対する職業あっせん等

1 通勤地域における適職求人の開拓

- (1) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- (2) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

2 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- (1) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- (2) 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

3 激甚法の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第5 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

1 国税の徴収猶予及び減免等

(1) 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条により、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(2) 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）により、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減又は免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

2 県税の減免及び期限延長

(1) 県税の減免

災害が発生した場合で必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(2) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長する。

3 市税の減免等の措置

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市の条例の定めるところに従って必要な措置をする。

第6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店は、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用現全書留郵便物等の料全免除を実施する。
- 4 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

第7 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び市は、住宅金融支援機構法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

第8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努める。

第6節 被災者生活再建支援制度

第1 基本方針

被災者生活再建支援法により自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が拠出した基金活用により、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

第2 適用基準及び支給条件

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）であって、アイに規定する区域内の他の市町村の区域にかかる自然災害

オ 5世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域にあつて、ア～ウに規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害

(2) 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5

	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

第3 被災者生活再建支援制度の周知

市は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図る。

第4 住宅被害の認定及びり災証明の発行

市は、被害調査により住宅被害の認定を行うとともに、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにより災証明を発行する。

震災対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

県は、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）により、県内18市町が地震防災対策強化地域に指定され、また、平成15年12月には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）により、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのあるこれらの地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民が、結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。また、市は、地震災害による人的被害等を軽減するための減災目標を設定するとともに、その実現のために市民運動を展開する。

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条により、志摩市防災会議が作成する「志摩市地域防災計画」の「震災対策編」であり、第1章第4節に掲げる「被害想定等」を前提とする。

なお、この計画は、東南海特措法第6条第1項により東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、この計画中、大震法第6条第1項により「東海地震の警戒宣言発令時の緊急対策計画」は、第3章「地震防災強化計画」とする。

第 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

資 料 編 ・ 志摩市防災会議条例 ・ 志摩市防災会議委員一覧

第 4 用語

この計画の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 市……………志摩市をいう。
- 2 県……………三重県をいう。
- 3 市災対本部……志摩市災害対策本部をいう。
- 4 県災対本部……三重県災害対策本部をいう。
- 5 地方部……………三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 6 県水防本部……三重県水防本部をいう。
- 7 県水防支部……三重県水防本部の支部をいう。
- 8 地震予知情報等…東海地震に関わる警戒宣言、地震予知情報の内容その他関連する情報をい

う。

- 9 判定会…気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 10 防災関係機関…県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 11 その他の用語については、災害対策基本法及び大震法の例による。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 市防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 志摩市消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置

- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 管内の公共的団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) 避難所、避難場所、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

(1) 県

- ア 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 防災施設の整備
- エ 県防災行政無線の整備と運用
- オ 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- カ 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- キ 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- ク 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- ケ 被災者の救助に関する措置
- コ ボランティアの受入れに関する措置
- サ 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- シ 被災県営施設の応急対策
- ス 災害時の文教対策
- セ 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
- ソ 災害時の交通及び輸送の確保
- タ 自衛隊の災害派遣要請
- チ 災害復旧の実施
- ツ 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- テ 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- ト 避難所、避難場所、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- ナ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 伊勢県民センター

- ア 市域で、市、県及び関係機関が行う地震及び津波災害の予防、応急対策及び復旧対策の連絡・調整
- イ 伊勢地方災害対策部に関する事務

3 消防（志摩広域消防組合）

- (1) 建築物等の確認の同意
- (2) 消防用設備等の設置の指導検査

- (3) 水火災、その他災害の警戒及び防御
- (4) 消火、救急救助活動及びその他災害現場活動
- (5) 消防水利の保全に関する措置
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防通信の運用
- (8) 消防車両及び機械器具の管理取扱い
- (9) 危険物製造所等の保全確保に必要な指導、助言及び立入検査等の実施

4 警察（鳥羽警察署）

- (1) 情報の収集、伝達及び通報
- (2) 被害の実態把握
- (3) 負傷者等の救出救助
- (4) 危険地域及び被災地域住民等の安全な場所への避難誘導
- (5) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (6) 混乱及び被害の拡大防止
- (7) 行方不明者の捜索及び検視
- (8) 地域安全活動及び広報活動
- (9) 各種犯罪の予防、鎮圧及び検挙
- (10) 被災地、避難所、避難場所、救援物資集配所等の警戒
- (11) 防災関係機関との連絡共助
- (12) その他災害警備に必要な警察活動

5 指定地方行政機関

(1) 東海財務局（津財務事務所）

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置
- オ 金融上の諸措置

(2) 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(3) 東海農政局（三重農政事務所）

- ア 米穀販売業者に対する知事又は知事の指定する者への精米の売却に関する要請（知事の供給要請による）
- イ 知事又は知事の指定する者への政府米売却又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する要請
- ウ 国が災害対策用として備蓄している乾パンの被災地に対する緊急輸送措置
- エ その他、県外の米麦加工食品製造業者（パン、麺類、米飯、即席食品等）が保有又は製造する食料品の供給に関する情報提供

(4) 近畿中国森林管理局（三重森林管理署）

- ア 防災を考慮した森林施業
- イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
- ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧用材の供給

(5) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
- ウ 被災地域で必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

(6) 中部運輸局（三重陸運支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達あつせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災地方公共団体等が行う、被災状況等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

(7) 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置
- エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
- オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命じる等必要な措置
- カ 海上火災の発生するおそれのある海域にあるものに対する火気の使用の制限又は禁止措置

- キ 排出油等に対し、措置義務者に除去を命じる等、必要な措置
- ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
- (8) 津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報の通報及び周知
 - イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
 - ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
- (9) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
 - エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - オ 非常通信協議会の運営に関すること
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
- (10) 三重労働局（伊勢労働基準監督署）
 - ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
 - イ 事業場における労働災害発生状況の把握
 - ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
- (11) 中部地方整備局（三重河川国道事務所）
 - ア 災害予防
 - （ア）所管施設の耐震性の確保
 - （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - （オ）災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - （カ）災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施
 - イ 初動対応

大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
 - ウ 応急・復旧
 - （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - （ウ）所管施設の緊急点検の実施
 - （エ）情報の収集及び連絡
 - （オ）港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
 - （カ）海上の排出油等災害に対する防除等の措置
 - （キ）要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収

船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

6 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（三重支店）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（三重支店）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行
- エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社東海支社（三重支店）、a u（三重支店）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) 日本赤十字社（三重県支部）

- ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- エ 救援物資の配分
- オ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会（津放送局）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知

- イ 県民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知
- ウ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(6) 中部電力株式会社（三重支店）

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(7) 郵便事業株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達確保
 - (イ) 支店の窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店は、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡の無償交付を実施
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施
 - (ウ) 被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分

(8) 郵便局株式会社

災害の発生時またはおそれがある場合は、可能な限りの窓口業務を確保

7 指定地方公共機関

(1) 社団法人三重県医師会

- ア 社団法人三重県医師会救護班の編成及び連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- イ 県民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知
- ウ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備及び配車

(5) 鉄道事業者（近畿日本鉄道株式会社志摩磯部駅・鵜方駅・賢島駅）

ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送

イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(6) ガス事業者（社団法人三重県エルピーガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

8 自衛隊（陸上自衛隊第33普通科連隊第3科）

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節第2の9「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」を準用する。

第3 住民、事業所のとるべき措置

風水害等対策編第1章第2節第3「住民、事業所のとるべき措置」を準用する。

資料編 ・ 防災関係機関連絡先一覧

第3節 志摩市の特質と既往の地震災害

第1 志摩市の地質

1 地形

三重県の最東端に帯状の形状をなした半島で、面積179.6km²、北部は伊勢市及び鳥羽市、西部は南伊勢町に接し、南部及び東部は太平洋に面している。市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス式の海岸が特徴的で、大小の島々も点在する自然豊かな地域である。

2 地質構造

志摩半島は英虞湾によって代表される典型的な沈水海岸である一方、標高35～36mの顕著な海岸段丘が発達している。低地に乏しいこの地域では、溺れ谷を埋積した三角洲性の低湿地は水田に優先利用され、浜堤や低い段丘、斜面基部のわずかな平坦部が集落立地のスペースとなった。基盤までの深度も大きくないので、地震動による直接破壊に対する抵抗力の大きい地域である。

3 地盤

本市の二見・青峰・横山丘陵等の丘陵地斜面・台地斜面部分は、主に奄芸層群などの鮮新統、更新統下部の砂礫層、砂と泥の互層により成る小起伏面となっている。台地部分は、洪積台地で主に10cm前後の砂礫層からなっており、海食台地面が上位を構成し下位の面はビュルム氷期の最も海面が下がる少し前の停滞期に河床や氾濫原であった面がさらに海面が下がって段丘化したもので、そのため低地は沖積面下に潜り込んでしまう。低位の面は大から中の礫を主体にし、ともに薄い泥層をはさむことがあるが、堆積後の期間があまり経過していないため、膠結作用がすすんでおらず、N値もやや低いが、地盤としての耐久力には問題はない。海岸付近部分は主に砂礫層からなる堆積平野で、河川下流部や丘陵部や台地を刻んでいる小谷の谷底にみられ、地盤に砂礫が卓越しているので、沖積低地の中では地盤条件は良い。これに続く地形の末端部から海岸までの低地部分には先志摩の入江等があり、三角洲になっている。三角洲地帯の表層部に堆積しているのが、上部砂礫で、一般には泥質があるがところによっては砂礫層となっている。このほか、海岸平野は比較的地盤が地表近くにあり、沖積層の薄い海岸の平野で、礫や浜堤の発達する海岸を形成している。伊勢湾沿いの砂堆は高さ3mほどで、途切れがちに分布しているのが特徴である。

第2 既往の地震とその被害

三重県に被害を及ぼした地震は、多くが記録されているが、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中で大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっている。

過去の主な地震災害は、資料編に掲載するが、近年の地震・津波の被害状況は、次のとおりである。

1 東南海地震（1944年12月7日、M7.9）

震源が熊野灘沖約20kmと近くであったため、直接的な被害も大きく、また津波災害も熊野灘沿岸で激しいものでもあった。

県内では震度5（一部震度6）で、津波は高いところでは10mを記録し、死者389人、負傷者

608人、住家の全壊1,627棟、半壊4,210棟等の大きな被害があった。

2 南海地震（1946年12月21日、M8.0）

震源は潮岬南方約50kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったが、それでも県内の震度は4（一部震度5）で、津波は4～6m、死者11人、負傷者35人、住家の全壊65棟、半壊92棟であった。

3 チリ地震津波（1960年5月22日、M8.5）

チリ沖で起きた地震のため津波が発生し、太平洋沿岸各地に波及した。三重県沿岸での津波の高さは1～4m。三重県では家屋の全壊・半壊・流失83、床上・床下浸水6,152、船舶被害69、道路損壊16、橋の流失6、堤防決壊25。

4 三重県中部を震源とする地震（2007年4月15日、M5.4）

震源は三重県中部で震源の深さは約16km。震度は震度5強が亀山市、震度5弱が鈴鹿市、津市、伊勢市。被害は負傷者12人（重傷3人、軽傷9人）、住家の一部損壊121棟であった。

第４節 被害想定等

第１ 被害想定の目的

県では、平成９年３月に「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を公表し、県内の地震防災対策に努めてきたが、①東海地震の震源域の見直しが図られたことに伴う強化地域の見直し、②東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定とこれに伴う推進地域の指定（三重県全域が推進地域に指定）、③中央防災会議による新たな被害想定公表、といった防災環境の推移により、県内における地震防災対策の一層の充実を図るため、平成17年３月、新たに「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を公表した。

本市では、本市に直接影響を及ぼす地震を見極め、実効性の高い地域防災計画の策定に向け、基礎資料を得る。

第２ 想定する地震及び津波

１ 地震動による被害

(1) プレート境界型地震（中央防災会議モデル）

プレート境界型地震の想定震源域は別図１のとおりである。

プレート境界型地震による地表の強震動については、中央防災会議から提示された工学的基盤面における地震動波形を入力値として、表層地盤の地震応答解析を行って予測する。

ア 東海地震・東南海地震・南海地震（M8.7）が同時に発生する場合

イ 東海地震（M8.0）が単独で発生する場合

ウ 東南海地震（M8.1）発生の後南海地震（M8.4）が数時間～数十時間程度の時間差で発生する場合（東南海地震発生後、被害の復旧がほとんど進んでいない段階で南海地震が発生するものと想定する。）

(2) 内陸活断層による地震

本市に影響を及ぼすおそれがある内陸活断層はおおむね次のとおりであり、その位置については別表２のとおりである。

なお、カ～シに掲げる断層については「三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成９年３月）の成果による震度分布を用いるものとし、７件の被害想定を行っている。

ア 養老―桑名―四日市断層帯（M7.8）

イ 養老―桑名断層帯（M7.4）

ウ 布引山地東縁断層帯西部（M7.4）

エ 布引山地東縁断層帯東部（M7.6）

オ 頓宮断層（M7.3）

カ 鈴鹿東縁断層帯（M7.4）

キ 伊勢湾断層帯（M7.3）

ク 鈴鹿坂下断層（M6.8）

ケ 木津川断層帯（M7.3）

コ 名張断層帯（M7.3）

サ 家城断層（M6.8）

シ 多気断層（M7.0）

2 津波による被害

平成15年度に県が実施した津波浸水予測（「東海・東南海・南海地震対策に係る津波シミュレーション調査報告書 平成16年3月」）で対象とした地震を対象とする。

第3 想定時間帯

想定時間帯は、住民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大になるものと想定される時間帯とする。

時 間 帯	こ の 時 間 の 持 つ 意 味
冬の5時	1 阪神・淡路大震災と同じ時間帯 2 多くの人が自宅にいて、就寝中又は起床の時間帯
冬の18時	1 家事や暖房で最も火気の使用頻度が高い時間帯 2 火災発生率が高くなる季節、時間帯
春夏秋の昼	1 関東大震災と同じ時間帯 2 家族が自宅から離れ、別々の場所にいる時間帯 3 外出者が多く、市街地や浜辺に買い物客や観光客が集まってくる時間帯

第4 想定地震ごとの被害想定結果

1 プレート境界型地震

			想 定 地 震		
			東海地震・東南海地震・南海地震	東 海 地 震	東南海地震の数時間～数十時間後に南海地震
震 度			6 強	5 弱	6 強
液 状 化 危 険 度			低い	低い	低い
建物被害	揺 れ	全壊棟数（棟）	3,389	25	4,004
		半壊棟数（棟）	7,276	113	5,912
	火災（冬18時）	出火件数（件）	26	1	29
		焼失棟数（棟）	4,840	—	5,450
	液 状 化	全壊棟数（棟）	271	57	264
		全壊棟数（棟）	642	148	642
	斜 面 崩 壊	半壊棟数（棟）	1,497	346	1,497
人的被害	冬 の 5 時	死 者 数（人）	150	15	181
		負傷者数（人）	873	28	795
		被災者数（人）	49,766	28,978	51,021
		避難者数（人）	2,455	51	2,830
	冬 の 18 時	死 者 数（人）	105	7	124
		負傷者数（人）	551	14	527
		被災者数（人）	50,175	28,981	51,492
		避難者数（人）	5,258	54	6,008
	春 夏 秋 の 昼	死 者 数（人）	66	5	76
		負傷者数（人）	349	10	318
		被災者数（人）	50,010	28,978	51,263
		避難者数（人）	4,128	51	4,461
	帰 宅 困 難 者 数（人）		5,237	1,271	5,237
	港 湾 施 設 被 害（的 矢 港）（※）		B	D	B
	港 湾 施 設 被 害（賢 島 港）（※）		B	D	B
	港 湾 施 設 被 害（浜 島 港）（※）		A	B	A

※ 港湾施設被害のレベルは、次のとおりである。

被害レベルA：全壊あるいは形はとどめているが、構造本体に破壊が起こったもの

被害レベルB：本体に変状が生じるが供用は可能なもの

被害レベルC：本体に異常はないが、付属工に破壊や変状が認められるもの

被害レベルD：無被災

2 内陸活断層による地震

			想 定 地 震				
			養老―桑名― 四日市断層帯	養老―桑名― 断 層 帯	布引山地東縁 断層帯西部	布引山地東縁 断層帯東部	頓 宮 断 層
震 度			4	3 以下	4	4	3 以下
液 状 化 危 険 度			かなり低い	かなり低い	かなり低い	かなり低い	かなり低い
建物被害	揺 れ	全壊棟数（棟）	—	—	—	—	—
		半壊棟数（棟）	—	—	—	1	—
	火災（冬18時）	出火件数（件）	—	—	—	—	—
		焼失棟数（棟）	—	—	—	—	—
	液 状 化	全壊棟数（棟）	—	—	—	2	—
		斜 面 崩 壊	全壊棟数（棟）	—	—	—	19
	半壊棟数（棟）		—	—	—	45	—
人的被害	冬 の 5 時	死 者 数（人）	—	—	—	2	—
		負傷者数（人）	—	—	—	2	—
		被災者数（人）	18, 226	12, 831	18, 261	25, 807	9, 560
		避難者数（人）	—	—	—	2	—
	冬 の 1 8 時	死 者 数（人）	—	—	—	1	—
		負傷者数（人）	—	—	—	1	—
		被災者数（人）	18, 226	12, 831	18, 261	25, 807	9, 560
		避難者数（人）	—	—	—	2	—
	春 夏 秋 の 昼	死者数（人）	—	—	—	1	—
		負傷者数（人）	—	—	—	1	—
		被災者数（人）	18, 226	12, 831	18, 261	25, 807	9, 560
		避難者数（人）	—	—	—	—	—
	帰 宅 困 難 者 数（人）		—	—	—	—	—
港 湾 施 設 被 害（的 矢 港）（※）			D	D	D	D	D
港 湾 施 設 被 害（賢 島 港）（※）			D	D	D	D	D
港 湾 施 設 被 害（浜 島 港）			D	D	D	C	D

※ 港湾施設被害のレベルは、「1 プレート境界型地震」のとおりである。

			想 定 地 震			
			鈴鹿東縁断層帯	伊勢湾断層帯	鈴鹿坂下断層	木津川断層帯
震 度			5 弱	5 強	4	5 弱
建物被害	揺 れ	全壊棟数（棟）	—	—	—	—
		半壊棟数（棟）	2	3	1	2
	火災（冬18時）	出火件数（件）	—	—	—	—
		焼失棟数（棟）	—	—	—	—
	液 状 化	全壊棟数（棟）	3	4	2	2
		半壊棟数（棟）	26	35	15	23

			想 定 地 震			
			鈴鹿東縁断層帯	伊勢湾断層帯	鈴鹿坂下断層	木津川断層帯
人的被害	冬の 5 時	半壊棟数 (棟)	62	83	37	54
		死 者 数 (人)	—	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—	—
		被災者数 (人)	25,775	27,591	23,596	25,104
	冬の 18 時	避難者数 (人)	—	—	—	—
		死 者 数 (人)	—	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—	—
		被災者数 (人)	24,495	26,222	22,424	23,858
		避難者数 (人)	—	—	—	—
	春夏秋の昼	死 者 数 (人)	—	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—	—
		被災者数 (人)	24,495	26,222	22,424	23,858
		避難者数 (人)	—	—	—	—
	帰 宅 困 難 者 数 (人)		—	—	—	—

			想 定 地 震		
			名 張 断 層 帯	家 城 断 層	多 気 断 層
震 度			5 弱	5 弱	6 弱
建物被害	揺 れ	全壊棟数 (棟)	—	—	—
		半壊棟数 (棟)	2	2	3
	火災 (冬18時)	出火件数 (件)	—	—	—
		焼失棟数 (棟)	—	—	—
	液 状 化	全壊棟数 (棟)	3	2	4
	斜 面 崩 壊	全壊棟数 (棟)	26	22	38
		半壊棟数 (棟)	61	51	91
人的被害	冬の 5 時	死 者 数 (人)	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—
		被災者数 (人)	25,670	24,830	28,226
		避難者数 (人)	—	—	—
	冬の 18 時	死 者 数 (人)	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—
		被災者数 (人)	24,395	23,597	26,825
		避難者数 (人)	—	—	—
	春夏秋の昼	死 者 数 (人)	—	—	—
		負傷者数 (人)	—	—	—
		被災者数 (人)	24,395	23,597	26,825
		避難者数 (人)	—	—	—
	帰 宅 困 難 者 数 (人)		—	—	—

第 5 津波被害の想定結果

津波による死者数、海水浴客の死者数、建物被害の想定結果を次の 1 から 3 のとおり示す。本市では、中央防災会議 3 連発モデル（東海・東南海・南海地震が同時に発生する場合）発生時には、最大約 1,500 人（施設なし、防災意識低、早朝の場合）の人的被害が生じるおそれがある。また、

津波により全壊する可能性のある建築物は、最大で6,000棟程度（施設なしの場合）と想定される。なお、防災意識が高い場合には、低い場合に比べて人的被害が約3%に減少する。したがって、防災意識を高めることにより、人的被害を大幅に軽減することが可能であることが分かる。

1 人的被害想定結果

施設あり						施設なし					
防災意識 高			防災意識 低			防災意識 高			防災意識 低		
早 朝	午 後	夕 方	早 朝	午 後	夕 方	早 朝	午 後	夕 方	早 朝	午 後	夕 方
17	5	8	550	164	280	37	12	19	1,457	457	743

2 海水浴客の被害想定結果

海水浴客想定死者数				
浸水範囲内人口 (人)	堤内地死者数 (人)	死者率 (%) ※1	海水浴客数 (人) ※2	死者数 (人)
18,261	457	3.00	5,422	136

※1 死者率は、施設なしで防災意識が低い場合のものを用了。

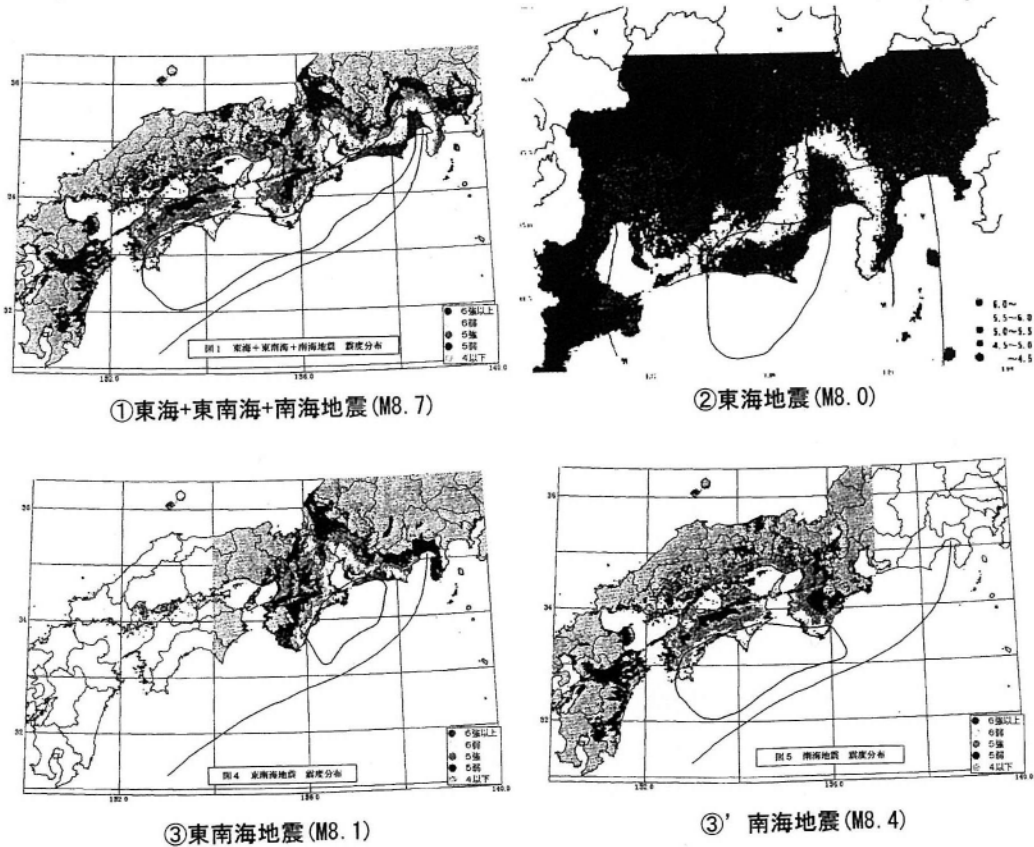
※2 海水浴客数は、観光レクリエーション入込客数推計書（平成14年）のデータに基づく。

3 建物被害想定結果

施設あり				施設なし			
全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水	全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水
1,748	1,572	3,587	4,337	6,012	3,434	6,005	2,686

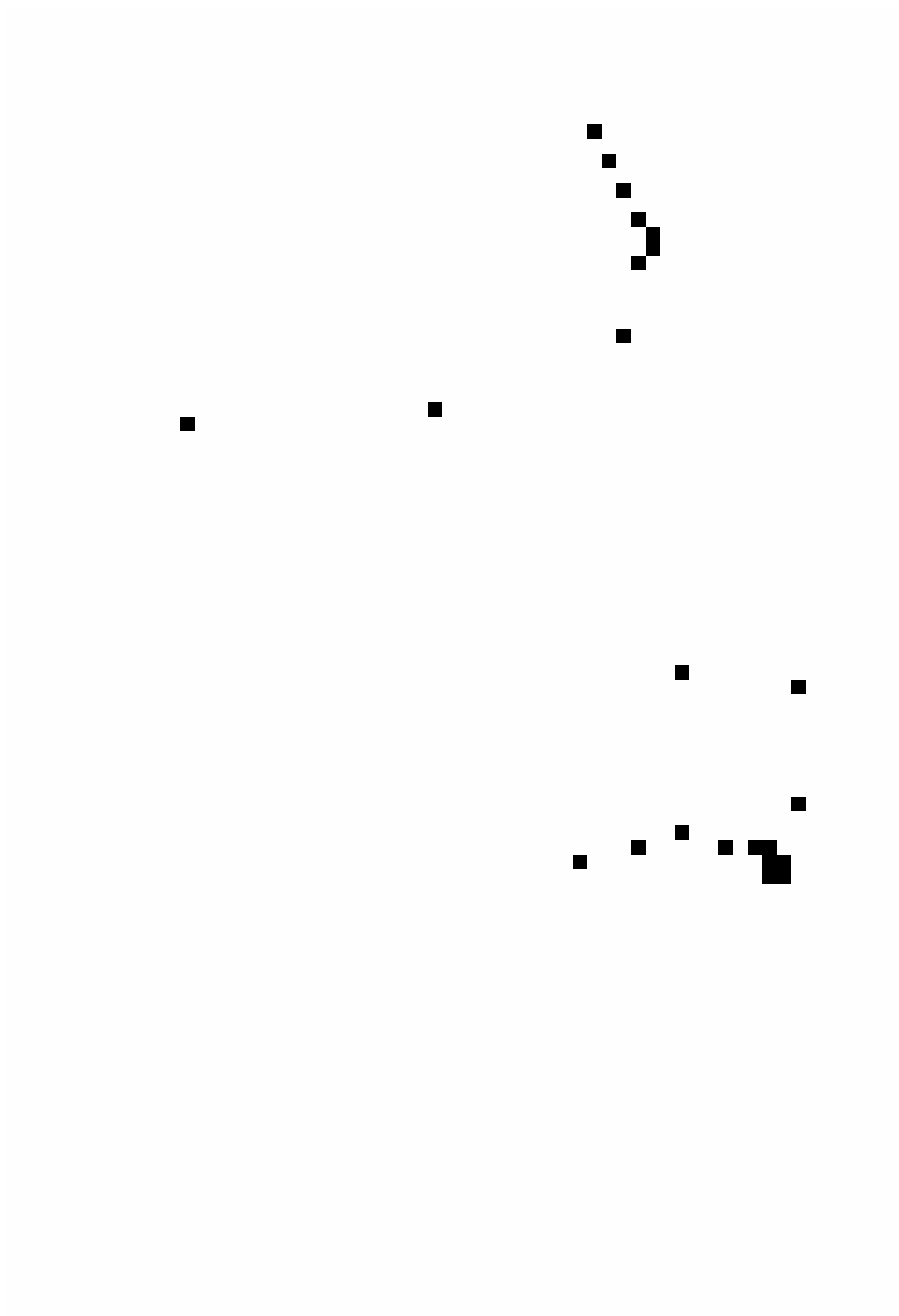
別図 1

<プレート境界型地震想定断層>



別図 2

＜想定する内陸活断層＞



第5節 震災に関する調査研究の推進

第1 基本的な考え方

震災は、複雑多様であり、かつ同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。このような震災に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、防災関係機関は相互に連携協力しながら次の各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震防災対策に取り込み、充実を図っていく。

- 1 地震時の地盤性状に関する調査研究
- 2 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
- 3 地震時の出火、延焼に関する研究
- 4 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
- 5 公共施設の耐震性に関する調査研究
- 6 津波災害に関する調査研究
- 7 地震に伴う社会心理に関する研究
- 8 人的被害及び避難に関する研究
- 9 その他地震防災に関する研究

なお、県では東海地震の被害想定調査を行い「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」（平成4年6月）をまとめた。また、兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成9年3月に取りまとめた。

中央防災会議では、平成13年6月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成15年3月に公表された。さらに、東南海・南海地震に関しては、被害想定結果が平成15年9月に公表された。

本県は、これらの地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害が想定されていることから、本県では、中央防災会議での検討結果を踏まえ、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成16年3月に作成した。さらに、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見や、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化も考慮し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成17年3月）および「三重県地域防災計画被害想定データブック」（平成18年3月）をとりまとめた。

また、平成7～8年度及び平成13～14年度にかけて鈴鹿東縁断層帯、平成9～13年度にかけて布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について明らかにするとともに、得られた成果を被害想定調査を実施する上での基礎資料とした。平成14～16年度にかけては、伊勢平野を対象とした地下構造調査を実施し、三次元的な地下構造モデルを構築する等、強震動予測を実施するための基礎資料を得た。

第6節 今後検討すべき重要課題

第1 被害想定調査結果による対策

- 1 本市にとって最も大きな被害を及ぼすと想定される地震は、プレート境界型地震では、「東南海地震の後数時間～数十時間後に南海地震が発生した場合」と、「東海地震・東南海地震・南海地震が同時に発生した場合」である。また、内陸活断層による地震では、多気断層、伊勢湾断層帯による地震である。

プレート境界型地震では、「東南海地震の後数時間～数十時間後に南海地震が発生した場合」には、震度6強程度の強い揺れが発生し、多くの建物被害及び人的被害が想定されている。建物被害では、地震動の揺れによる被害が最も多く、約4,000棟が全壊し、次に多いのが火災によるもので約5,450棟が焼失する。人的被害では冬の5時が最も被害が多く、約180人の死者、約800人の負傷者が発生し、避難者数は2,830人にのぼるとされている。また県から救援物資の備蓄・集配拠点に指摘されている浜島港についても、構造全体に破壊が起こるなど大きな被害が発生し、供用は困難になると思われる。「東海地震・東南海地震・南海地震が同時に発生した場合」についても若干被害数の数値が減少するものの、おおむね同程度の被害が想定されている。

また、津波の発生に伴う被害については、「東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合」に限り被害想定が行われており、最も人的被害が大きいものは、防災意識が低く適切な避難行動がとられなかった場合の「津波防護施設無・早朝」で1,457人（「津波防護施設有・早朝」は550人）であるが、防災意識が高く迅速な避難が行われた場合には、最も被害が大きいものでも「津波防護施設無・早朝」の37人（「津波防護施設有・早朝」は17人）と大幅に被害の低減効果が見込まれる。その他、昼間に津波が発生した場合における海水浴客の被害については、136人の死者が発生すると想定されている。

内陸活断層による地震では、多気断層、伊勢湾断層帯地震が発生した場合には、震度5強から6弱の揺れが生じ、斜面崩壊等により約40棟の建物全壊被害が発生、人的被害については、いずれの想定時間帯についても約26,200人から約28,000人程度の被災者が発生すると想定されている。

- 2 市は、人的被害、物的被害の軽減について、次のような具体的対策を定め、ソフト、ハード両面からの地震防災に努める。
 - (1) 住宅等（公共施設、避難所を含む。）の耐震化
 - (2) 住宅等の耐震化に伴う出火の減少
 - (3) 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区の対策
 - (4) 津波防護施設の整備
 - (5) 防災教育の推進による津波避難体制の整備
- 3 東南海・南海地震のような巨大地震は、極めて広域的な災害であり、被災の甚大さとともに、応急・復旧支援には隣接自治体の応援がすぐには期待できない復旧困難地域となる。

平成16年10月の新潟県中越地震でもその必要性が改めて認識されたが、災害時の緊急輸送体制の確保は、救急物資等の輸送や負傷者の輸送を円滑に実施するため極めて重要であり、緊急輸送道路の耐震性強化、災害時の輸送ルートを選定、損傷した輸送路の迅速な復旧体制の整備を、国、県と協力して図っていくことが不可欠である。

4 ライフラインは、巨大地震時には設備の損傷、中・長期の機能支障を免れない。次のような対策を戦略的、効率的に進めていくことが重要である。

- (1) 各家庭での1週間分（最低でも3日分）の飲料水の確保
- (2) 給水車の配備
- (3) 災害の広域化、孤立化のための復旧の遅れを考慮した代替手段の確保
- (4) 施設の耐震化促進

5 市災対本部は、防災関係機関相互の連携を図りながら、多岐にわたる災害情報を一元管理し、情報の把握、判断、対策の指示を的確かつ迅速に実施していくことが求められる。

第2 防災教育の充実

甚大な災害が発生した場合には、市及び県による災害対策活動には限界があり、住民による災害対策活動が重要となるため、小学生から社会人にいたるライフステージに応じた防災教育を住民に対して行っていく必要がある。

このため、災害に強い地域づくりをめざし、県及び関係機関と連携して、平常時からどのような防災教育を行っていくべきかについて検討する。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

- 1 学校教育における防災教育の位置づけ
- 2 生涯学習における防災教育の位置づけ
- 3 住民自らによる防災訓練の実施方法 等

第3 復旧・復興計画の充実

甚大な被害を被った場合には、災害応急対策と同様に復旧・復興対策も非常に重要となってくる。

市は、おおむね次の事項について事前に整理しておくことを検討する。

- 1 復旧・復興計画の構成
- 2 復興の基本方針
- 3 整理すべき事項 等

第7節 防災ビジョン

今後、市域における防災力の向上を図るため、社会基盤、都市基盤、治水施設の整備等によるハード対策ばかりでなく、自主防災組織をはじめとする地域、市民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、「減災」の考え方を重視し、総合的に防災対策を進めていく。

また、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助(共助)」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造する。

なお、熊野灘沿岸を中心とした地域には、木造住宅密集地が多く分布しており、大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊や、同時発生する火事による延焼の拡大、避難・消防活動の困難さ、さらには津波の襲来から、特に大きな被害の発生が予想されるため、重点的な取り組みを推進する。

第1 広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立

志摩市は、広大な市域を有し、かつ、海や山地を有するという自然特性などから、地震被害や津波被害、風水害等の被害が市の全域に及ぶ場合のほか、特定の地域に発生することも想定される。

そこで、これまでに培ってきた各地域の防災体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう防災体制の構築が重要であり、災害発生地域へのバックアップ体制を構築していく。

また、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、耐震型居住空間の形成などの防災基盤の充実、県、他市町間の相互応援協力体制の整備などを推進する。

第2 津波被害の軽減

1 津波の特性

津波には、有感地震の前兆がある場合と、震源が遠距離のため無感の場合がある。また、津波は押しで始まる場合も引きで始まる場合もある。

震源が海岸近く浅い場合には、地震発生後直ちに津波が来襲することがある。

震源が遠距離でもマグニチュードが大きい場合は、地震が発生してから数時間後に津波が来襲することがある。

2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や市防災ハザードマップ等を活用して、市は、避難所、避難場所、避難路や市防災行政無線など住民への情報伝達手段の活用を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう日頃から避難方法等の防災教育に努める。

第3 密集市街地における耐震対策

1 密集市街地の状況

「密集市街地」とは、老朽木造建築物が密集し、地震発生時の火災の延焼の危険性が高い市街地である。よって老朽化した木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊した多くの建物から火災が発生し、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域である。

県は、平成18年3月に三重県密集市街地整備基本方針を策定し、その中で地震時に火災の延焼・建築物の倒壊・避難経路の閉塞等の危険度の高い密集市街地309地区、4,021.2haを抽出して

いる。

志摩市は、10箇所315.0haが該当していることから、この地区を密集市街地として対策に取り組んでいく。

三重県での密集市街地抽出基準は以下のように定められており、下表のとおり地区が抽出された。

- ① 地域面積：0.5ha以上
- ② 建物密集度：30棟／ha以上
- ③ 不燃領域率（※１）：60％未満
- ④ 老朽木造建築物（昭和56年以前に建築された木造建築物）割合（※２）：50％以上
- ⑤ 避難道路整備率（幅員6m以上の道路の配置密度）：100m／ha未満
- ⑥ 市として整備・改善が必要と考えている地区

（※１） 不燃領域率とは、市街地の燃えやすさを示す指標で、対象区域内の建築物の割合・空地面積により算出する。

（※２） 昭和56年以前の旧耐震基準により建築された建築物が阪神・淡路大震災で多く被害がでたことから、昭和56年以前に建築された建築物を老朽木造建築物とした。

密集市街地の区域

地区名	地区面積(ha)	建物密度(棟/ha)	老朽木造建築物割合(%)	不燃領域率(%)	6m避難道路整備率(m/ha)	分類
安乗	42.4	37.3	15.0	55.2	14.1	都計外漁村集落型
三ヶ所	4.9	54.3	32.8	31.6	19.1	都計外漁村集落型
穴川	14.8	35.3	24.5	44.7	19.1	漁村集落型
志島	17.6	33.3	31.4	54.8	4.9	都計外漁村集落型
波切	72.4	40.1	37.9	54.0	15.3	漁村集落型
船越	30.9	47.2	46.4	48.7	58.9	漁村集落型
和具	80.3	35.7	22.3	26.9	11.1	漁村集落型
御座	18.1	32.5	20.4	33.3	21.1	漁村集落型
渡鹿野	6.0	37.9	40.8	40.1	0.0	都計外漁村集落型
浜島	27.6	48.5	48.1	51.1	80.1	漁村集落型

2 密集市街地に対する取り組み方針

志摩市の密集集落は、「漁村集落型」：海岸沿いで津波の危険性が高い、集落的地域にある密集市街地（6地区）と「都計外漁村集落型」：海岸沿いで津波の危険性が高い、都市計画区域外の漁村にある密集市街地（4地区）に分類される。

三重県密集市街地整備基本方針には、下表のように密集市街地の分類ごとに整備方針が示されており、市もこれに準じ、各種施策を検討していく。

三重県密集市街地整備方針

	主要な改善への取り組み
漁村集落型 密集市街地	・地震・火災・津波に強い建築物への建替え更新及びブロック塀の除却推進 ・高台における待避所（一時避難場所）の確保検討 ・津波避難タワーなど高さのある避難施設の検討 ・観光客の避難も考慮した効率的な避難ルートの検討
都計外 漁村集落型 密集市街地	・地震・火災・津波に強い建築物への建替え更新 ・集団規定の適用方策検討 ・建替えに合わせた避難路の確保 ・津波避難タワーなど高さのある避難施設の検討 ・災害時の避難・防災活動を担う自主防災組織づくり

(注) 数値等のデータは、三重県密集市街地整備基本方針及び志摩市耐震改修促進計画による。

第4 耐震診断・耐震改修の推進

志摩市の木造住宅の状況は、平成15年の住宅・土地統計調査によると大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和55年以前（昭和56年の建築基準法改正以前）の木造住宅が6,600戸となっているほか、木造以外の住宅については1,400戸となっている。

そのうち、耐震性がないものは、木造住宅については5,800戸、木造以外の住宅は300戸となっており、あわせて6,100戸となり住宅総数（20,800戸）の約3割を占めている。

また、平成18年時点では、住宅総数約20,447戸の内、耐震性があると判断される住宅は約15,257戸あり、その割合は75%となっている。

志摩市における住宅耐震化の状況推計値

志摩市における住宅戸数推計値			平成15年	平成18年
昭和55年 以前建築	耐震性 なし	木造住宅（※１）	5,800戸	4,934戸
		木造以外の住宅（※２）	300戸	256戸
		計	6,100戸	5,190戸
	耐震性 あり	木造住宅（※１）	800戸	783戸
		木造以外の住宅（※２）	1,100戸	1,067戸
		合計・・・①	1,900戸	1,850戸
昭和56年以降建築・・・・・・・・・・②		12,800戸	13,407戸	
耐震性のある住宅戸数（①＋②） （耐震化率）		14,700戸 (70.7%)	15,257戸 (74.6%)	
住宅総数		20,800戸	20,447戸	

(※1) 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成15年時点で6,600戸となっている。

(※2) 木造以外の住宅は、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅。

また、志摩市内の耐震改修促進法第6条1号の特定建築物等は150棟あり、その内昭和56年以降の建築物が52棟、昭和55年以前の建築物は98棟となっており、昭和55年以前の建築物の割合は65.3%となっている。

下表の特定建築物等のうち、昭和56年以降の建築物と、昭和55年以前で耐震性があると確認されている建築物を合わせた、耐震性のある特定建築物等の割合は55.3%となっている。

これら、耐震性がないと推測される建物（住宅：約25%、特定建築物：約45%）の耐震性を確保するための方策を検討していく。

志摩市内の耐震改修促進法第6条1号に該当する特定建築物等の耐震化の状況

区分	特定建築物等 計			
		県有建築物	市有建築物等	民間建築物
昭和56年以降建築 ①	52棟	5棟	28棟	19棟
昭和55年以前建築 ②	98棟	9棟	32棟	57棟
耐震性あり ③	31棟	8棟	22棟	1棟
耐震性なし ④	67棟	1棟	10棟	56棟
合 計 ⑤＝①＋②	150棟	14棟	60棟	76棟
耐震化率 (①＋③)／⑤	55.3%	92.9%	83.3%	26.3%

※ 昭和55年以前の耐震性の有無については、民間建築物のほとんどは耐震診断が行われていないことから、耐震性が無いものとし、公共建築物は耐震診断結果を確認し、耐震性のあることが確

認された建築物の数を集計している。

(注) 数値等のデータは、三重県密集市街地整備基本方針及び志摩市耐震改修促進計画による。

第5 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を図ることができる、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」をはじめ、被害最小化に向けた市防災行政無線の活用を図る。

また、防災ハザードマップの活用による危険区域の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

第6 災害時要援護者対策の推進

この計画の策定にあわせ、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など（以下「災害時要援護者」という。）の避難支援を円滑に行うための要援護者の特定、要援護者情報の把握、避難支援者などを検討する。

第7 自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人達が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが大切である。災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図る。

また、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

第2章 災害予防計画

第1節 防災長期計画の策定

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

本計画に定める地震対策を計画的に実施するための事業計画を策定する。また、地震災害に強い地域社会実現のため、住民、事業者、県、その他の防災関係機関等と地震対策を総合的に推進する。

第2 地震対策アクションプログラムの策定

県の被害想定を活用し、地域特性を踏まえた上で減災目標を明記した、総合的な地震対策の長期計画策定に努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部、教育対策部
-----	---------------------

第1 計画目標

大規模地震発生時には、市全域が甚大な被害を受けることが想定されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。また、東海地震、東南海・南海地震が発生しても被害を最小限に抑えるなど災害に強いまちを支える人（住民、職員）をつくる。また、市は、地震災害による人的被害等を軽減するための減災目標を設定するとともに、その実現のために市民運動を展開する。

第2 住民に対する普及計画

災害を防止するためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに住民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が被害を少なくする原点である。

市は、住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、各種広報手段を用いて災害予防、応急措置等の知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、特に災害時要援護者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等にも留意し、男女双方の視点に立つて行う。

なお、防災知識の普及にあたっての内容は、少なくとも次の事項を含む。

- 1 東海地震、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における津波危険予想地域、土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
- 8 各地域における避難所、避難場所及び避難路、災害時要援護者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 防災マップや行動マニュアルなど、住民の適切な避難や防災活動につながる資料の作成及び配布
- 11 平常時住民が実施しうる応急手当、飲料（水）、食料（非常食）及び生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 12 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 災害時要援護者に対する普及計画

災害時要援護者については、主に次の事項について普及に努める。

- 1 家具等の転倒防止や、たんすの引き出しは飛び出さないように工夫する。
- 2 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日頃から地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法は、あらかじめ決めておくようにする。
- 3 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第4 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

第5 職員に対する防災教育

- 1 志摩市地域防災計画の周知徹底

志摩市地域防災計画が的確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

- 2 研修会等の実施

市職員（教職員、保育士を含む。）は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- (1) 東海地震、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第6 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画

市は、ホテル、旅館等防災上重要な施設の管理者に対し、**防災関係機関**と協力し、防災訓練等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう働きかける。

第7 企業防災の推進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業で、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検・見直しを行うほか、防災訓練の実施などの防災活動の推進に努める。

また、市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みを働きか

ける。

さらに市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

第8 自動車運転者に対する教育

自動車運転免許更新時等の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時に、自動車運転者が措置すべき事項等について教育、広報を行う。

また、平常時から警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第9 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水を始めとする生活用水、食料、生活必需品等を1週間分（最低でも3日間分）程度、個人で備蓄しておくよう、住民に広報していく。

また、市の備蓄計画についても周知を図る。さらに、高齢者及び乳幼児用の食料品等については特に供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄の必要性を提唱する。

第10 広報の方法

防災知識の普及は、各記念日を始め、定期的実施し、次のような方法で行う。

1 広報媒体の活用

市広報紙、住民用防災マップ、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

2 講習会等の開催

志摩広域消防組合は、気象、防火及び災害時の救急活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

3 報道機関への協力依頼

ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

4 相談への対応

住民からの地震対策に関する総括的な事項、建築に関する事項等の相談については、相談窓口を設置する等し、積極的に応じる。

第3節 防災訓練実施計画

担当部	総務対策部、関係部
-----	-----------

第1 計画目標

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、市及び防災関係機関は、他の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うことが重要である。

そのためには、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震を想定して平常時から防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、災害時要援護者にも配慮し、広く住民等の参加を求め、広範な防災意識の高揚に努める。

また、訓練実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 基礎訓練

市は、基礎訓練として、通信連絡訓練、要員参集訓練、市災対本部運営訓練、避難訓練、救出・救助訓練、消防訓練その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養う。

なお、訓練を実施する際には、災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を図るため、市防災行政無線のほか、市内のアマチュア無線愛好家の協力を得るものとし、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第4 住民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織、事業所、防災ボランティアグループ等が主体となって実施する防災訓練について協力、支援し、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。訓練にあたっては、市職員や防災関係者を派遣して、初期消火訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

	非 常 時 に 有 効 な 訓 練 例
1	消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
2	倒壊家屋等からの救出訓練
3	負傷者の手当及び救命訓練
4	飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
5	炊出し訓練
6	災害時要援護者の参加する避難訓練

第4節 自主防災組織の育成・強化計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の整備推進と活動の強化を図る。

第2 自主防災組織の活動内容

1 自主防災組織の結成促進・強化

本市では、資料編に掲げるとおり自主防災組織が結成されている。

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、住民自らが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進するとともに、女性の参加を促しながら、引き続きこれら組織の結成促進、構成員の資質向上、装備の強化の促進を図る。

また、市は、個人情報取り扱いに十分留意しつつ、管内自主防災組織の名簿等の整備など相互に連絡が取り合える体制を構築するよう努める。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

- (ア) 防災研修会、講演会、映画会の開催
- (イ) 機関紙、パンフレットの発行
- (ウ) 避難所、避難場所、避難経路の指定や周知
- (エ) 高齢者、病気にかかっている人、障がい者家庭訪問によるお知らせ
- (オ) 定例的に打ち合わせ会議の開催

イ 防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加の消火訓練等の実施
- (イ) 住民参加の応急手当講習会の実施

ウ 火気使用器具等の点検

「点検の日」を設定し、この日に各家庭や市内で一斉に次のような点検を行う。

- (ア) 火気使用器具（ガス・石油コンロ、ストーブ）、風呂釜などの故障やいたみ
- (イ) 危険物品（プロパンガスボンベ、石油、食用油、スプレー缶など）の保管状況
- (ウ) 木造建物などの点検（建物、ブロック塀などの耐震診断）

エ 防災資機材の点検

防災活動に必要な資機材は、日ごろから自分達の自主防災組織の力量に応じて用意し、いつでも使用できるよう点検・整備しておく。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報連絡活動

- (ア) 住民に対する地域内の被災情報の説明
- (イ) 各班の連絡調整
- (ウ) テレビやラジオ、防災関係機関からの災害情報などの住民への伝達
- (エ) 地区民の安否の確認
- (オ) 消防や市との連絡・状況報告
- (カ) 各種記録の作成、掲示

イ 避難誘導活動

- (ア) 避難所、避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定
- (イ) 災害時要援護者の確認、優先避難
- (ウ) 津波警報等による避難勧告等が出された場合の避難誘導
- (エ) 避難誘導後の人員把握

ウ 消火活動

- (ア) 火災が発生した場合の消火作業及びプロパンガスボンベ等の除去
- (イ) 地区内の飛び火警戒、巡視、プロパンガスボンベの元栓の閉鎖
- (ウ) 救出救護班が救出作業中の出火防止
- (エ) 火災がなかった場合の救出作業の協力

エ 救出救護活動

- (ア) 建物の倒壊や落下物により救出・救護を要する者が生じたときは班員を編成し、救助資機材等を持ち出し直ちに救出にあたる。
- (イ) 家屋、ブロック塀等の倒壊で避難が困難な場合の除去作業
- (ウ) 救護所の開設、応急手当の実施
- (エ) 負傷者が医師の手当を必要とする場合の病院への搬送
- (オ) 救出活動と同時に火災が発生したときには、消火活動を優先

資 料 編 ・ 自主防災組織一覧

3 事業所における自主防災体制の強化

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制の強化にあっては、大規模災害を考慮した防災組織の拡大・強化を図るとともに、防災計画の作成を促進、さらに指導体制を充実する。また、地域の自主防災体制の強化という観点から、地域ぐるみで自主防災体制の強化の一翼を担う主体となるよう促進する。

4 地域における相互協力体制の確立

(1) 自主防災組織協議会の結成促進

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となった連携のものに行われることが効果的であると認められるときは、共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

(2) 災害時要援護者通所・入所施設と地域内他組織との交流の促進

災害時要援護者通所・入所施設と、施設周辺地域における自主防災組織、事業所自衛消防組織との交流を促進し、地域における災害時要援護者の救援救護体制の強化を図る。

第5節 ボランティア活動支援計画

担当部	健康福祉対策部
-----	---------

風水害等対策編第2章第4節「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第6節 事業所の防災活動の促進計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部
-----	---------------

風水害等対策編第2章第5節「事業所の防災活動の促進計画」を準用する。

第 7 節 地域内資源動員計画

担当部	総務対策部、健康福祉対策部
-----	---------------

第 1 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模災害時における市の対応には限界があり、また、外部からの救援が遅れる可能性もあることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。

第 2 応援要請

法令及び協定による応援要請については、風水害等対策編第 2 章第 8 節「受援体制整備計画」第 2 及び第 3 による。

第 3 自主防災組織の育成・強化

市は、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、各自主防災組織に貸与している資機材についても品目、数量、性能等定期的な点検の促進を図る。

第 4 災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平常時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、専門職ボランティアの登録を行うための受入窓口、連絡体制の構築等を行っていく。

第 5 救助対策

大規模災害時の初動期には、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

第 6 海上輸送対策

海上輸送の確保を図るために、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、地域内における船舶関係機関、漁業関係機関等との連携を図る。

第 7 空中輸送対策

空中輸送の確保を図るために、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、ヘリコプターの活用に関する地域内外における民間企業等との連携を図る。

第 8 観光客対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、平常時から観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難所、避難場所の確保等の対策を講じておく。

第 8 節 市災対本部整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第 7 節「市災対本部整備計画」を準用する。

第 9 節 受援体制整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第 8 節「受援体制整備計画」を準用する。

第 10 節 情報収集・連絡計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第 9 節「情報収集・連絡計画」を準用する。

第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第 11 節「通信及び放送施設災害予防計画」を準用する。

第 1 2 節 津波災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

本市は市の南部及び東部が太平洋に面しており、東海地震、東南海・南海地震が発生した場合には、短時間で市沿岸部に津波が来襲されることが想定されており、近年では昭和19年の東南海地震、昭和21年の南海地震、昭和35年のチリ地震による津波により大きな被害を受けている。津波のおそれがある場合には、迅速な避難が最も重要であり、そのため市は早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立する。また、地震発生後、極めて短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及する。

第 2 情報伝達体制の確立

市は、住民等が津波から迅速に避難できるよう、平常時から市防災ハザードマップ等により津波危険地域、避難所、避難場所を周知するとともに、津波警報等の伝達手段である市防災行政無線の活用、サイレン、半鐘など多数手段の確保により、情報伝達の空白域が生じないように努める。また、職員参集システムの維持管理に努める。

また、多数の出入が予想される海岸や港湾の施設の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立させるとともに、地理に不案内な者に対しても県の避難誘導標識設置指針に基づく、避難所、避難場所や避難経路を示した看板の設置を推進する等の対応をすすめる。

第 3 海岸・河川保全事業の推進及び防潮扉等の閉鎖

- 1 市は、津波による被害を防止・軽減するための防潮扉、堤防、水門等の点検や自動化、遠隔化、補強等の施設整備に努める。このため、これらの施設整備等の方針及び計画を作成し、明示するとともに、国、県等に対して整備の推進を働きかける。
- 2 市は、地震発生時に防潮扉、堤防、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等についてあらかじめ定め、関係者に対し指導徹底する。

なお、この場合、防潮扉等の閉鎖に係る操作員の安全管理に十分配慮する。

資料編 ・ 水門、えん堤等一覧

第 4 海面監視体制の確立

市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台から津波の心配がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

第 5 津波防災思想の普及

市は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

県が示した津波浸水予測図に基づいて避難所、避難場所等を示した市防災ハザードマップの活用、三重県避難誘導標識設置指針に基づく避難所、避難場所等を示した案内板の設置など、平常時から住民や観光客等に周知を図る。また、災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制整備、津波防災訓練の実施に努める。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。
- (4) 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで沿岸部に近づかない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される地域にあっては、直ちに安全な場所に避難する。

第6 避難体制の確立

市は、地震による津波に備えて、津波発生時の一時的な避難場所として「国府漁村センター緊急避難所」、「畔名地区津波避難タワー」を整備しており、さらに建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保を検討していく。避難路及び避難の指示・伝達方法についても自主防災会等と協議の上定めておく。また、避難所、避難場所及び避難路は過去の実態や津波浸水予測図を踏まえて、安全な場所を選定する。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

第 13 節 避難対策計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	-----------------------------

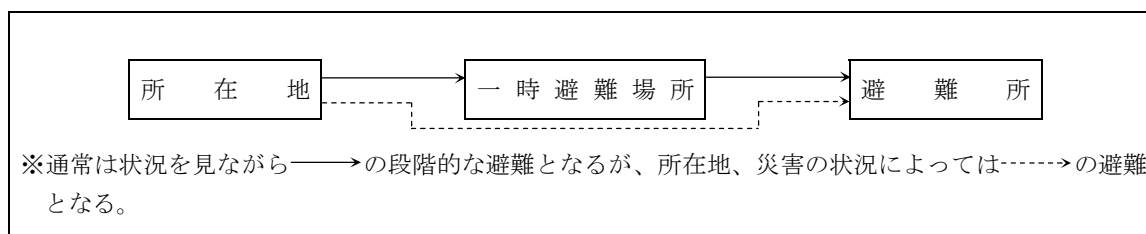
第 1 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生したときに、人命及び安全を確保するため、避難所、避難場所の種別を明確にするとともに、避難所、避難場所を整備し、避難体制の整備を図る。また、住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知する。

第 2 避難所及び避難場所の位置づけの明確化

避難は、災害の種類、状況によって異なり、それらの状況を見ながら、一時避難場所（空地等）から避難所（学校等）といった段階的な避難行動が必要である。そのため、避難所及び避難場所の役割、位置づけを明確にする。

〈避難の流れ〉



第 3 避難所、避難場所、避難路等の指定

耐震性建築物及び空き地等を調査し、避難所、避難場所及び避難路をあらかじめ指定しておく。なお、指定にあたっては、鳥羽警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく。

また、指定後は県の避難誘導標識設置指針に基づく、避難所、避難場所や避難経路等を表示した案内図、案内標識等の設置を推進し、住民、観光客等に対する周知に万全を図る。

1 避難場所の留意事項

- (1) 公園、広場等のような相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物その他の建造物、あるいはがけ等がないこと。
- (3) 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物のないこと。
- (4) 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
- (5) 被災（浸水・延焼）の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。
- (6) 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- (7) 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- (8) 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

2 避難所の留意事項

- (1) 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選

定すること。

また、学校について余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図っておくこと。

- (2) 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、太陽エネルギーを活用した発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保していくこと。
- (3) 避難所のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- (4) 災害時要援護者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- (5) テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- (6) 滞留旅客等には、避難所の提供を行うものとし、これらの人員も視野にいたれた避難所の確保、指定を行う。
- (7) 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

3 本市の指定避難所

以上の留意事項に従って、本市では資料編に掲げるとおり避難所を指定している。今後追加指定する場合も、この留意事項による。さらに、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

第4 避難誘導体制の整備

1 避難指示（・勧告）等の基準の明確化

市長は、避難の指示・勧告を行う場合、災害の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

地震災害等により家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、生活の拠点を失った場合

(3) 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、市防災行政無線、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難勧告・指示の類型

	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避 難 勧 告	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所、避難場所への避難行動を開始
避 難 指 示	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難

	・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
--	---	----------------------------------

2 避難誘導體制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、警察、消防、自主防災組織及び社会福祉施設管理者、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体・組織等との連携により、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、災害時要援護者の避難誘導體制の整備に努める。

また、被災者が夜間でも安全に避難できるよう、発電装置・照明装置の整備を図る。

3 自主避難の啓発

危険が予想される場合には、住民自らが安全を確保するよう、自主避難について平常から啓発に努める。

第5 安全避難の環境整備

1 避難情報伝達体制の整備・強化

土砂災害や浸水の危険がある地域における適切な避難情報の伝達を行うため、発表・伝達基準の定量化の検討、市防災行政無線機器の点検・整備等に万全を期し、避難情報伝達体制の整備・強化に努める。

地震災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

2 避難路の整備

避難所、避難場所に至る道路の整備が不十分な地域に関しては、避難路の整備を図る観点から、緊急度の高いと想定される地域から順次道路整備等を進める。

また、夜間における安全避難や災害時要援護者の安全避難に配慮した誘導標識や案内標識等の整備を図る。

第6 避難所運営体制の確立

住民及び自主防災組織、事業所等の理解・協力を得て、「避難所運営マニュアル」を活用した被災者自身による自主的な運営と災害時要援護者への特別な配慮の必要性和非常時優先ルール of 確立を基本原則とする避難所の運営体制の確立を図る。

災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

避難所については、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図る。

被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討を進める。

第7 観光客対策

1 普及啓発の推進

市は、観光客及び住民等に対して「観光地や出先で災害が発生した場合の心得」についての普及を図る。

観光地では、災害時に多くの観光客が滞留するおそれがあることを認識し、観光地の商店や施設等に対して日頃から観光客等への災害時対応の計画づくり・対策検討を普及啓発する。

2 情報提供体制の推進

災害時に海岸、駅周辺など観光地各所に電光掲示板等の設置、市同報系無線等の情報提供システムから災害情報の提供に努める。

3 観光客等のための避難所や食料等の確保

大規模災害が発生した場合には、交通機関が運休する可能性が高く、帰宅の手段を失うことになるため、避難所・避難場所を確保する必要がある。地域の観光客数を把握したうえで、地域住民及び観光客等が避難できる避難所・避難場所の確保を図る。

食料等の備蓄についても観光客数を踏まえた検討が必要である。1日あたり観光客に対して3日分の食料備蓄を図る。

観光客のほとんどは地理に不案内な人たちであり、避難所、避難場所への避難誘導を円滑に行う体制を整えておく必要がある。避難所、避難場所の標識を設置するとともに、観光地の商店及び施設等に対して避難誘導の徹底を周知する。また、観光地等における観光客対策を想定した防災訓練を住民、企業等との連携で定期的実施する。

第 1 4 節 火災予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

市及び志摩広域消防組合は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第 2 組織

1 志摩広域消防組合

本市の常備消防は、志摩広域消防組合で行われており、市内には志摩消防署と 4 箇所の分署（磯部分署、大王分署、志摩分署、浜島分署）が設置されている。

2 志摩市消防団

志摩市消防団は、1 本部 5 方面隊で編成されており、その組織及び所管区域等は資料編に掲げるとおりである。

資 料 編 ・ 志摩市消防団組織

第 3 火災予防対策の指導

- 1 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。
- 2 住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導する。また、広報活動により火災予防意識・知識の普及・啓発に努める。
- 3 消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するため、津波等による流出油被害が発生しないよう対策を講じるよう指導する。
- 4 事業所に対し消防用設備等の維持点検と取扱方法の周知徹底について指導する。また、火災の発生時における応急措置要領を定めるよう指導するとともに、事業所内自主消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように働きかける。

第 4 消防力の整備（市・志摩広域消防組合）

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

- 1 青年層・女性層の参加を促進し志摩市消防団員の確保に努めるとともに、資質の向上を図る。
- 2 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。
- 3 地震災害時に、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための

施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

資 料 編	・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧 ・ 防火水槽設置状況 ・ 消火栓設置状況
-------	--

第5 自主防災組織の育成強化

震災時には、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後に円滑に初期消火を行うための資機材等を整備する。

資 料 編	・ 自主防災組織一覧
-------	------------

第 15 節 医療・救護計画

担当部	医療対策部
-----	-------

第 1 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。また、災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第 2 災害時医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

大規模な災害時における、様々な不測の事態にも迅速かつ適切な初期医療体制を確立できるよう以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、次の点を考慮に入れ、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

医療救護班の編成、出動について県立志摩病院、市民病院、その他市内医療機関及び社団法人志摩医師会等と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

医療救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

(3) 社団法人志摩医師会との連携の強化

市における初期医療救護活動の担い手となる社団法人志摩医師会との連携を強化し、応急救護所の設置、救護班の編成・出動、医療ボランティアの受入れ等に関し運用要領等を定める。

(4) 自主防災組織等との連携の強化

緊急を要する重症者が適切かつ必要な救命医療措置を受けられるよう、自主防災組織等を中心として軽微な負傷者等に対する応急的な手当てを自ら行うことや救護班への活動支援を行うことに関しPRに努めるとともに、自主防災組織等との連携を強化し、計画化を図る。

2 後方医療体制等の整備

市内では対応困難な重症者等がひとりでも多く救命措置を講じられるよう後方医療体制（市外の医療機関への受入れ体制）の整備を次の事項を重点に進める。

(1) 医療機関等との連絡体制の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等、県及び医療機関との連絡体制を強化する。

市の救急告示医療機関は、資料編掲載のとおりである。

資料編 ・ 医療機関一覧

(2) 災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合には、県が指定する災害拠点病院が地域の医療機関の支援を行うので、市は県及び医療機関との連絡体制を整備する。

市における災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

種 別	医 療 機 関 名	役 割 ・ 必 要 機 能 等
基幹災害医療センター	県立総合医療センター	・ 負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・ 要員の訓練・研修機能 ・ 地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	県立志摩病院	・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 被災地からの重傷者の受入れ機能 ・ 負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・ 自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(3) 後方医療機関への搬送体制の整備

市は、診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の後方医療機関への搬送体制の整備を図る。

重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。

資料編 ・ ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第3 市内医療機関施設の整備促進

市民病院の建物の耐震性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電装置、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるよう施設の整備に努める。また、市内医療機関についても同様な措置の実施を啓発していく。

第4 医薬品等の確保

大規模な災害時における、医薬品等の需要にも迅速かつ適切な確保・供給体制を確立できるよう、以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

1 応急救護所における医薬品等の確保

必要最小限度の医薬品等に関しては、備蓄するよう努める。

2 社団法人志摩医師会及び一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会との連携の強化

必要な医薬品等の備蓄及び補充のための調達に関して、適切に行われるよう社団法人志摩医師会及び一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会との連携の強化に努める。

3 県による確保体制との連携

市は、県と適切に連携し、災害時の迅速な医薬品等の確保を行うべく必要な環境整備を行う。

4 援助物資の活用

他市町等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るためその受入れ及び供給体制の確立に努める。

第 1 6 節 緊急輸送計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第14節「緊急輸送計画」を準用する。

第 1 7 節 危険物施設等災害予防計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 2 章第26節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第 18 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

担当部	建設対策部、上下水道対策部、生活環境対策部
-----	-----------------------

第 1 計画目標

道路、海岸、港湾、漁港、河川、鉄道、電気、上下水道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであり、また地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。

したがって、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

このため、各公共施設管理者は耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、施設の耐震性の確保、代替性の確保、多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。また、災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備に努める。

第 2 道路

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所での崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋りょうの落橋、トンネルの損壊等が想定される。

また、市内の道路で落石のおそれがある道路注意箇所は資料編に掲載のとおりであり、市は、早急に災害防除事業を推進するよう県及び関係機関と連携を図り、事業を促進していく。

緊急輸送を確保するため必要な道路として、幹線的な道路と防災拠点に連絡する道路、及び防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋りょうについても耐震性の向上を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な交通管制施設の整備を推進していく。

資料編	・緊急輸送道路一覧 ・道路注意箇所一覧
-----	------------------------

第 3 海岸

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震を想定し、緊急性の高い箇所から順次海岸保全施設の耐震性向上対策や防災対策等、安全な施設等の整備について、県及び関係機関と連携を図り、促進していく。

第 4 港湾

的矢港及び浜島港において地震発生後の緊急物資及び人員の海上輸送を図る。

第 5 漁港

漁港は、国民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。

これらを、震災発生後の緊急物資の輸送基地として位置づけ、震災に対応した施設の整備を図る。

第6 河川

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、以下の耐震対策を実施する。

- 1 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、海水等の逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼすおそれのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、県と連携して早期改修に努めるとともに、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策を実施する。
- 2 消火活動等の支援に必要な施設を設置する。

資料編 ・ 水門、えん堤等一覧

第7 上下水道

1 水道

市は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。

(1) 施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良及び維持管理に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び耐震施工を行い、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2) 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

市は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

(4) 応援給水訓練の実施

災害時の応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携しながら「三重県水道災害広域応援協定」(H9.10.21締結)に基づく応援給水等の訓練を実施する。

(5) 非常時の協力体制

市が締結している応援協定を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

資料編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書
・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

2 下水道

災害時にも住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、整備の際には次の措置を講じる。

(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保存（保管）・整備する。

(3) 下水排除の制限

下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、市は住民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

市は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局に協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

第8 廃棄物処理施設

1 施設・設備の耐震性の強化

建物及び主要設備について、必要に応じて補修等安全性の強化を行う。また、災害時の停電に備え、自家発電設備の適正な管理に努める。

その他施設の新設、拡張、改良等に際しては、耐震性の高い工法や設備を採用し整備する。また、貯水槽や高置水槽の転倒防止策や耐震性に配慮した給水装置の設備等の災害予防対策を講じるよう指導する。

2 管理体制の強化

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平常時から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保する。

3 応援体制の整備

市は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県の市町村や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

4 仮置場の候補地の選定

市は、震災により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。

第9 市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

1 地震、津波等各種情報等の入場者等への伝達（施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達する。）

2 入場者等の安全確保のための退避等の措置

3 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

4 出火防止措置

5 水、食料等の備蓄

6 消防用設備の点検、整備

7 非常用発電装置の整備、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するため

の機器の整備

- 8 学校にあつては、当該学校が、津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置をとり、また、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合はこれらの者に対する保護措置をとる。
- 9 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置をとる。

第10 災害応急対策の実施上重要な施設

市災対本部が置かれる庁舎等の管理者は、第9に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとる。

- 1 非常用電源の確保
- 2 無線通信機等通信手段の確保
- 3 市災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第11 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の予防計画による。

第12 バス（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社の予防計画による。

第13 電気（中部電力株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力株式会社の予防計画による。

第14 LPガス（LPガス事業者）

地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

- 1 LPガス供給設備の耐震性の強化
 - (1) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
 - (2) 耐震性機器の設置を促進する。
- 2 緊急措置体制の整備
 - (1) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
 - (2) 青年部による緊急動員体制を整備する。
- 3 LPガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第 19 節 建築物等災害予防計画

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 計画目標

建築物は建築基準法により、耐震性を確保されているが、防災上重要な公共施設の被災による防災活動の停滞はあってはならないことであり、一層耐震性を強化する必要がある。また、一般建築物は、建築基準法施行以前の建物も相当数あることから、防災対策の重要性の周知徹底に努め、耐震性の強化、建て替え等、防災上必要な広報、助言等を行う必要がある。

宅地が大規模に被災した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するとともに、応急仮設住宅の供給可能性を把握するなど、調達・供給体制を整備する。

第 2 公共施設対策

1 対象建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の拠点となる施設の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、順次地震防災上必要な改築又は補強を実施していく。また、公共建築物の耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。

- (1) 防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる市役所庁舎
- (2) 救護所や避難所となる病院、学校、体育館、公民館等

2 老朽建築物の改築促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火建物への改築を促進する。

3 消防施設等の整備

消防機関又は消防施設に地震対策上必要な措置を講じる。

第 3 一般建築物対策

市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、「志摩市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき市内の木造住宅の無料耐震診断事業を実施している。

また、建築物の耐震化を進めるため、住民との情報共有化、専門家との協働による住民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等を行う。耐震診断の結果、住宅に危険性が認められた場合には耐震補強工事の実施を勧め、「志摩市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱」に基づく補助を行っている。

第 4 技術者の養成

市は、関係団体が開催する建築士等に対する講習会等に協力し、既存建築物の耐震診断、耐震改修のための技術者養成を支援する。

第 5 落下・倒壊危険物対策

落下物、倒壊等による被害を防止するため、次の物件の設置者、所有者等に対し、落下・倒壊危険物対策を実施するよう指導・啓発を行う。

物 件 等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道 路 管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
街路樹等		倒木のおそれのある樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第6 ブロック塀、石垣等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震及び平成7年1月発生の阪神・淡路大震災では、ブロック塀の倒壊等により多くの人的被害が生じた。

ブロック塀や石垣については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及を図るために施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう指導する。

第7 密集市街地に係る地震防災対策

市街地等の都市基盤未整備の市街地で火災が発生すれば広範な焼失が生じることから、建築物の更新を図りつつ、避難所、避難場所、避難路、公園等の防災施設が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、都市の防火性の向上を図る。

第8 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備等

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

市は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

2 被災宅地危険度判定士の養成

市は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に積極的に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

3 被災建築物応急危険度判定体制・被災宅地危険度判定体制の整備

市は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携を取るとともに、震災時には必要に応じて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

また、市が被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動を実施する際に、支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる危険度判定コーディネーターを市職員の中から養成する。

さらに、被災宅地危険度判定制度については、制度の住民への周知に努める。

第9 応急住宅対策

1 応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅の建設予定地をあらかじめ選定しておく。

建設予定地は、原則として公有地の中から次の事項に留意して選定する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所
- (2) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しがたつ場所
- (4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 市営住宅への入居

市は、志摩市営住宅管理条例（平成16年条例第212号）により、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させる。また、平常時から空家状況の把握に努める等住宅供給体制の整備を図る。

第 20 節 地盤災害防止計画

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 計画目標

地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備する。

第 2 本市における危険箇所

本市における危険箇所は、資料編に定めるとおりとする。

資料編	・ 山腹崩壊危険地区一覧 ・ 砂防指定地内の溪流一覧 ・ 土石流危険溪流一覧 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
-----	--

第 3 土石流対策

1 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策

土砂災害危険箇所ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために次に掲げる必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させるように努める。

特に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させるよう努める。

- (1) 避難所の設置について
- (2) 避難勧告及び指示等の時期決定方法について
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の伝達方法について
- (4) 避難誘導責任者について
- (5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知について
- (6) 崩落危険箇所の把握について
- (7) 崩落危険箇所のパトロールについて
- (8) その他必要事項について

2 ため池改修事業

ため池は、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有している。このため災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施する。

第 4 宅地災害の防止

梅雨期及び台風期に備え、市は県と協力して、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに努める。

第5 液状化対策

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、県は地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」にまとめ、公表している。この調査結果によると、本市における液状化危険度は「低い」又は「かなり低い」という想定結果になっている。

また、公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図るとともに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について啓発を図るなど、市は住民等に液状化対策の周知、啓発に努める。

第6 がけ地近接等危険住宅移転事業

国及び県では、がけ地の崩壊等から住民の生命を守るために、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を勧めている。

第 2 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地震財特法」という。）及び「地震防災対策特別措置法」（以下「地防法」という。）に規定されている国の財政上の特別措置を活用するなど、地震防災体制を充実する。

第 2 整備方針

各施設等の整備に当たっては、相互に整合性を図りながら総合的に推進していくが、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

第 3 地震財特法にもとづく地震対策緊急整備事業計画

大震法にもとづく地震防災対策強化地域を対象として、県が作成する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に協力する。地震対策緊急整備事業計画の対象施設等は、地震財特法第 3 条各号に掲げる施設等である。

第 4 地防法にもとづく地震防災緊急事業五箇年計画

人口及び産業の集積等の社会条件、県が作成する地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生じると認められる地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に協力する。地震防災緊急事業五箇年計画の対象施設は、地防法第 3 条各号に掲げる施設等である。

第3章 地震防災応急対策

第1節 総則

第1 計画作成の趣旨

大震法は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に昭和53年6月15日制定された。

同法により、平成21年4月時点で東海地方を中心に1都7県165市町村、本県では本市を含む10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合には、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項により、東海地震に係る地震防災対策強化地域について注意情報が発せられた場合以降にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定め、市における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2 計画作成の基本方針

- 1 この計画は、大震法第6条第1項により、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- 2 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 3 警戒宣言発令前に、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市は必要な準備行動を実施する。
- 4 地震発生後の災害対策は「第4章 災害応急対策計画」により対処する。
- 5 市及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。
- 6 市は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市域を細分して市内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、複数の防災対応をとる場合には、そのような対応をとる必要性和確実な実施を吟味し、本計画に明確に定める。

第3 地震防災応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施

- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 消防（志摩広域消防組合）

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 消防職員の配備等
- (3) 消防資機材、救急資機材の確保
- (4) 迅速な救急救助の体制確保
- (5) 地震防災応急計画の作成指導
- (6) 出火防止、初期消火等の広報

4 警察（鳥羽警察署）

- (1) 他警察署及び管区内防災関係機関との連携
- (2) 警察通信の確保及び警察通信統制
- (3) 情報の収集・伝達
- (4) 津波警報の連絡

5 指定地方行政機関

- (1) 東海財務局（津財務事務所）

ア 金融上の諸措置

イ 地方公共団体に、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。

- (2) 東海北陸厚生局

ア 災害状況の情報収集、連絡調整

イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

- (3) 東海農政局（三重農政事務所）

ア 政府所有食料の在庫数量把握

イ 応急食料の知事又は知事の指定する者への緊急引渡準備及び業者指導

- ウ 災害対策用乾パンの調達準備
- (4) 近畿中国森林管理局（三重森林管理署）
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
 - イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
 - ウ 国有林野の火災予防措置
 - エ 災害対策用復旧用材の供給準備
- (5) 中部経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための必要な指導
- (6) 中部運輸局（三重陸運支局）
 - ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- (7) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ウ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - エ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
 - オ 海上における治安の維持
- (8) 津地方气象台
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
- (9) 東海総合通信局
 - 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の調整及び電波の監理
- (10) 三重労働局（伊勢労働基準監督署）
 - 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請
- (11) 中部地方整備局（三重河川国道事務所）
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ウ 人員・資機材等の配備・手配
 - エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - オ 道路利用者に対する情報の提供
- 6 指定公共機関
 - (1) 西日本電信電話株式会社三重支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（三重支店）
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施

- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- (2) KDD I 株式会社（中部支社三重支店）・a u（三重支店）
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (3) 日本赤十字社（三重県支部）
 - ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
- (4) 日本放送協会（津放送局）
 - ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
 - イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
 - ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
 - エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (5) 中部電力株式会社三重支店
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保
- (6) 郵便事業株式会社
 - ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止する。
 - イ 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店は、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示する。
 - ウ 災害が発生した場合には、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
- (7) 郵便局株式会社
 - ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
 - イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
 - ウ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局は、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局面等に提示する。
- 7 指定地方公共機関
 - (1) 社団法人三重県医師会
 - 社団法人三重県医師会救護班の編成及び連絡調整
 - (2) 報道機関（三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）
 - 日本放送協会に準じる
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）
 - ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
 - イ 乗客の避難、救護
 - ウ 車両の運転規制
 - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
 - (4) 社団法人三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(5) 鉄道事業者（近畿日本鉄道株式会社志摩磯部駅・鵜方駅・賢島駅）

ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ 旅客の避難、救護

ウ 列車の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(6) ガス事業者（社団法人三重県エルピーガス協会）

ア 供給設備及び工場設備の災害予防

イ 需要家に対する災害予防広報

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（鳥羽志摩農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び志摩市商工会等）

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(2) 福祉、文化、厚生、社会団体（日本赤十字社奉仕団、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、女性の会、青年団等）

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(3) 危険物施設等の管理者

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(4) 各港湾施設の管理機関

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(5) 土地改良区

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

第2節 地震災害警戒本部の設置等

担当部	全部署
-----	-----

第1 計画目標

- 1 警戒宣言が発令された場合に民心の安定を図る。
- 2 地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するために地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、活動体制を整備する。

第2 活動体制の概要

大震法により東海地震の地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令された場合、本市は直ちに市警戒本部を設置し、非常体制をとる。

また、東海地震注意情報を受けた場合は、東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するとともに、警戒宣言発令に備え、速やかに東海地震警戒体制をとる。

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、志摩市地震災害警戒本部条例（平成16年条例第19号）に定めるところによる。

資 料 編 ・ 志摩市地震災害警戒本部条例

第3 市警戒本部の概要

1 組織及び所掌事務

(1) 組織

市警戒本部は、市災対本部の組織をもってあてる。

なお、市警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。

ア 本部長

(ア) 本部長は市長があたる。

(イ) 本部長は、市警戒本部の事務を総括し、職員を指揮する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副市長及び教育長があたる。

(イ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その代理をする。

ウ 本部会議等

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、各部長及び班長をもってあてる。

(イ) 本部会議は、地震防災応急対策について協議する。

(2) 所掌事務

ア 市警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

a 必要に応じ、県に対して地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。

b 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災

応急対策を実施すべき者に対する指示をする。

ｃ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

(ウ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

(エ) 消防職員及び志摩市消防団（水防団）の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

(オ) 消防、水防等の応急措置

(カ) 避難者等の救護

(キ) 緊急輸送の実施

(ク) 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

(ケ) 自主防災組織活動の指導、連携

(コ) その他地震防災上の措置

イ 志摩市消防団（水防団）は、市警戒本部及び防災関係機関と緊密な連絡をとり、特に次の事項を実施する。

(ア) 情報の収集及び伝達

(イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

(ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

(エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）

(オ) 住民の避難誘導

(カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備

(キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール

(ク) 救助用資機材の確保準備

(ケ) その他状況に応じた防災・水防活動

2 職員動員（配備）

(1) 東海地震準備体制

東海地震に関連する調査情報が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、東海地震準備体制で各部班の配備計画により、連絡体制を整える。

(2) 東海地震警戒体制

東海地震注意情報が発表された場合は、東海地震警戒体制により、職員全員が参集し、国の準備行動開始の意思決定を受けて警戒宣言時前からの的確な対応をとるとともに、警戒宣言の発令後、速やかに市警戒本部の設置ができる体制を整える。

(3) 東海地震非常体制

警戒宣言発令時には東海地震非常体制をとり、全職員は勤務時間外、休日等に、警戒宣言発令を知った場合は、連絡を待たずに自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。なお、所属機関への参集が不可能な場合には、第2参集場所として最寄りの各支所、第3参集場所としてその他最寄りの市機関（学校、保育所等を含む。）に参集する。

第3節 情報伝達計画

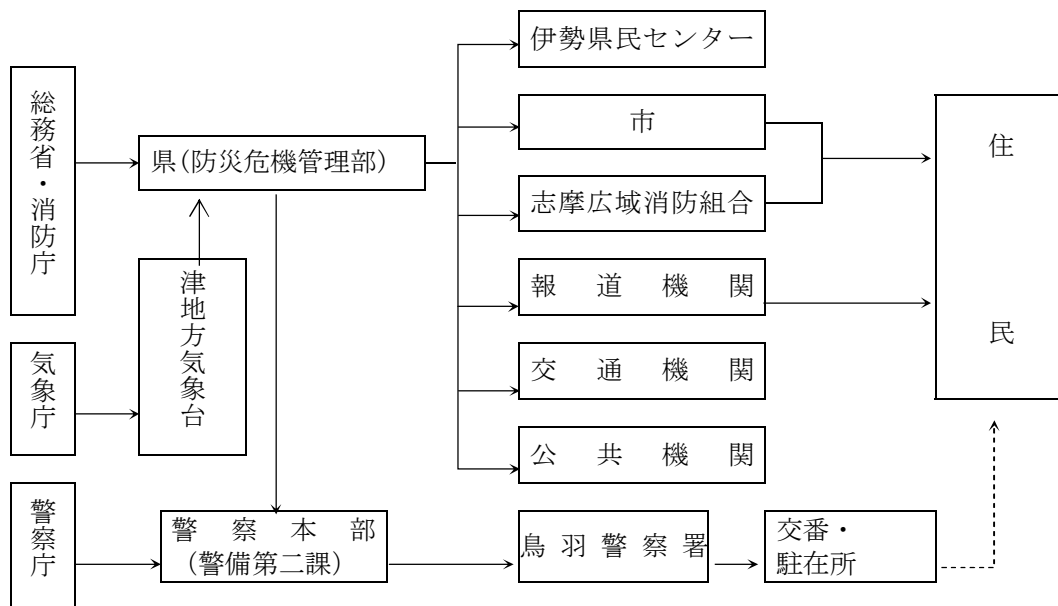
担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合及び東海地震注意情報が発せられた場合に、警戒宣言及び東海地震に関連する情報等を市及び各防災関係機関が連携のもとに、正確かつ迅速に伝達する。

第2 伝達系統

大震法による警戒宣言、地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



第3 警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

- 1 県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、県防災行政無線で、確実に行う。
- 2 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン、市防災行政無線、広報車等を用いて、住民等に確実に伝達する。
- 3 地震予知情報等は、市防災行政無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図る。

第4 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部班等を定めておく。

また、志摩市消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- 1 避難の状況
- 2 交通機関の運行及び道路交通の状況

- 3 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- 4 水道、電気等生活関連施設の運営状況
- 5 情報の変容、流言等の状況
- 6 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- 7 消防（水防）団員等の配備命令
- 8 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

第5 県警戒本部に対する報告

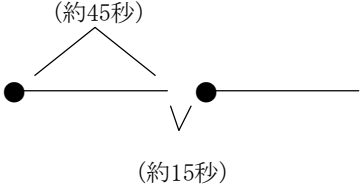
県警戒本部への報告は、県伊勢地方部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- 1 避難の状況
- 2 本市の地震防災応急対策の実施状況

第6 信号伝達方法

大震法による警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は、次のとおりである。

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第4節 住民等への広報計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

東海地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、東海地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市は、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

第2 対策

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容、特に本市に関する地震及び津波の予想
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報
- (5) 混乱防止のための対応措置
- (6) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び住民がとるべき措置
- (9) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (10) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な行動の呼び掛け
- (11) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合の防災体制に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

2 広報手段

住民等への広報は、市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ等により実施するほか、県を経由して報道機関の協力を得て一元的に行う。また、障がい者や外国人等、特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は文字及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、東海地震に関連する情報及び家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、対応窓口を設置する。

第5節 避難対策計画

担当部	総務対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	---------------------

第1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2 避難対策の基本方針

- 1 本市は、津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等に対し、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難所、避難場所へ避難するべく必要な措置をとる。
- 2 避難対象地区の住民等が避難所、避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩による。
ただし、避難所、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- 3 避難誘導や避難所での生活に当たっては、災害時要援護者等に配慮する。
- 4 避難対象地区以外の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い耐震性を十分把握しておく。
- 5 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について、県に対し要請を行う。
- 6 交通規制等の結果生じる滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

第3 避難の勧告及び指示

1 勧告及び指示の基準

市長は、原則として避難の勧告を行い、急を要するときは、避難の指示を行う。

2 勧告及び指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、市防災行政無線、広報車等により避難の勧告及び指示を行う。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告及び指示の伝達について協力を要請する。

なお、本市は、必要に応じ避難の勧告及び指示に関する放送を県に依頼する。

3 避難に関しての周知事項

市（志摩広域消防組合、志摩市消防団（水防団）を含む。）及び鳥羽警察署は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

- (1) 避難対象地区の地区名
- (2) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等地震防災応急対策の実施
- (3) 避難経路及び避難先

- (4) 避難する時期
- (5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条を準用する災害対策基本法第63条により警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、本節第3の3に準じて周知を図る。

2 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯、防火のためのパトロールを実施するように努める。

第5 避難状況の報告

- 1 市は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は鳥羽警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(2)に関する報告を求めない。

(1) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

ア 避難所名

イ 避難者数

ウ 必要な救助・保護の内容

エ 市等に対する要請事項

- 2 市は、避難状況について県警戒本部へ報告する。

第6 避難所の設置及び避難生活

1 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ危険予想地域に住む者、滞留旅客等で居住する場所を確保できない者とする。

2 設置場所

(1) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(2) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者等に対する措置を講じてある建物内にも設置することができる。

3 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し、避難所が設置されるまでの期間とする。

4 避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織及び避難所である学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

(2) 避難所には避難所の運営等を行うために必要な市職員等を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序のため、必要により鳥羽警察署に警察官の配置を要請する。

(3) 避難所の運営に当たっては、災害時要援護者に配慮する。

- (4) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- (5) 多数の観光客等の収容が見込まれる避難所については、関連事業者と協力し運営する。
- (6) 男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難所運営に努めること。

第7 児童生徒等の安全対策

- 1 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。
 - (1) 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、授業、部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - (2) 児童生徒等が登下校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - (3) 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、休業として、児童生徒等は登校させない。
- 2 学校等は、1の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地区の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。
- 3 東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
- 4 施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

第8 海上における避難対策（第四管区海上保安本部）

- 1 警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。
- 2 危険物を取り扱う臨海施設等について、危険物の流出事故等を防止するため、必要な指導を行う。
- 3 海上及び臨海施設における混乱の防止を図るため、情報の収集及び警戒を強化するとともに、人員又は物資の緊急海上輸送を必要とする場合における援助を行う。

第6節 緊急輸送計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2 緊急輸送基本方針

- 1 市は、地震防災応急対策を実施するために、緊急輸送を行う。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- 3 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- 4 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- 5 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発表された場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

第3 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- 1 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- 2 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- 3 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - (1) 食料
 - (2) 日用品等
 - (3) その他緊急に輸送を必要とするもの

第4 輸送体制の確立

1 輸送の方法

(1) 陸上輸送

資料編に掲載の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

資料編 ・ 緊急輸送道路一覧

(2) 海上輸送

原則として海上輸送は行わない。

(3) 航空輸送

県に依頼し、必要に応じて県及び県警等の機関のヘリコプターによって行う。

2 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

(1) 市有車両の活用

(2) 民間車両の借上げ

- (3) 県に依頼することによる自衛隊の地震防災派遣車両
- (4) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

第5 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次により輸送につき調整する。

第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第 7 節 自衛隊との連携計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求する。

第 2 市長の要請手続

市長は、県地震災害警戒本部長（県知事）に対して、国の地震災害警戒本部長に派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣要請を要求する。

なお、派遣要請を依頼する事項は、おおむね次のとおりである。

- 1 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- 2 避難の援助（誘導、搬送）
- 3 消防活動
- 4 人命救出、搜索救助
- 5 道路、水路の啓開
- 6 応急医療、救護及び防疫
- 7 人員及び救助物言、防災資機材の緊急輸送
- 8 炊飯及び給水
- 9 救援物資の無償回付又は譲与
- 10 危険物の保安及び除去等

第 3 派遣部隊の受入体制

市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- 1 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

第8節 消防活動に関する計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発表された場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2 対策

- 1 志摩市消防団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- 2 通信施設の確保及び通信統制の確立を図る。
- 3 資機材の点検、整備を行う。
- 4 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- 5 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止及び出動の迅速化を図る。
- 6 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- 7 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- 8 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- 9 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- 10 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第9節 社会秩序維持計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して住民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2 予想される混乱への対策措置

予想される下記の混乱に対して、対策を講じる。

- 1 地震予知情報に関する流言
- 2 帰宅者による道路の混乱
- 3 電話の輻輳
- 4 避難に伴う混乱
- 5 道路交通の混乱
- 6 滞留旅客等の混乱

第3 市の実施事項

- 1 避難対象地区に対して、的確な広報を市防災行政無線等により実施する。
- 2 状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- 3 警察本部及び鳥羽警察署の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

第4 警察の実施する対策

東海地震注意情報を受けた場合における警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察防災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 警備体制の確立

東海地震注意情報を受けた場合は、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

災害警備活動を統括するため、警察本部に警察本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、鳥羽警察署に鳥羽警察署長を長とする「鳥羽警察署災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の編成

警察本部員及び鳥羽警察署員をもって所要の部隊を編成する。

2 警戒警備活動重点

- (1) 地震予知情報等の伝達
- (2) 各種情報の収集及び伝達
- (3) 警戒宣言発令時における住民等に対する広報
- (4) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (5) 人の集まる場所における混乱の防止
- (6) 各種犯罪の予防及び取締り
- (7) 防災関係機関との連絡共助
- (8) 地域防犯団体等への指導

第5 中部経済産業局等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしてしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していく。

第6 金融対策

東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応は次のとおりである。

- 1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総口座座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等で預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じること。
- 2 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- 3 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じること。
- 4 その他

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

第7 郵便事業株式会社の運営

- 1 郵便物の送達の確保
 - (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
 - (2) 災害時には、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送又は集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。
- 2 支店の窓口業務の維持

災害時には、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第8 郵便局株式会社の運営

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- 2 上記1により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局は、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局面等に提示する。
- 3 警戒解除宣言が発せられた場合は、遅滞なく平常通りの業務の取扱いを行う。

第 10 節 ライフライン施設応急対策計画

担当部	建設対策部、上下水道対策部
-----	---------------

第 1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及び通信の確保等の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な事前措置をとる。

第 2 飲料水の確保

- 1 水道事業管理者（市長）は、住民に個人貯水及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内で飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を超える場合には市が締結している応援協定に基づく団体・ブロック及び県等の応援を要請する。
- 2 水道事業管理者（市長）は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配置等応急給水体制及び復旧体制を確立する。

第 3 電気の供給（中部電力株式会社）

警戒宣言が発せられた場合にも、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報を受けたとき、中部電力株式会社三重支店は次の配置を講じる。

- 1 地震災害警戒本部の設置
東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。
- 2 要員・資機材等の確保
 - (1) 地震警戒要員を確保する。
 - (2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
 - (3) 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。
- 3 情報連絡ルートの確保
 - (1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
 - (2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、警察本部及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
 - (3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察本部、公共機関等との連携を保つ。
また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。
- 4 被害予防措置
特別巡視、点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。
- 5 広報活動
報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

第 4 通信の確保（西日本電信電話株式会社三重支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ三重支店、KDDI 株式会社中部支社三重支店、au 三重支店）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講じる。

1 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

2 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

3 要員・資機材等の確保

(1) 地震警戒要員を確保する。

(2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

(3) 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

4 情報連絡ルートの確保

(1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

(2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察本部及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

(3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察本部、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

5 被害予防措置

特別巡視、点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

6 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

(2) 電報の受付、配達状況

(3) 利用者に協力を要請する事項

(4) その他必要とする事項

第 1 1 節 交通対策計画

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第 2 道路交通対策（警察本部）

1 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- (2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- (3) 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

2 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定により次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路では県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この節では「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3) 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路で、必要な交通規制を実施する。

(4) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

- ア 伊勢湾岸自動車道
- イ 東名阪自動車道
- ウ 伊勢自動車道
- エ 紀勢自動車道
- オ 国道 1 号
- カ 国道23号
- キ 国道25号（名阪国道）
- ク 国道42号

(5) 交通規制の方法

大震法による交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

(6) 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

3 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

4 緊急輸送車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、鳥羽警察署交通課で行う。

(2) 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

ア 災害時には、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、大震法施行令第12条に規定されている緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

イ 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を行い、確認したときは、上記の緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急輸送車両の確認の取扱い

ア 上記(2)ア及びイの緊急輸送車両の確認は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、及び警戒宣言発令に伴い設置される交通検問所において取り扱う。

イ 上記(2)イの緊急通行車両の確認は、県の知事部局において取り扱うものとする。

第3 公共輸送機関

1 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 列車の運行

ア 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。

イ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。

ウ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。

エ 警戒宣言が解除されたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

ア 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。

イ 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難所、避難場所への避難を勧告する。

2 バス（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）

(1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

(2) 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。

(3) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難所の教示をするとともに、避難所で帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。

(4) 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。

(5) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

3 海上交通の確保対策（鳥羽海上保安部、漁港管理者）

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講じる。

(1) 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

鳥羽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命じる等の規制を行う。

イ 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域で、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第 1 2 節 食料・生活必需品確保計画

担当部	総務対策部、産業振興対策部
-----	---------------

第 1 計画目標

- 1 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 2 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平常時から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市における緊急物資の供給は、これを補完する。

第 2 対策

- 1 津波、山・崖崩れ等危険予想地域の住民等で非常時に持出しができなかった者や居住地に帰宅することのできない滞留旅客等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- 2 「三重県市町村災害時応援協定」に基づく緊急物資の調達あつせんの要請を県に行う。
- 3 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- 4 緊急物資集配所の開設準備を行う。
- 5 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 6 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 7 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 8 応急復旧体制の準備をする。

第 1 3 節 医療・救護計画

担当部	医療対策部
-----	-------

第 1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう、事前措置を講じる。

第 2 対策

- 1 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発表された場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- 2 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- 3 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発表された場合には、要救護者の搬送準備を行う。
- 4 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- 5 市長は、あらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等にも、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- 6 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第 1 4 節 公共施設等対策計画

担当部	産業振興対策部、建設対策部、上下水道対策部
-----	-----------------------

第 1 計画目標

- 1 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、市は道路、河川、海岸保全施設等及び不特定多数の者が出入りする施設等で地震発生に備えた対策を速やかに実施する。

第 2 公共施設（市が管理又は運営する施設）

1 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む。）の中断等の措置をとる。

- (1) 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。
- (2) 緊急交通路及び幹線避難路で県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- (3) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (4) 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (5) 幹線避難路における障害物除去に努める。

2 河川、海岸、港湾、漁港等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市は直ちに所管する河川、海岸、漁港等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講じる。

3 ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

4 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の来訪者への伝達
- (2) 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- (3) 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止
- (4) 出火防止措置

(5) 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

5 砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

6 工事中の公共施設、建築物、その他

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講じる。

7 水道用水供給施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し、送水を継続する。

8 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講じる。

(1) コンピュータ本体の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第3 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

1 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

(1) 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックが発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

(2) 生活必需品を取り扱う事務所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

2 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

3 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

4 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

5 自衛消防組織に関すること。

6 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。

7 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

8 施設、消防用施設等の点検に関すること。

9 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第 15 節 住民等のとるべき措置

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、住民は家庭又は職場等で、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第 2 家庭における措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2 とりあえず、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3 火の使用は自粛すること。
- 4 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 5 消火器や水バケツなどの消火用具の準備、確認を行うこと。
- 6 身軽で安全な服装に着替えること。
- 7 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- 8 万一の時は脱出口を確保すること。
- 9 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- 10 自動車や電話の使用は自粛すること。
- 11 東海地震注意情報が発表された時点で、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- 12 マイカーによる外出は自粛すること。

第 3 職場における措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできるだけだけの措置をとること。
- 2 とりあえず、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3 火の使用は自粛すること。
- 4 消防計画、予防規程などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 9 正確な情報を入手すること。
- 10 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

- 12 支障のない範囲で、速やかに従業員を帰宅させること。
- 13 情報の収集を行い、就業者に対し正確な情報を伝達すること。

第4 運転者のとるべき措置

- 1 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左側端に寄せ、又は路外に停車させ、カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。
- 2 一時停車の後は、警察官の指示又は交通情報等に従い行動する。
- 3 自動車を置いて避難等をする場合には、車両をできるだけ路外に、やむを得ない場合は、道路の左側端に駐車させる。
- 4 交通が禁止されたときは、鍵を付けたまま避難等の措置をとる。
- 5 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとる。
- 6 やむなく車両を放置する際は、施錠せず鍵を挿した状態で離れる。

第 16 節 大規模な地震に係る防災訓練計画

担当部	総務対策部、関係部
-----	-----------

第 1 計画目標

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第 2 対策

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1 の防災訓練は、少なくとも年 1 回以上実施する。
- 3 1 の防災訓練は、東海地震注意情報並びに警戒宣言発表に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 4 県が行う総合防災訓練に参加するほか、他市町及び防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、市の実情に合わせて、おおむね次に掲げる事項により、より高度かつ実践的に行う。
 - (1) 動員訓練及び市災対本部運営訓練
 - (2) 情報収集及び伝達訓練
 - (3) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 5 市は、自主防災組織が実施する訓練に対して、積極的に支援を行う。

第 17 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

担当部	総務対策部、教育対策部
-----	-------------

第 1 計画目標

- 1 東海地震が発生すれば、本市にも多大な被害を受けることが予想されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 2 東海地震が発生してもその被害を最小限に抑えるなど災害に強い組織、体制整備に努める。

第 2 住民に対する普及計画

住民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット等を作成し、各種防災行事等に配布するとともに、報道機関等と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、特に災害時要援護者に十分配慮する。

- 1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 予想される地震及び津波に関する知識
- 3 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- 6 本市における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- 7 本市における避難所、避難場所及び避難路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 平常時住民等が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第 3 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、市内学校等は、市の実情に即した防災教育を計画的、かつ継続的に行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

第 4 職員に対する防災教育

市は、市職員に対して、震災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけるため、職員研修等を利用して、次の事項等について地震防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について市職員に周知徹底を図る。

- 1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）の内容及びこれに基づきとられる市警戒本部等の措置に関する内容
- 2 予想される地震及び津波に関する知識

- 3 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第5 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を1週間分（最低でも3日分）程度、個人で備蓄しておくよう、住民等に広報していく。また、市及び県の備蓄計画についても広報を行い、周知を図る。

第6 自動車運転者に対する普及計画

警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

担当部	全部署
-----	-----

第1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるので、市は迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、その体制を整備する。

第2 市災対本部

1 設置基準

- (1) 市内に気象業務法による津波警報が発表されたとき。
- (2) 市内に震度5弱以上の地震があったとき。
- (3) その他地震に関する災害で、市長が必要と認めるとき。

2 廃止基準

- (1) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- (2) 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

3 設置及び廃止の公表

市災対本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知又は公表するとともに市災対本部の標識を市役所庁舎に掲示する。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市役所本庁舎内各部課等	庁内放送、庁内電話、口頭その他迅速な方法
支所その他出先機関	電話、県防災行政無線
志摩広域消防組合消防長	電話、県防災行政無線
志摩市消防団長	電話、市防災行政無線
県知事	電話、県防災行政無線、防災相互通信用無線（浜島支所のみ）
鳥羽警察署	電話、県防災行政無線
近隣市町	電話、県防災行政無線
一般住民	市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ
報道機関	電話

4 設置場所

市災対本部は、市役所本庁舎に置く。ただし、大規模な災害により市役所本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になった場合には、次の施設を代替設置場所とする。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
市役所 浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
〃 大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
〃 志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
〃 磯部支所	志摩市磯部町迫間878番地9	(0599) 55—0026

5 組織の概要

- (1) 市災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。

- (2) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 市災対本部の組織及び所掌事務は、資料編に掲載のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部・班の相互応援体制をとる。

6 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 災害予防に関する事項
- イ 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- ウ その他本部長が必要と認める事項

7 市災対本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように定めておく。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長

資料編 ・ 志摩市防災会議条例
・ 志摩市防災会議委員一覧
・ 志摩市災害対策本部条例

第3 現地災害対策本部

市長は、被災地に効率的な応急対策活動を必要とする時は、現地にあって市災対災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部（以下、現地本部）を設置する。

1 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、市の地域内に局地的な災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、市長が現地での指揮の必要性を認めたとき設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、市長が廃止する。

2 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、市長が副本部長、本部員その他の職員の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により市災対本部職員の中から指名する。

第4 配備体制

災害が予想される場合に被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の基準による配備体制を整える。

種別	配 備 時 期	配備内容	配 備 要 員
準備体制	1 三重県に震度4の地震が発生したとき。【県内の最大震度】 2 東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに警戒体制に入れる体制	別に定める。
警戒体制	1 志摩市に震度5弱の地震が発生したとき。【市内の最大震度】 2 三重県（志摩市を除く。）に震度5強以上の地震が発生したとき。 3 三重県南部に津波注意報が発表されたとき。 4 東海地震注意情報が発表されたとき。 5 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長（市長）が必要と認めたとき。	相当の被害が近く発生することが予想される場合又は発生した場合で掌握する応急対策を迅速・的確に行いうる体制	別に定める。 【市災対本部設置】
非常体制	1 志摩市に震度5強以上の地震が発生したとき。【市内の最大震度】（自動参集） 2 三重県南部に津波警報又は大津波が発表されたとき。（自動参集） 3 津波による甚大な被害が発生又は予想されるとき場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。 4 遠地地震による津波警報又は大津波警報が発表され、本部長（市長）が必要と認めたとき。 5 警戒宣言が発表されたとき、又は東海地震予知情報の発表があったとき。（自動参集） 6 地震に関する甚大な災害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。 7 志摩市全域にわたって風水害、地震その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想される場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員 【市災対本部設置】

第5 動員計画

本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

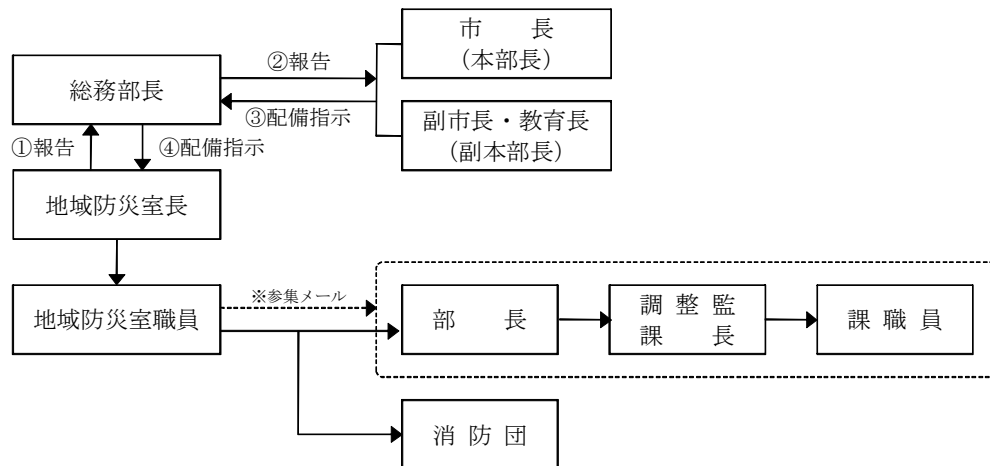
(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、地域防災室長は、本部長の指示による配備体制を各部長等に伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各課長等は、直ちに各所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。

ウ 地域防災室担当は、志摩市消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 宿日直者は、非常・警戒配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに地域防災室長及び地域防災室担当に連絡する。

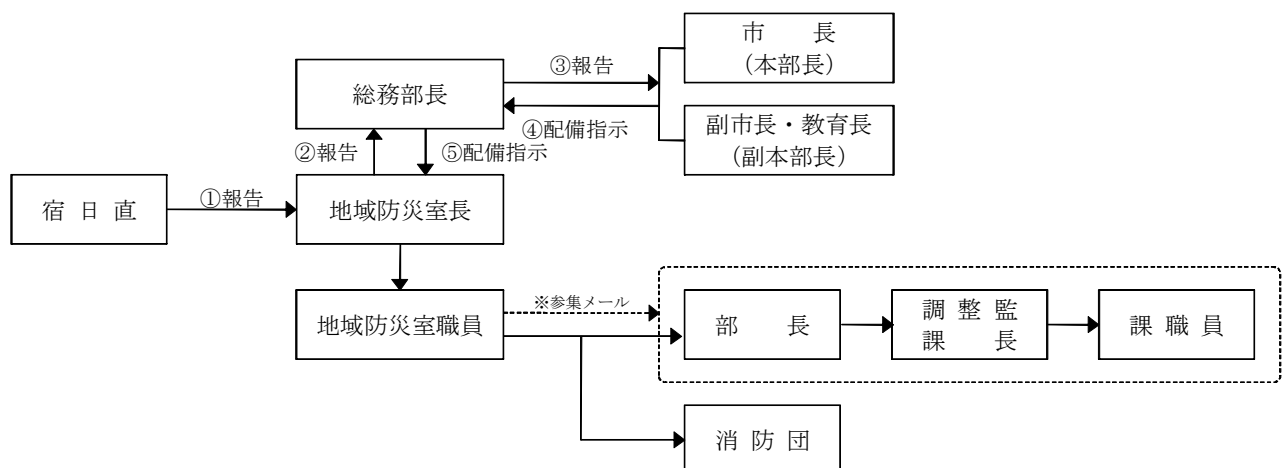
地域防災室長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長、副本部長に報告をし、配備体制の指示を受け、地域防災室担当は各部長及び志摩市消防団等に非常・警戒配備を伝達する。

イ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

ウ 職員の待機

全職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛ける。

勤務時間外、休日における伝達系統



2 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第6 職員の参集

1 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等に、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

2 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等に、非常体制に対応する災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに、自ら別に定める第1参集場所へ参集（自動参集）する。交通の途絶により第1参集場所への参集が不可能な場合には、第2参集場所、第3参集場所へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班で把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加する。

第7 初動体制

1 地震発生初期の措置

震度4（県内の最大震度）以上の地震が発生した場合等に、市は次の措置をとる。

(1) 震度4（県内の最大震度）の地震が発生した場合等

「準備体制」における各班の配備人員は、直ちに参集し、次の措置をとる。

- ア 地震、津波に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 被害情報を市長及び県へ報告
- エ 初期災害応急対策
- オ 災害情報に関する広報

(2) 震度5弱（市内の最大震度）の地震が発生又は、津波注意報が発令された場合等

「警戒体制」における各班の配備人員は、直ちに参集し、次の措置をとる。

- ア 地震、津波に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 被害情報を市長及び県へ報告
- エ 初期災害応急対策
- オ 災害情報に関する広報

(3) 震度5強（市内の最大震度）以上の地震が発生又は、（大）津波警報が発令された場合

全職員が直ちに参集し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

なお、第一報を県に加え、消防庁に対しても原則として可能な限り早く分かる範囲で報告する。

2 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた所掌事務にこだわらず、本庁、支所の30分以内に参集できる職員によって「緊急初動班」等を編成し、初動体制を確立する。

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	1 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、参集する。 2 災害その他により、第1参集場所に参集できない職員は、第2参集場所・第3参集場所に参集して災害対策に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 3 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、各災害対策支部に連絡する。
5 被害状況の報告	職員は、収集した情報を報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第2節 災害対策要員の確保

担当部	全部署
-----	-----

風水害等対策編第3章第2節「災害対策要員の確保」を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第4節 ボランティアの受入体制

担当部	健康福祉対策部
-----	---------

風水害等対策編第3章第4節「ボランティアの受入体制」を準用する。

第5節 地震・津波情報等の伝達活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、短時間に沿岸部に津波が来襲することが想定される。この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法による警報、注意報及び情報、地震及び津波に関する情報を収集し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめる。

第2 情報等の種類と内容

1 津波に関する警報等の伝達

(1) 津波に関する予警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 津波警報：担当する津波予報区で津波による重大な災害のおそれがあると予想される時に発表する。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区で津波による災害のおそれがあると予想される時発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで約3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	3 m、4 m 6 m、8 m 10 m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	1 m、2 m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5 m

(注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち津波注意報は津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合は、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点における津波がなくなったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨の発表
	0.2m未満の海面変動が予想される時。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意は必要である旨を発表。

(2) 津波予報区

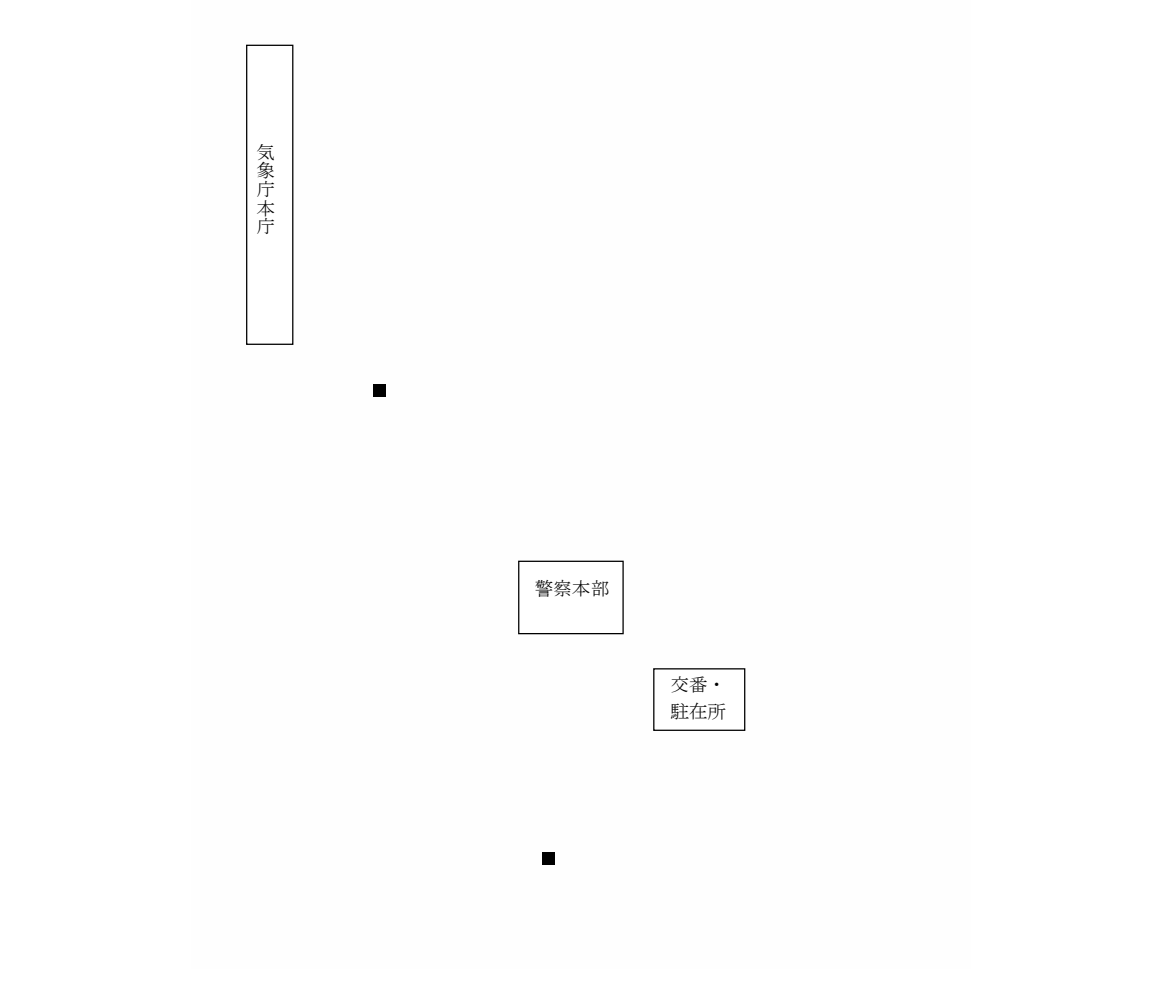
本市の予報区は、「三重県南部」となっている。

(3) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

津波警報等は、気象庁から次の系統により伝達される。

津波警報等伝達系統図



凡	例
——	気象業務法第15条等の法令による通知系統
——	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
◎	防災情報提供装置（専用回線）
F	防災情報提供装置（F ネット）
●	気象専用回線（L—ADESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の電話・FAX
□	県防災行政無線
◇	市防災行政無線
☆	県の一斉優先FAX（F ネット）
◆	無線通報など

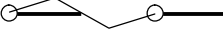
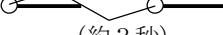
イ その他

- （ア）警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- （イ）警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに相手に相手方の氏名

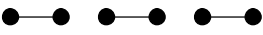
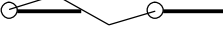
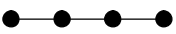
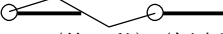
を確かめ、その時刻等を記入しておく。

(ウ) 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外に異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

(エ) 津波予報をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおり。

標 識 の 種 類	標 識	
	鐘 音	サ イ レ ン 音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

標 識 の 種 類	標 識	
	鐘 音	サ イ レ ン 音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 津波及び地震に関する情報の伝達経路

津波及び地震に関する情報の伝達経路は、津波警報等の伝達系統図に準じる。

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約190区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

4 震度計、強震計設置企業

震度計、強震計設置企業
● 日本放送協会津放送局（津市） ● 東邦ガス株式会社（桑名市、いなべ市、津市、四日市市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市） ● 中部電力株式会社（津市、四日市市、松阪市、桑名市、尾鷲市、川越町） ● 中日本高速道路株式会社（桑名市、津市）

第3 市の措置

1 津波に関する自衛措置

(1) 気象庁の行う津波予報警報等は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、もしくは津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されることになっているが、市は、強い地震（震度4程度以上）もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、または津波警報を覚知した場合には、市長は避難指示を行うほか次の措置をとる。

ア 市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

イ 市は気象庁発表の津波の有無についての情報が届くまで、少なくとも30分間は、安全な地点で海面の状態を監視する組織を確立すること。

ウ 市は日本放送協会等放送機関の放送を聴取するよう努める。

エ 市は、災害時要援護者に配慮しつつ、対象者に漏れのない伝達に努める。

(2) 市は、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、次の措置をとる。

市長は、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域の住民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

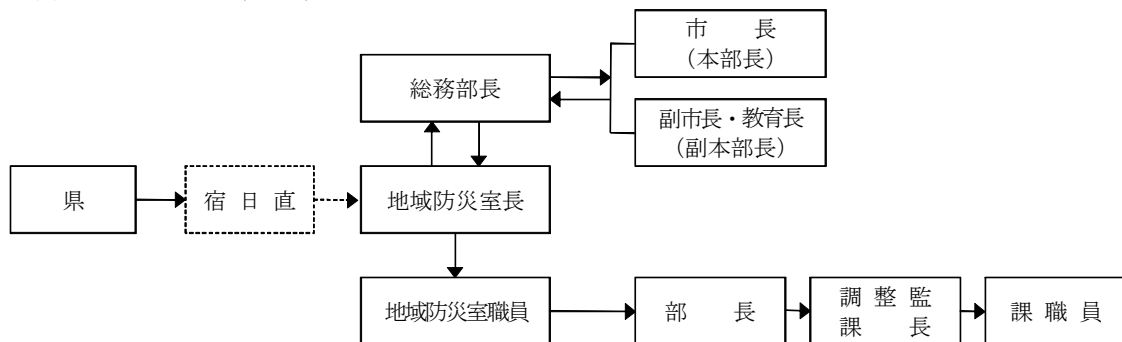
なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が連絡された場合にも、同様の措置をとる。

2 津波及び地震に関する情報の伝達

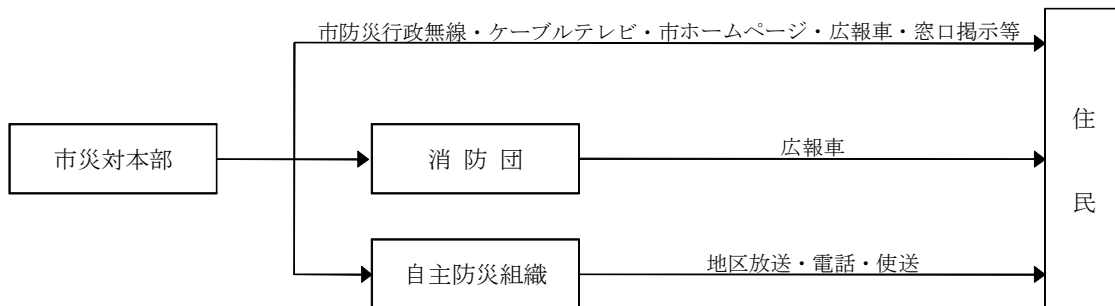
収集した情報の住民等への伝達に間しては、市防災行政無線、個別受信機の普及を促進するとともに、ケーブルテレビや携帯端末等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、災害時要援護者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制作りを進める。

なお、市内における伝達系統及び市から住民への伝達系統は、次のとおりである。

(1) 庁内における伝達系統



(2) 住民への伝達系統



第4 住民の措置

海浜にある者、海岸付近の住民等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには直ちに海浜から退避し、急いで高台など安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとし、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとる。

また、津波現象及びこれらに関連する異常現象を発見したものは、速やかに防災関係機関に通報する。

第6節 被害情報収集・連絡活動

担当部	全部署
-----	-----

第1 防災目標

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。したがって、市は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告する。

第2 災害情報の収集

災害情報の収集については、高所見張り員の配置、パトロールによる状況、参集者の途上の情報、駆け込み、電話での災害通報、報道機関及び公共交通機関からの情報収集等により積極的な情報把握に努める。

第3 関係機関からの情報収集

市災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

関係機関との連絡手段

市 _____ 県	県防災行政無線、防災相互通信用無線（浜島支所のみ）、電話
市 _____ 志摩広域消防組合	県防災行政無線、消防無線、電話
市 _____ 鳥羽警察署	電話、県防災行政無線
市 _____ 志摩市消防団	市防災行政無線、電話
市 _____ 自主防災組織 (住民)	市防災行政無線、電話

第4 災害情報の収集

1 災害発生時の情報収集

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、情報の収集は不可欠である。そのため、各職員は情報の収集に努める。

発生時の情報収集は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報（災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報）であり、次のとおりである。

- (1) 家屋等建物の被害状況
- (2) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (3) 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- (4) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (5) 住民の動向
- (6) 道路及び交通機関の被害状況
- (7) 庁舎等所管施設、設備の損壊状況
- (8) 堤防・護岸の状況
- (9) 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- (10) 余震、津波等に関する情報、二次災害防止のための気象情報・注意報等

(11) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2 被害調査活動

発災時の情報収集により災害の概況を把握後、さらに具体的な情報を収集するため、各職員により被害調査活動を実施する。被害調査により収集する情報は次のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 避難勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- (6) 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- (7) 医療機関の開設状況
- (8) 救護所の設置及び活動状況
- (9) 傷病者及び災害時要援護者の収容状況
- (10) 観光客等の状況
- (11) 道路及び交通機関の復旧状況
- (12) その他応急対策活動を実施する上で必要な事項

第5 報告責任者

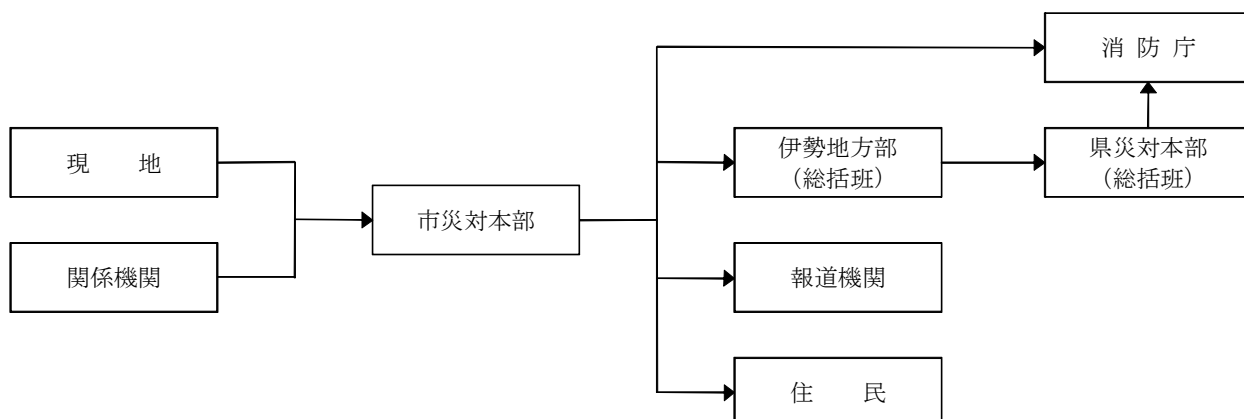
災害情報及び被害報告は、災害対策業務上極めて重要なものであるため、調査にあたる各部班はあらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整については責任をもって処理しなければならない。

なお、被害状況等の報告及びとりまとめ担当部班は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 部 班
人的被害	医療対策部
住家被害	市民対策部課税班、収税班
農林業施設被害	産業対策部農林班
山地災害危険箇所等被害	産業対策部農林班
水産施設、漁港施設被害	産業対策部水産班
港湾、海岸被害	建設対策部建設整備班
公共土木施設被害	建設対策部建設整備班
商工施設被害	産業対策部商工班
観光施設被害	産業対策部観光戦略班
医療施設被害	医療対策部
社会福祉施設被害	健康福祉対策部地域福祉班
児童福祉施設被害	健康福祉対策部子育て支援班
上水道施設被害	上下水道対策部水道班
下水道施設被害	上下水道対策部下水道班
学校施設被害	教育対策部学校教育班
学校給食施設被害	教育対策部スポーツ食育班
社会教育施設・社会体育施設被害	教育対策部生涯学習人権教育班、スポーツ食育班
文化財被害	教育対策部生涯学習人権教育班
避難所施設被害	各施設管理者、避難所開設担当者

第6 収集伝達系統図

災害情報等の収集及び伝達は、すべて本部長を中心に行うものとし、その系統は次のとおりである。



第7 概況連絡及び災害速報

報告の種類は、次のとおりとする。

1 概況速報

- (1) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、資料編に掲げる「災害概況速報」に基づく内容とし、市から伊勢地方部を経て、県災対本部（事務局総括班）に報告する。なお、「災害概況速報」の代替として被害速報送受信票も可とする。

特に、次のア～カに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が近隣市町にもまたがるもので、市における被害は軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ かけ崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

- (2) 通信手段の途絶、輻輳等により伊勢地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで市は直接消防庁へ連絡する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を伊勢地方部のほか、直接消防庁に対しても報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

消防庁への連絡先は次のとおりである。

区分 回線別		平日（９：３０～１８：３０） ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消 防 防 災 無 線	電 話	90—49013	90—49101
	F A X	90—49033	90—49036
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	87—048—500—90—49013	87—048—500—90—49102
	F A X	87—048—500—90—49033	87—048—500—90—49036

2 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び資料編に掲げる「被害状況速報」に基づく内容とし、市から伊勢地方部を経て、県災対本部事務局総括班（総括班）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により伊勢地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は、直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の速報とは別に資料編に掲げる「被害状況調書」による住家等被害状況速報を、伊勢地方部（伊勢保健福祉事務所）を経由して県災対本部（第１救助班）に報告する。

資料編 ・被害報告様式

3 被害報告

(1) 中間報告

１、２の速報の段階に、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により伊勢地方部に報告する。

(2) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の時期までに報告する。

4 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・被害報告内容基準

第８ 県知事への報告

市災対本部で把握した被害状況については、三重県地域防災計画に定めるところにより伊勢地方部を経て県知事あてに報告する。

第９ 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条により、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

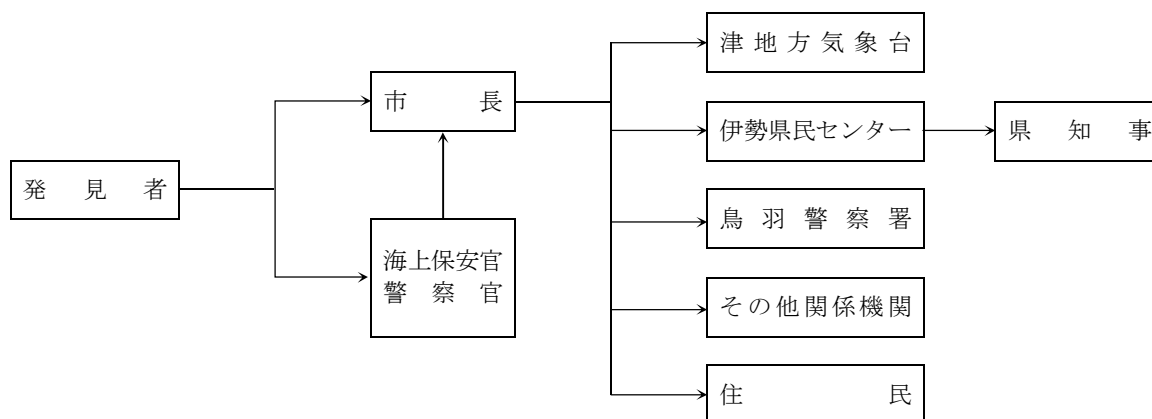
市長又は志摩広域消防組合は、受領した事項について、伊勢県民センター、津地方気象台、鳥羽

警察署等その他の関係機関に通報する。

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

気 象	水 象	地 象
○突風 ○竜巻 ○激しい雷	○河川等の異常な水位上昇 ○異常な湧水 ○洪水 ○海面の急激な低下 ○海鳴り	○地割れ（亀裂） ○地すべり（土塊の移動） ○がけ崩れ、山崩れ ○地表面の沈下・隆起 ○数日に及び頻繁な有感地震

<異常現象発見時の通報系統>



第10 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、市内のアマチュア無線クラブ、インターネットやパソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

第7節 通信運用計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第7節「通信運用計画」を準用する。

第8節 避難対策活動

担当部	総務対策部、健康福祉対策部、教育対策部
-----	---------------------

第1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されるので、危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に避難所等に収容する。

第2 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難所、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておく。

第3 避難の勧告・指示

1 実施責任者

避難の勧告又は指示等の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。なお、避難の勧告・指示につき、本部長不在の場合には副本部長及び関係職員が避難の勧告・指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	報 告 先
市 長 (勧告・指示)	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項	知 事
知 事 (勧告・指示)	災 害 全 般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第5項	
警 察 官 (指 示)	災 害 全 般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	市 長
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行 法第4条	公 安 委 員 会
海 上 保 安 官 (指 示)	災 害 全 般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	市 長
知事、その命を受けた職員又は市長 (指 示)	洪 水 高 潮	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条	鳥羽警察署長 (市長が指示したとき。)

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	報 告 先
知事、その命を受けた職員 (指 示)	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	鳥羽警察署長
自 衛 官 (指 示)	災 害 全 般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	

2 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示は、次の場合に行う。

(1) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合

(2) 避難指示

ア 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合

イ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合

ウ 人的被害の発生した場合

(3) 避難勧告等基準の目安

避難勧告及び避難指示の基準の目安は、おおむね次のとおりとする。

<避難勧告等基準の目安>

	避難勧告	避難指示
ま 発 か 表 な 時 状 大 況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した状況。
状 況 の 目 安 と な る	ア津波警報（津波）が発表されたとき。 イ強い地震（震度5弱以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき。 ウ地震被害の状況や余震により避難勧告を要すると認められるとき。	ア津波警報（大津波）が発表されたとき。 イ地震被害の状況や余震により避難指示を要すると認められるとき。 ウ人命保護上避難指示を要すると認められるとき。 エその他応急対策上、止むを得ないとき。
市 民 に 求 め る 行 為	・通常の避難行動ができる市民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始する。	・避難勧告等の発表後で避難中の市民等は、確実な避難を実施する。 ・未だ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をする。

3 避難の勧告・指示の伝達内容

避難の勧告・指示の周知徹底のため、次の事項を明確にする。

(1) 要避難対象地域

- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

4 避難勧告・指示の判断基準

今後整備していく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの中で明記していく。

5 避難の勧告・指示の伝達の方法

避難のための立退きを勧告・指示を行い、あるいはその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きの勧告・指示を行いあるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

ア 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

イ 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝え協力を求める。

(2) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため近隣市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町に対しても連絡しておく。

(3) 住民等に対する周知

避難の勧告・指示を行ったとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

ア 市防災行政無線による放送

イ ケーブルテレビによる放送

ウ 広報車・消防車による市内巡回放送

エ 自主防災組織による各戸伝達

オ 県防災ヘリコプターによる周知（避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。）

カ 放送等による周知（避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。）

キ 警鐘又はサイレンによる避難信号の発信

警 鐘	乱			打	
余いん防止付サイレン信号	約1分	約5秒	約1分	約5秒	約1分
	〇—	休止	〇—	休止	〇—
	(吹鳴)		(吹鳴)		(吹鳴)

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

6 避難の勧告・指示の解除

市長等は、避難勧告、指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠
市 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
知 事	災 害 全 般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、市長又はその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、市長又はその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
自 衛 官	災 害 全 般	同上の場合に市長若しくはその委任を受けた市の吏員、警察官又は海上保安官が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は志摩市消防団員	水 災 を 除 く 災 害 全 般	災害の現場に、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条を準用する同法第28条
志摩市水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪 水 高 潮	水防上緊急の必要がある場所に設定する。	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域の設定が必要とされる場合

(1) 土砂災害危険箇所

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 土石流危険渓流
- ウ 地すべり防止箇所
- エ 山地災害危険地区
- オ その他責任担当部長が必要と認める箇所

- (2) 倒壊の危険のある大規模建物周辺地域
- (3) 事業所・施設等の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- (4) 事業所・施設等の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- (5) 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- (6) その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

資料編	・山腹崩壊危険地区一覧
	・急傾斜地崩壊危険箇所一覧
	・土石流危険渓流一覧

3 火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが大きく、かつ、火災が発生した場合人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、志摩広域消防組合消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

第5 避難方法

1 避難の順序

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難立退きの誘導にあたっては、災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

2 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合には、車両、船艇等によって行う。

3 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市で措置できないときは、市は伊勢地方部に、避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町、鳥羽警察署等に連絡して実施する。

4 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

第6 避難所の開設及び運営

震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

1 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

2 設置の方法

(1) 避難所の設置

ア 市は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に生命の安全を確保するための避難施設として小中学校・公民館等の施設をあらかじめ避難所に指定している。

イ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が市長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁故者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

ウ 避難所を開設した場合には、避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(2) 避難所が不足する場合の措置

ア 災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、近隣市町長に住民の収容を委託し、あるいは近隣市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

イ なお避難所が不足する場合には、県及び関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時収容避難が可能な施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

ウ 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

4 運営管理

避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。

(2) 男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めること。

(3) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

(4) 被災地、特に避難所では、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(5) 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の配備等を志摩市社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(6) 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(7) 発災直後の避難所の緊急点検・巡視

市は、地震発生時に、公民館、体育館等避難所に指定されている公共施設の緊急点検、巡視

等を実施し、被災状況等の把握に努める。

5 開設の期間

- (1) 災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。
- (2) 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

6 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、三重県災害救助法施行細則のとおりとする。

資 料 編 ・ 三重県災害救助法施行細則

7 県有施設の利用

被災者を一時収容するため、市長は、県に対して県有施設の一時使用を要請し、当該施設に支障のない範囲で使用する事ができる。なお、他人の介護を必要とする者を収容する場合には、県は収容者の救護に必要な措置を講じる。

8 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は必要に応じて県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請する。

9 災害時要援護者への対応

市は避難所で生活する災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- (1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- (2) 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

第7 学校等における避難計画

保育所、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期する。

1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、保育所は所長、児童館は館長、放課後児童クラブは指導員等、幼稚園は園長とする。

2 避難誘導の要領・措置

- (1) 実施責任者は、状況判断のうえ、保育所、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園及び小・中学校の避難計画に基づき実施する。
- (2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育所、児童館、放課後児童クラブにあつては市長に、幼稚園、小・中学校にあつては教育長に報告する。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

3 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

- 4 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第8 災害時要援護者への対応

1 福祉避難所の開設

避難所開設時には、災害時要援護者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するが、特に、一般の避難者との共同生活が難しい災害時要援護者に対しては、災害時要援護者専用スペースを確保するほか、状況に応じて資料編に掲げる施設に福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保する。

福祉避難所の開設、運営は、健康福祉対策部地域福祉班が社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、日本赤十字社奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

資料編 ・ 指定避難所等一覧

2 介護を必要とする災害時要援護者の移送

災害時要援護者については、可能な限り福祉避難所又は病院等へ移送する。やむを得ず通常の避難所への収容を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

第9 滞留旅客等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、滞留旅客等が発生したときには、市は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

第9節 消防救急活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第1 防災目標

地震が発生した場合には、建物等の損壊を始め、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

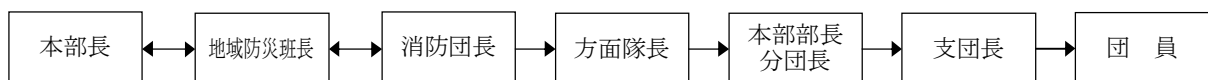
このため、地震発生直後は、志摩市消防団と自主防災組織の連携による初期消火活動に全力対応する。

初期消火活動による鎮火が困難な場合は、市及び志摩広域消防組合は、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、延焼火災阻止を第一に対処する。

第2 志摩市消防団員の招集

団員は、団長の招集によって出動し、服務する。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出動し、服務に就かなければならない。また、団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のないよう、待機しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、市防災行政無線の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。連絡系統は、次によるものを原則とする。



第3 地震等発生直後の緊急措置

1 消防指揮所の設置

大規模な地震が発生した場合、又はその他災害の発生により必要と認めた場合は、火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報収集、関係機関との連絡・調整を行い、初期消火及び延焼防止のための活動の統括を行う。

2 防災関係機関等との連携

ガス漏れや通電再開による出火を防止するとともに、迅速かつ円滑な消防活動支援を受けるため、部内に連絡担当班を設け、LPガス・電気・電話の各機関及び鳥羽警察署等との連携・協力に万全を図る。

3 消防水利の確保

消防水利は、水道消火栓の使用を試みることを含め、おおむね次のとおり確保する。

- (1) 水道消火栓
- (2) 海水、河川、ため池等の自然水利
- (3) 防火水槽、貯水槽、プール、ビル受水槽等
- (4) 給水タンク車等による充水措置

資料編	・防火水槽設置状況 ・消火栓設置状況
-----	-----------------------

4 消防部隊の重点的部隊配置

市は、志摩広域消防組合と連携し、速やかに市内全体の火災状況を把握し、消防部隊の重点的な部隊配置を行う。

第4 消防活動

- 1 市は、志摩広域消防組合と連携して、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- 2 市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
 - (1) 市は、鳥羽市との間で「消防防災業務相互応援協定」を締結しており、災害時には協定に基づき応援を要請する。
 - (2) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。また、市は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

資 料 編 ・ 三重県内消防相互応援協定 ・ 消防防災業務相互応援協定書
--

- 3 市は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。また、この場合に、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。
- 4 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。
- 5 火災警報の発表
市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。
- 6 応援消防隊の集結場所の指定
火災の発生場所や周辺の道路の損壊状況等から速やかに適切な応援部隊の集結場所を決定し、応援要請先に連絡を行う。なお、集結場所には消防署員又は志摩市消防団員等の人員を誘導員として派遣する。

第5 救急活動

- 1 市は、医療機関、消防機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- 2 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に「消防防災業務相互応援協定」及び「三重県内消防相互応援協定」に基づき、応援出動を要請する。
- 3 市は、平常時に、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。また、志摩広域消防組合は、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

第6 資機材の調達等

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

防災関係機関が保有する資機材は、資料編のとおりであるが、不足する場合には、次により確保

する。

- 1 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。
- 2 「三重県内消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町に対し、資機材の提供を要請する。
- 3 林野火災対策等資機材を必要とする場合は、三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱の定めに基づき県に対して、使用の申請を行う。

資 料 編 ・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧 ・ 化学消火薬剤保有現況 ・ 林野火災対策備蓄資機材
--

第7 住民及び自主防災組織の活動

1 出火の防止

自主防災組織及び住民は、市の呼び掛けがあった場合、又は災害の態様等によりその必要があると認めた場合は、直ちに火気の使用停止、ＬＰガスの元栓閉鎖その他必要な安全措置など出火の防止のために必要な措置をとるよう呼び掛ける。また、火災が発見された場合は、直ちに初期消火・救助・救急活動等を行うとともに、駆け付けた志摩市消防団員・消防機関等職員の指示に従い必要な協力を行う。

また、損壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動を行う。

2 消火・救助・救急活動等

消火器・救出用機材の使用、バケツリレーその他により、各居住区域内で、志摩市消防団と協力して、初期消火・救助・救急活動等を行う。また、市や消防隊等の防災関係者から消火・救助・救急活動等のため必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供しよう努める。

3 応援救護

志摩市消防団、警察、自衛隊及び市職員と連携し要救助者の救出を行うとともに、安全な場所への搬送に協力する。

4 避難誘導等

避難勧告・指示が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、志摩市消防団、市職員その他関係機関と協力し安全地域への避難を行う。

5 資機材の調達等

必要に応じて、民間事業所からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消防薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行う。

資 料 編 ・ 自主防災組織一覧

第 10 節 救助活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

発災直後に、倒壊した建物等構造物の下敷きになった多数の居住者、従業員等を救助する。また、東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、志摩市消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。

第 2 救助活動

被災者の救出は、原則として市災対本部が実施するが、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、市は、県及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期する。

- 1 市は、災害が発生した場合は、本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたる。
- 2 市は、鳥羽市との間で「消防防災業務相互応援協定」を締結しており、市の救助力が不足すると判断した場合は、協定に基づき応援を要請するほか、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。
- 3 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づく県内相互応援隊の応援を要請する。
- 4 近隣市町または各救助機関への応援要請の連絡先・手続きについては、本計画や災害対策マニュアル等に定めるなど、職員の周知に努める。

資 料 編	・ 消防防災業務相互応援協定書 ・ 三重県内消防相互応援協定
-------	-----------------------------------

第 3 防災活動拠点の確保

市は、県と連携して自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊の人員・資機材・物資の集結及び集配やその他の救援活動に必要な施設・空地等の活動拠点を確保し、関係機関に速やかに周知する。

第 4 資機材の調達等

志摩広域消防組合が保有する救助用資機材で不足する場合には、必要に応じて民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。また、救助資機材の所在については十分周知を図るとともに、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

資 料 編	・ 志摩広域消防組合保有資器材一覧
-------	-------------------

第 5 住民が実施する活動

1 初期救助活動

大震災が発生した場合には、被害が広域で同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機

関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。

市は、被災地の地元住民や自主防災組織、志摩市消防団等に、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努めるよう呼びかける。

2 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第6 災害救助法が適用された場合

風水害等対策編第3章第10節「救助活動」第10に定めるとおりとする。

第11節 医療・救護活動

担当部	医療対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第11節「医療・救護活動」を準用する。

第 1 2 節 水防活動

担当部	総務対策部、産業振興対策部、建設対策部
-----	---------------------

第 1 防災目標

地震後の河川、海岸、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じる。

なお、この計画に定めのない事項については、風水害等対策編第 3 章第 12 節「水防活動」を準用する。

第 2 監視、警戒体制

1 巡視

水防管理者（市長）、志摩市水防団長（消防団長）又は消防機関の長は、水防法第 9 条により常に区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告して必要な措置を求めなければならない。

なお、次の事項については特に整備点検等に留意し、緊急の事態に備えなければならない。

- (1) 水門、樋門の点検
- (2) 角落し材の保管状況確認
- (3) 用水頭首工の保管状況確認
- (4) ため池付近のポンプその他工作物の点検
- (5) 堤防弱少箇所、又は新設箇所の点検

2 非常警戒

水防管理者（市長）は、水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに水防作業を開始する。また、監視・観測機器の設置にも努める。

- (1) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水当たりの場合の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋りょう、その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

3 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報または警報の発令・伝達については、地域の災害時要援護者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく

4 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下階等のある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

第 3 応急復旧

堤防、ため池、樋門又は角落とし等が決壊したときは、水防管理者（市長）、志摩市水防団長（消防団長）、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するように努めるとともに、早期の応急復旧に努める。

第 1 3 節 災害警備活動

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 3 章第14節「災害警備活動」を準用する。

第 1 4 節 交通応急対策

担当部	総務対策部、建設対策部
-----	-------------

風水害等対策編第 3 章第15節「交通応急対策」を準用する。

第 1 5 節 障害物除去活動

担当部	建設対策部
-----	-------

風水害等対策編第 3 章第16節「障害物除去活動」を準用する。

第 1 6 節 海上災害応急対策

担当部	総務対策部
-----	-------

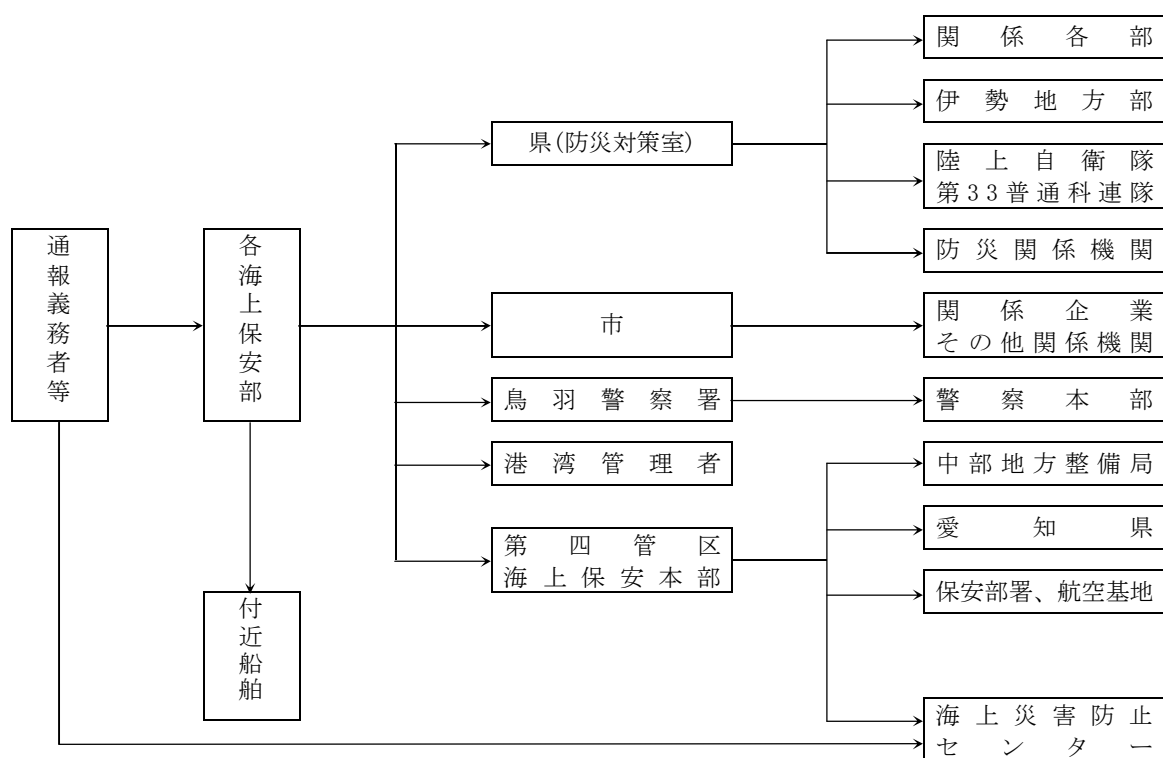
第 1 防災目標

市地先海域で、津波が来襲し又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での排出油等事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するとともに、港湾の安全を図る等市及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努める。

第 2 情報の伝達

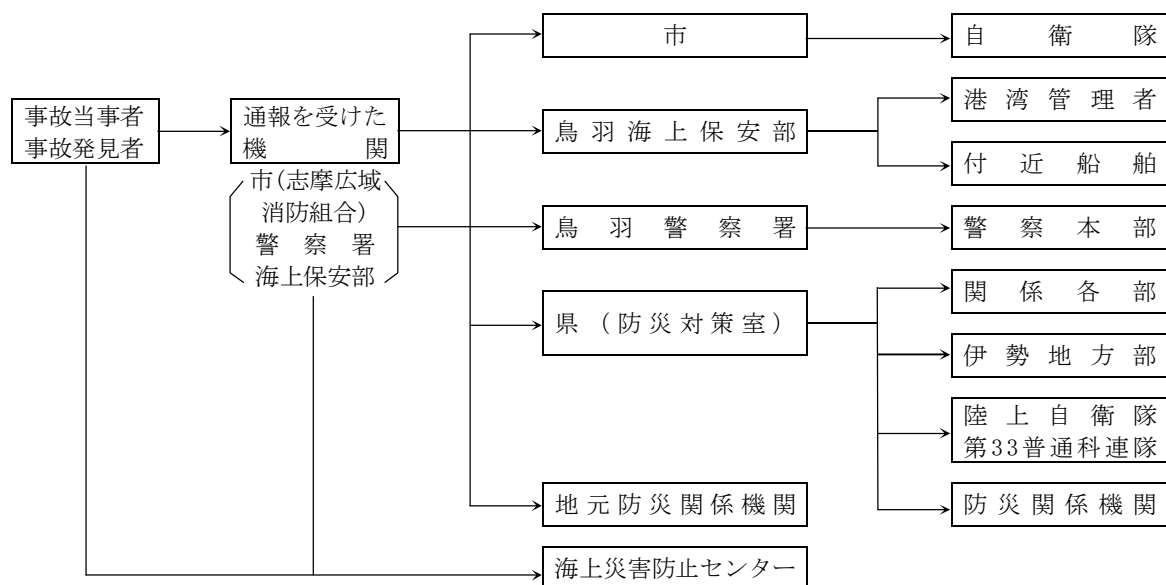
1 関係機関への連絡

(1) 海上での災害



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

(2) 陸上からの災害



2 一般への周知

(1) 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
鳥羽海上保安部	〃	〃
放送局（日本放送協会・民放）	ラジオ・テレビ放送	〃
港湾管理者	船舶拡声器による放送	港内船舶
鳥羽海上保安部	〃	〃
鳥羽警察署	〃	〃

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
市	市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ等からの放送等	1 事故の状況 2 防災活動の状況
鳥羽警察署	パトカー等広報車からの放送等	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
志摩広域消防組合	広報車からの放送等	4 避泊準備等一般的注意事項
鳥羽海上保安部	巡視船艇からの放送	5 その他必要事項
放送局（日本放送協会・民放）	テレビ・ラジオ放送	

第3 応急対策活動

- 1 市及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施する。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整及び統制
 - (2) 災害情報の交換
 - (3) 関係機関に対する協力要請
- 2 排出油等事故の場合、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図ることとする。

第4 災害救助活動（市・防災関係機関）

市及び防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

- 1 排出油等及び火災対策
 - (1) オイルフェンス展張による拡散防止
 - (2) 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
 - (3) 消火
 - (4) 防災資機材の輸送
 - (5) 人命の救助、救護
 - (6) 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - (7) 通信連絡
- 2 津波対策
 - (1) 船舶及び沿岸住民の避難
 - (2) 外洋における前進警戒
 - (3) 沿岸水防対策の実施
 - (4) 気象情報の収集、連絡

第5 排出油等防除応急対策活動（市・関係機関）

陸上施設及びタンカー等から排出された石油等（排出油）への応急対策について、次により実施する。

1 実施機関

排出油等防除等の活動は、鳥羽海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市等が、それぞれ協力し実施する。

なお、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を鳥羽海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 防除活動の分担

(1) 海上における防除活動の分担

ア 発災船舶等は、鳥羽海上保安部長への通報を行うとともに、排出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

イ 鳥羽海上保安部長は、排出油等の拡大防止措置を講じるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等

に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講じる必要がある場合で、防除措置を講じるべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講じることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講じるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。

(2) 陸上における防除活動の分担

ア 志摩広域消防組合消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ排出油等の状況を鳥羽海上保安部長に連絡する。

イ 鳥羽海上保安部長は、志摩広域消防組合消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

3 発災事業所、船舶等の措置

- (1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- (2) 排出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) 火気使用禁止措置
- (4) 事業所内での危険区域の設定
- (5) 住民に対する広報活動
- (6) 排出油等の回収措置
- (7) 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (8) その他の災害の規模に応じた措置

4 市の措置

- (1) 沿岸に漂着した排出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 住民に対する広報
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導
- (5) 防災資機材の調達搬入
- (6) 他市町に対する応援要請
- (7) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- (8) その他の災害の規模に応じた措置

5 志摩広域消防組合の措置

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 陸上での火気使用禁止措置
- (3) 排出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定
- (4) 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
- (5) 鳥羽海上保安部との連絡調整
- (6) その他の災害の規模に応じた措置

第 17 節 緊急輸送活動

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第18節「緊急輸送活動」を準用する。

第 18 節 県防災ヘリコプター活用計画

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第19節「県防災ヘリコプター活用計画」を準用する。

第 19 節 危険物等災害応急対策

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第3章第21節「危険物等災害応急対策」を準用する。

第20節 公共施設・ライフライン施設応急対策

担当部	建設対策部、上下水道対策部
-----	---------------

第1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。

また、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備する。なお、発災直後にも、必要な資機材の点検、整備及び配備等を実施する。

第2 公共土木施設等応急対策

1 道路、橋りょう

(1) 緊急輸送道路を含め、緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、住民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手する。

(2) 障害物の除去については、道路管理者、鳥羽警察署、志摩広域消防組合及び自衛隊等が協力して必要な措置をとる。

(3) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

2 港湾施設

被災後は、早期の被害状況の把握に努め、その状況によって、緊急輸送用の港湾を定め、緊急輸送に対処する。

また、被害の復旧においては、県と連携を図り復旧工事を推進していく。

3 漁港施設

災害の発生により漁港の各施設が被害をうけたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

4 河川、海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。市管理以外の堤防及び護岸については、国及び県と連携を図り、復旧工事を推進していく。

5 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市は住民に対し、下水排除の制限を行う。

第3 水道

1 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（県企業庁、電気、電話、情報供給機関）との連携を図り、復旧にあたる。

2 水道施設の復旧作業は、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

3 市の水道事業

- (1) 市の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画に基づき、速やかに実施する。自ら実施が困難な場合は、市が締結している応援協定に基づき、団体、ブロック、県等に応援要請を行う。
- (2) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
- (3) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書
 ・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
 ・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

第４ 各事業者の災害対策

鉄道（近畿日本鉄道株式会社）、バス（三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社）、電気（中部電力株式会社）、ＬＰガス、電話（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモその他移動通信事業者）の災害対策については、風水害等対策編第３章第22節「公共施設・ライフライン施設応急対策」第２の３から７までに定めるとおりとする。

第 2 1 節 住民への広報広聴活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

市及び防災関係機関は、震災時に住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ、新聞等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行う。

第 2 初期の広報活動の原則

初期には、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」、「市・県・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」、「災害時要援護者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動・救出救助活動への協力要請」に関する情報を間断なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」をなくすことに重点を置いた広報活動を行う。

第 3 広報の手段

住民に対し、次の手段により迅速、的確に情報を伝達するとともに、災害時要援護者に配慮した伝達に努める。

また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行う。

- 1 市防災行政無線
- 2 広報車
- 3 電話
- 4 市ホームページへの掲載
- 5 臨時広報紙の配布
- 6 ケーブルテレビ
- 7 報道機関を通じたラジオ、テレビによる放送

第 4 被災者等への広報

市による災害時広報活動は、次の事項を目安として、それぞれの時期区分に即した情報項目について、各部・各防災関係機関との密接な連絡のもと、計画的に行う。

1 災害発生直後（災害発生当日から2～3日目程度まで）

主 な 広 報 事 項
(1) 災害発生状況 (2) 気象予報及び警報 (3) 出火防止及び初期消火の呼びかけ (4) 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ (5) 緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 (6) 必要な区域又は施設に対する避難の勧告、指示 (7) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。 ア 市災対本部の設置、現地本部の設置 イ 避難所、拠点救護所の設置 ウ 災害時総合相談窓口の設置 エ 県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 オ 協力団体・広域的支援団体の活動状況 カ 救援対策及び応急復旧対策実施に関する目安 (8) 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ (9) 安心情報に関すること。 ア 「……地区は被害なし」 イ 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 ウ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 (10) 災害用伝言ダイヤル「171」利用の呼びかけ (11) 延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 (12) 2日目以降、毎日広報紙発行体制をとること及び流言飛語に惑わされないよう注意すべきことの呼びかけ

2 被害の状況が静穏化した段階（3～4日目以降開始）

主 な 広 報 事 項
(1) 救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること。 ア 災害時総合相談窓口の業務内容 イ 拠点救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること。 ウ 災害時要援護者専用避難所における業務内容及びその他災害時要援護者優先ルールへの理解協力の要請 エ 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） オ 応急給食その他の救援活動の実施状況 カ 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること。 キ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること。 ク り災証明書発行スケジュールの発表に関すること。 (2) 生活関連情報 ア 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 イ 電気、下水道の復旧状況（見込み） ウ 商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 エ ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 オ 食中毒防止その他保健衛生上の注意事項

主 な 広 報 事 項
カ 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。） キ 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） ク 代替公共交通手段の提供に関する情報 ケ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 コ 診療所等医療機関の再開状況 サ ボランティアの活動状況 (3) 安心情報に関すること。 ア 「……………地区は被害なし」 イ 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 ウ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 (4) 余震・土砂災害・危険建物その他の人的危険回避のために必要な情報

3 生活再建及び被災地復旧に向かう段階（7～8日目以降開始）

主 な 広 報 事 項
(1) 生活再建支援サービス実施計画に関すること。 ア リ災証明書発行スケジュール及び受付方法、異議申立て等に関すること。 イ 義援金の配分計画に関すること。 ウ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニューに関すること。 エ 仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること。 オ その他必要な生活再建支援サービスに関すること。 (2) 生活関連情報 ア 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 イ 電気、下水道の復旧状況（見込み） ウ 商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 エ ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 オ 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 カ 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。） キ 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） ク 代替公共交通手段の提供に関する情報 ケ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 コ 診療所等医療機関の再開状況 サ ボランティアの活動状況 (3) その他(1)(2)に掲げた項目のうち必要な項目の継続

第5 災害時広報活動体制

1 市災対本部総務対策部（地域防災班・市長公室班）の役割

(1) 事前広報重視の広報用資料の作成

- ア 災害時広報活動計画の作成
- イ 各部へのデータの提供要請、収集及びとりまとめ
- ウ 分かりやすさに配慮した広報用資料の作成
- エ NTTファックス、電子メール、伝令等による各部への配布

(2) 市防災行政無線による広報体制の確立

- ア 市防災行政無線の点検・開局

- イ 自家発電装置の点検・燃料の確保等停電時の電源確保
- ウ 放送要員の確保

※通訳等関係団体等への要員派遣要請を含む。

- エ 広報文例の確保その他必要な措置

(3) 広報紙発行体制の確立

- ア 編集体制の確立

※民間業者への要員派遣応援要請を含む。

- イ 印刷体制の確立

※コピー機、印刷機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等

- ウ その他災害発生2日目以降毎日発行のために必要な措置

(4) 報道機関対応

各報道機関に対し、共同記者会見場・臨時記者詰所の開設及び報道協力の要請

2 支所対策部及び避難所担当者の役割

(1) 広報用資料を使った広報活動

- ア 支所対策部が担当地区内での広報活動

- イ 避難所担当者が避難所内での広報活動

※館内放送、口頭伝達等による。

(2) 広報紙の配布

- ア 支所対策部担当職員が担当地区内に掲示・配布

- イ 避難所担当者が避難所内で掲示・配布

第6 災害時要援護者向け広報体制の確立

市は、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会と連携し、速やかに災害時要援護者向け広報体制を確保し、広報を実施する。聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載、チラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や外国語ボランティアの協力を求めて外国語による放送の実施に努める。また、在宅の災害時要援護者に対しては、民生委員、自主防災会、ボランティア等の協力を得て巡回広報チームを編成し、戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第7 観光客に対する広報

観光客に対する広報は、市防災行政無線を活用して行うほか、集客施設、駅、旅館・ホテル等の宿泊施設等の管理者、観光協会等と連携を密にし、交通機関の運行状況、市の被害状況、市の対応等についての情報提供を行う。

第8 災害時総合相談窓口の設置等広聴活動の実施

- 1 市は、広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等が反映できるよう努める。
- 2 市は、被災者のための相談窓口を設置するものとし、対応事務については、企画対策部企画政策班が当たる。
- 3 生活維持に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡する。

第9 放送の利用

市長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

第10 報道機関への情報の発表（市・志摩広域消防組合）

1 市の発表

(1) 市災対本部設置前

市長の指示又は副市長の指示により、市長公室長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 市災対本部設置後

市災対本部設置後については、市災対本部市長公室班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、市長公室班は、市災対本部が設置された場合は、庁舎内に特設の臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置し、市災対本部活動に支障のないように、かつ、積極的に報道機関への情報提供を行う。

2 志摩広域消防組合の発表

志摩広域消防組合の行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

第11 災害資料及び情報の収集

総務対策部市長公室班は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、収集した災害情報は記録、整理しておく。

第 2 2 節 給水活動

担当部	上下水道対策部、関係部
-----	-------------

第 1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には給水施設が被害を受けることが想定されるため、被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。

第 2 実施責任者

飲料水の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、市が締結している応援協定に基づき、応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書
・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

第 3 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

1 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場、配水池等を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

2 応急給水用資機材・人員の確保

(1) 災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

また、発災直後にも、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等を実施する。

(2) 被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、市が締結している応援協定により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

資 料 編 ・ 三重県水道災害広域応援協定書

第 4 応急給水

大規模な災害により被災した水道施設の応急復旧は、避難所開設期間（災害発生後最大28日間を目安とする。）中に完了させることを目標とする。そのため、応急給水供給量の確保すべき目標量及び給水方法の目安は次のとおりとする。

給水対象	供給量（1人・日）	時期区分（発災後）	給 水 方 法
断水地域における 一 般 利 用 者	3 L	3 日目まで	ア 水道施設における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	10～20 L	4 日目～10 日目	ア 仮設給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
	20～100 L	11 日目～15 日目	ア 仮設給水栓の設置
	100～250 L	16 日目～28 日目	ア 各戸給水 イ 仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	ア 仮設送水管・給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
消 火 用 水	必要量	水道復旧まで随時	—

飲料水はおおむね次の方法によって供給する。

- 1 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。
- 2 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給する。
- 3 被災地で、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

第5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児・者福祉サービス施設、老人ホーム等高齢者福祉サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、上下水道対策部水道班が関係各部・班と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。

特に、「地域災害医療センター」となる県立志摩病院については、災害発生後直ちに、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期す。

第6 応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第7 給水のための応援要請

市内で飲料水の供給が困難になった場合には、市が締結している相互応援協定書に基づき供給を要請する。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 その他特に要請のあった事項

資 料 編	・ 三重県水道災害広域応援協定書
	・ 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書
	・ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定書

第8 災害救助法が適用になった場合

風水害等対策編第3章第26節「給水活動」第8に定めるとおりとする。

第 2 3 節 食料供給活動

担当部	総務対策部、産業振興対策部、教育対策部
-----	---------------------

第 1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻ひを招き、人心の不安を増大させる。

したがって、被災者、滞留旅客、応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行う。

第 2 実施責任者

実施責任者は、市長とする。ただし、市で対処できないときは、市長は、他市町又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、市長は、知事から通知された事項を行う。

第 3 食料の供給

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、炊事のできない者
- (3) 一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 滞留旅客等・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- (5) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 必要数の把握

必要数の把握は、次の方法によるものとし、総務対策部地域防災班がとりまとめを行い、産業振興対策部農林班に対して調達依頼をする。

- (1) 市災対本部及び志摩広域消防組合等への被害情報による概数の把握
- (2) 避難所管理担当職員がとりまとめた避難所入所者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般被災者等の数）
- (3) 健康福祉対策部介護保険班、地域福祉班が関係機関、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅災害時要援護者数の把握

3 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

- (1) 弁当
- (2) アルファーマ、乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等
- (3) 乳幼児については粉ミルク

第 4 食料の調達

1 米穀の調達

- (1) 市内の米穀取扱者（小売業者、鳥羽志摩農業協同組合等）から購入する。
- (2) 災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事が三重農政事務所長から買い受けた米穀の引渡しを受け供給する。

2 乾パン等

乾パンの供給を必要とする場合は、「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、知事に申請する。

3 副食、調味料等

- (1) 市長は、志摩市商工会及び市内食料販売業者等により副食、調味料等を調達し、供給する。
- (2) 市長は、市で副食、調味料等の調達が不可能なときは、知事にあつせんを依頼する。

4 応援要請

市で対処できない場合には、三重県市町村災害時応援協定等により、協定締結市町村に物資等の供給を要請する。

資料編 ・ 三重県市町村災害時応援協定書

5 調達体制の強化

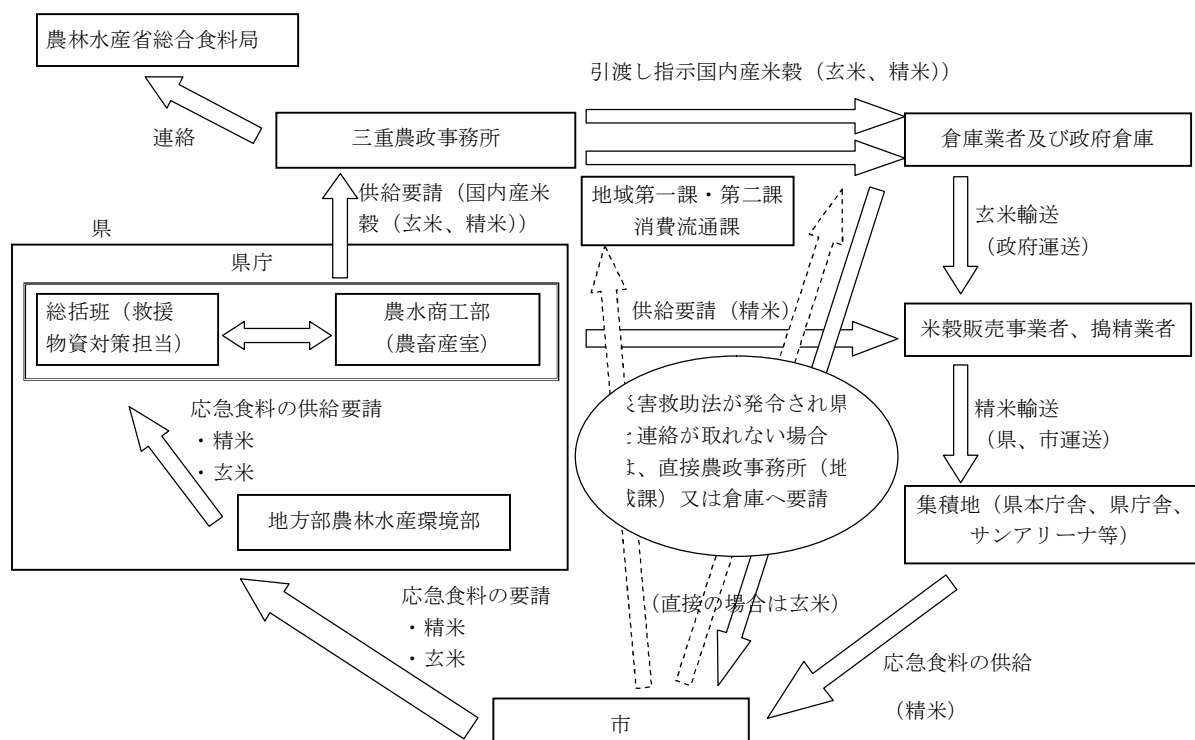
災害時に食料の調達を速やかに行うため、市は次の事項を実施する。

- (1) 市内小売業者のリスト作成と毎年を更新作業
- (2) 鳥羽志摩農業協同組合、志摩市商工会、食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

6 少数者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄又は入手経路等の確立を図る。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意する。

災害時における応急食料供給経路（米穀の物流）



第5 炊出しの実施

1 炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、健康福祉対策部地域福祉班をもってあてるほか、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、女性の会のほかボランティア希望者（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行う。

また、必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託することができる。

2 炊出し予定場所

炊出し予定場所は、学校給食施設及び避難所等とする。

3 炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難所等へ運搬するが、運搬に当たっては、市有車両、消防車、私用車等を使用する。

4 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保する。

5 炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておく。

6 救助物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は市内からの調達により食料等を供給することになるが、次表に掲げるとおり、地区ごとに救援物資集配場所を設け、総務対策部総務班を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により物資の受入れ及び配分を行う。

救援物資集配場所

施設名	所在地	電話番号
志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261番地4	(0599) 72—1197
磯部小学校	志摩市磯部町恵利原1275番地	(0599) 55—0027
浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
阿児ふるさと公園（阿児アリーナ）	志摩市阿児町神明1074番地14	(0599) 43—7000

第6 主食の供与

1 配給対象

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食の必要があるとき。
- (2) 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要があるとき。
- (3) 災害地における救助作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

2 配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、消費者の実情等によっては、乾パン、パン、麺類とする。

3 配給数量

- (1) 配給数量は、次の1人1日当り配給量に知事（災害救助法適用前は市長）が必要と認める受給者の数及び実施機関の日数（食数）を乗じて得た数量とする。

(2) 1人当りの配給量は、次のとおりとする。乾パン、パン、麺類の精米換算率は、100%とする。ただし、パンは原料小麦重量で計算する。

ア 1の(1)の場合、精米換算1人1食当り 200グラム

イ 1の(2)の場合、1人1日当り 400グラム（ただし1人1箇月当り10キログラムの範囲内）

ウ 1の(3)の場合、精米換算1人1食当り 300グラム

(3) 市長は、特に必要があると認めるときは、乾パン、パン、麺類について(2)に掲げる配給量のほかに加給として配給することができる。

4 配給の実施

(1) 災害時の応急供給は原則として、東海農政局三重農政事務所分任物品管理官の発行・交付する荷渡指図書により現品を購入するか、又は知事が三重農政事務所長から直接購入した現品の供給を受けて実施するが、事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任で現品の購入又は引渡しを受けて供給を実施するものとし、市長は実施後速やかに知事に報告する。

なお、知事と市長とは応急食料の延納販売に関する事前の協定を結んでおく。（応急食料の緊急引渡しについての協定書）

(2) 災害救助法適用前に、市長が災害応急供給を必要と認めたときは、上記(1)に準じる方法をもって供給を実施する。

第7 副食の供与

炊出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる。

第8 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、市は、住民に対し、家庭内での食料の備蓄を図るよう広報を行う。

第9 調達体制の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、市は次の事項を実施する。

1 市内小売業者のリスト作成と毎年の更新作業

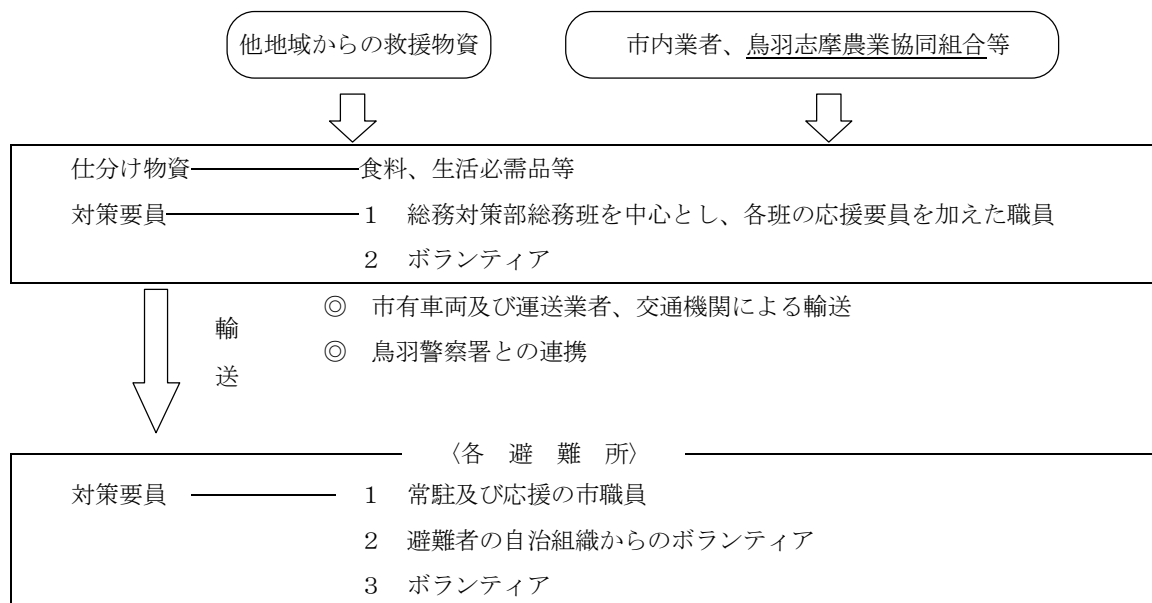
2 鳥羽志摩農業協同組合、志摩市商工会、食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

第10 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	食 料
第一段階（生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階（心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し

第 1 1 震災時の食料等供給の流れ



第 1 2 災害救助法が適用された場合

風水害等対策編第 3 章第 27 節「食料供給活動」第 10 に定めるとおりとする。

第 2 4 節 生活必需品等供給活動

担当部	総務対策部
-----	-------

第 1 防災目標

地震災害により被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具等を給与又は貸与する。

第 2 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

第 3 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第 4 支給品目等

- 1 被害状況及び世帯構成人員に応じて、急場しのぎ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の現物をもって行う。

種 別	品 目 例
寝 具	毛布、布団、タオルケット
外 衣	洋服、作業衣、子供服
肌 着	シャツ、パンツ、靴下
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘、使い捨てカイロ
炊 事 用 具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ、ガス器具
食 器	茶碗、皿、箸、コップ、缶切、哺乳瓶
日 用 品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ウェットティッシュ、トイレ衛生用品（洗剤、消臭剤、タワシ）、ポリ袋（ゴミ袋）、ビニールシート、生理用品、紙おむつ（小児用・大人用）
光 熱 材 料	マッチ、使い捨てライター、ろうそく

2 燃料

市は、炊出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達については、鳥羽志摩農業協同組合等に対し、調達協力を依頼し、また、不足する場合は県に対して調達を要請する。

3 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄

市は、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会等と協議し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進する。

- (1) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- (2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第 5 物資の供給

1 備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需物資等の給与又は貸与が必要な場合、平常時から備蓄している物資

等を供給する。

なお、市は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人で準備しておくよう、平常時から市民に広報していく。

2 市内業者等からの調達

市は、市内の小売業者、志摩市商工会等に協力を依頼し、生活必需物資の供給を行う。

3 他市町及び県への応援要請

市内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日本赤十字社三重県支部あるいは他市町村に依頼し調達する。

(1) 品目別数量

(2) 必要日時

(3) 引取り又は送付場所

(4) その他必要事項

4 応援協定に基づく調達

上記の方法によっても必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、「三重県市町村災害時応援協定」に基づき、協定締結市町村から必要な物資の供給を要請する。

資 料 編 ・ 三重県市町村災害時応援協定書

第6 救援物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は市内からの調達により食料等を供給することになるが、次表に掲げるとおり、地区ごとに救援物資集配場所を設け、総務対策部総務班を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により物資の受入れ及び配分を行う。なお、救援物資等の配分にあたっては、各配付段階で必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

救援物資集配場所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
志摩支所	志摩市志摩町和具535番地	(0599) 85—1111
大王支所	志摩市大王町波切3234番地2	(0599) 72—0255
ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261番地4	(0599) 72—1197
磯部小学校	志摩市磯部町恵利原1275番地	(0599) 55—0027
浜島支所	志摩市浜島町浜島1787番地101	(0599) 53—1111
阿児ふるさと公園（阿児アリーナ）	志摩市阿児町神明1074番地14	(0599) 43—7000

第7 物資の輸送

物資の輸送に必要な車両の配車及び船舶の調達は、総務対策部財政班が行う。

ただし、地域内で輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、市の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処する。

第8 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第 9 災害救助法が適用された場合

風水害等対策編第 3 章第28節「生活必需品等供給活動」第 8 に定めるとおりとする。

第 2 5 節 防疫・保健衛生活動

担当部	生活環境対策部、健康福祉対策部、医療対策部
-----	-----------------------

風水害等対策編第 3 章第 29 節「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第 2 6 節 清掃活動

担当部	生活環境対策部
-----	---------

風水害等対策編第 3 章第 30 節「清掃活動」を準用する。

第 2 7 節 遺体の搜索・処理・埋火葬

担当部	市民対策部、生活環境対策部
-----	---------------

風水害等対策編第 3 章第 31 節「遺体の搜索・処理・埋火葬」を準用する。

第 2 8 節 文教対策

担当部	教育対策部
-----	-------

第 1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。

また、市内文化財の被害の未然防止又は被害拡大防止対策の実施を図る。

第 2 実施責任者

市長が教育委員会、学校長の協力を得て行う。また、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行う。

第 3 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、市教育委員会は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施する。

1 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平常時から災害に備え教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員等の参集等についての体制を整備する。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

(2) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3 施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第 4 災害発生初期の緊急措置

1 避難所設置に伴う学校としての協力

(1) 避難所開設に関する協力

学校長及び学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、避難者の安全を確保する。

(2) 避難所運営に関する協力

学校長は、市の避難所運営担当職員又はその他の市職員が到着するまでの間、学校教職員を

避難所運営に従事協力させる。

2 その他救援対策活動拠点施設設置に関する協力

ヘリコプター臨時離着陸場、物資集配場所等の救援活動拠点設置予定校は、あらかじめ定めるところに基づき、施設・設備等を提供するとともに、児童生徒等及び被災者に対して、その旨を周知徹底する。

3 学校施設の被災状況の把握等

(1) 学校教職員による校内被災箇所、危険箇所の点検等

学校長及び学校教職員は、地震その他の災害発生によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講じる。また設備の被害状況とあわせて、市災対本部に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 市による安全点検の実施

市は、大規模な地震が発生した場合及びその他災害発生によりその必要があると認めた場合は、県・国等関係機関、社団法人三重県建設業協会・建築士会その他協力団体等と連携・協力して、市内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。

4 児童生徒等及び教職員の安全確保又は安否の確認等

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

学校長は、在校時間中に地震その他の災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒等及び教職員の安否を確認・把握するとともに、市災対本部若しくは最寄りの現地連絡所又は支部に対し被害の有無等について連絡する。また災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内にいったん保護し、極力保護者への連絡に努める。登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。

(2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合は、原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。

各教職員は、自ら甚大な被害を受けておらず、かつ、学校所在地域に大規模な地震が発生したことを知った場合には、自主的かつ速やかに所属の学校に参集し、避難所の初期における運営協力及び児童生徒等の教育的ケア、応急教育対策の実施に従事する。

第5 避難所開設期間中に必要な措置

1 児童生徒等の応急的ケア対策

避難所及び校区内在宅児童生徒等の、避難所開設期間中のこころのケアと教育的ケア対策に関しては、おおむね次のとおり行う。

(1) 措置のあらまし

ア 校庭又は未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し避難所内教室として行う。

イ 教材の有無にこだわることなく、また屋内外にこだわることなく行う。

ウ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とする。

エ その他全体として、災害遭遇後の混乱した児童生徒等及び教職員自身のこころのケアと避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた学校における生活秩序を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。

(2) その他留意事項

ア 避難所に入所する被災者・家族に対する事前、事後の広報活動は、市広報紙紙面や各避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え、教室実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者とのよい相互関係を保つための活動全般を行うよう努める。

イ こころのケア対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

第6 応急教育の実施

1 文教施設、設備等の応急対策

教育対策部学校教育班は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

(2) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、近隣の集会施設等の公共施設、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

2 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

3 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

4 県立学校施設等の一時使用の措置

災害応急対策のため必要があるときは、県立志摩高校、県立水産高校管理者に要請を行い、当該施設に支障のない範囲で施設を一時使用することができる。

5 授業料の減免

災害に伴い市立小中学校授業料の支弁困難な者に対し、減免の措置を講じる。

第7 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ臨時休業等の適切な措置を講じる。休業とする場合は、保護者へ連絡するとともに速やかに市教育委員会に報告する。

第8 学用品の調達及び確保

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

第9 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は、避難者の炊出し用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

第10 文化財の保護

1 文化財被害調査等担当の編成

教育対策部生涯学習人権教育班は、大規模な地震が市域に発生した場合、直ちに市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報の収集・とりまとめ、県教育委員会、文化庁、文化財保護振興財団等関係機関・団体との連絡・調整業務、文化財救出・保護のための他自治体派遣応援職員、

専門ボランティアの受入れ等にあたる。

2 文化財施設の保護

文化財施設の保護について、市は管理者及び関係機関・支援団体・ボランティア等との連携・協力により、次のような災害応急措置を講じる。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。
- (2) 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。
- (3) 収納する文化財に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないときは、仮保管や寄贈先のあっせんなどを行う。
- (4) 文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあつては、県教育委員会、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告する。また、被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。

資料編 ・ 指定文化財一覧

第11 被災児童生徒等の保健管理

被災児童生徒等の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。

第12 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時には、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

- 1 避難所の運営における教職員の協力方法
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校機能を早急に回復するために、学校内に避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- 6 避難所受入れ体制等の整備

避難所となっている学校の教職員は、その運営が市災対本部に引き継がれるまでの間、市災対本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

(1) 避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

(2) 避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行うなどの措置が必要のため、その役割について検討を行う。

第13 災害救助法が適用された場合

風水害等対策編第3章第32節「文教対策」第10に定めるとおりとする。

第 2 9 節 住宅応急対策

担当部	建設対策部
-----	-------

第 1 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第 2 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、救助法が適用された場合でも知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっても、災害救助法に準じて行う。

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理及び建設資材の調達については、市内の業者、三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施する。

市は、建設業者等に協力を求め、応急仮設住宅の建設、応急修理及び建設資材等の調達を行うが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

3 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

4 入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

(1) 仮設住宅等入居希望状況の把握

次のとおり各部が分担して行う。

なお、調査結果のとりまとめは建設対策部住宅営繕班が行う。

対 象 区 分	担 当 部	手順その他必要事項
避難所に入所している市民等	健康福祉対策部地域福祉班等	ア 入居希望世帯数・世帯構成の把握 イ 建設地に関する希望状況の把握
被災者問い合わせ相談窓口で把握した希望者	企画対策部企画政策班	(小学校通学区域内にこだわるか否か) ウ 段差の解消等仕様に関する希望内容

民生委員・児童委員等が把握した希望者	健康福祉対策部地域福祉班等	上記のア、イ、ウのほか、次の事項 介護の要否・程度に関する希望内容
--------------------	---------------	--------------------------------------

(2) 入居者の選定

災害救助法適用後の仮設住宅の入居者の選定は、市が県知事の補助機関として、次のとおり行う。

ア 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し現に居住する住家がない者であり、かつ、自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、「災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

イ 入居予定者の選考

入居予定者の選考は、建設対策部住宅営繕班が責任担当部職員、関係各部職員、自治会長（代表者）、民生委員・児童委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。

(3) 応急仮設住宅の管理

ア 建設対策部住宅営繕班が入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め行う。

なお、家賃は無料、維持補修は入居者負担、供与期間は工事完了の日から2年以内とする。ただし、必要に応じて、延長する場合がある。

イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐え得る最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行うなどして、市はその早期解消に努める。

(4) 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への入居については、災害時要援護者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮する。

第4 市営住宅の被害調査及び確保対策

1 市営住宅等の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、市営住宅を所管する建設対策部住宅営繕班が、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 解体

市営住宅を所管する建設対策部住宅営繕班が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第5 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合には、住宅の応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- (2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。
- (3) がれき処理量抑制と被災者負担の軽減を図る観点から、特例措置として公費負担による被災建物の補修給付（サービスの実施枠の拡大等）について、国・県に対して、強く要請する。

第6 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

第7 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

第8 災害救助法が適用された場合

風水害等対策編第3章第33節「住宅応急対策」第7に定めるとおりとする。

第 3 0 節 災害救助法の適用

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 3 章第34節「災害救助法の適用」を準用する。

第 3 1 節 災害義援金・義援物資の受入れ

担当部	総務対策部
-----	-------

風水害等対策編第 3 章第35節「災害義援金・義援物資の受入れ」を準用する。

第 3 2 節 農林施設等災害応急対策

担当部	産業振興対策部
-----	---------

風水害等対策編第 3 章第24節「農林施設等災害応急対策」を準用する。

第5章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置

第1 基本方針

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減税、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じる。

第2 生業資金等の貸付

1 救助法による生業資金の貸付

(1) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の各項目に該当する者に対して行う。

ア 小資本で生業を営んでいた者であること。

イ 蓄積資金を有しないこと。

ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(2) 貸付限度額

ア 生業費 30,000円

イ 就職支度費 15,000円

2 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

ア 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる比較的所得の少ない世帯。

イ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯。

ウ 日常生活上療護又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。

(2) 借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書（社会福祉法人志摩市社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通し、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会を経由して社会福祉法人三重県社会福祉協議会長に提出する。

(3) 貸付金の種類

ア 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

イ 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）

ウ 教育支援資金（教育支度費、就学支度費）

エ 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
（注）生活福祉資金の災害援護資金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用されない
小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程
度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取り扱
う。

3 母子及び寡婦福祉資金の貸付

(1) 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び母子及び寡婦
福祉法（昭和39年法律第129号）の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所
得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(2) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市役所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付し
て、市役所を経由して県に申請する。

(3) 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能習得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金
- ス 特例児童扶養資金

4 恩給担保貸付金

(1) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（株式会社日本政策金融公庫に備え付けられてい
る。）に証書及び貸付証明書を添付して、株式会社日本政策金融公庫伊勢支店に提出する。

(2) 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は250万円とする。

償還期限 3年以内

利 率 年1.3%

第3 被災者に対する職業あっせん等

1 通勤地域における適職求人の開拓

(1) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

- (2) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。
- 2 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設
 - (1) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
 - (2) 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

- 1 国税の徴収猶予及び減免等
 - (1) 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定により、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。
 - (2) 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律の規定により、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減又は免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。
- 2 県税の減免及び期限延長
 - (1) 県税の減免

災害が発生した場合で必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。
 - (2) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。
- 3 市税の減免等の措置

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、市の条例の定めるところに従って必要な措置をする。

第5 金融対策

- 1 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。
 - (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じること。
 - (2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置
 - ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等で預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(4) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(1) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

3 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

(5) その他、顧客への対応について十分配慮すること

第6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策

災害が発生した場合は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店は、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあっては救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付

金を配分する。

第7 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん

1 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び市は、住宅金融支援機構法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者、家屋の被害状況調査を早期に実施して、被害復興資金の借入の促進を図る。

第8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努める。

第２節 激甚災害の指定

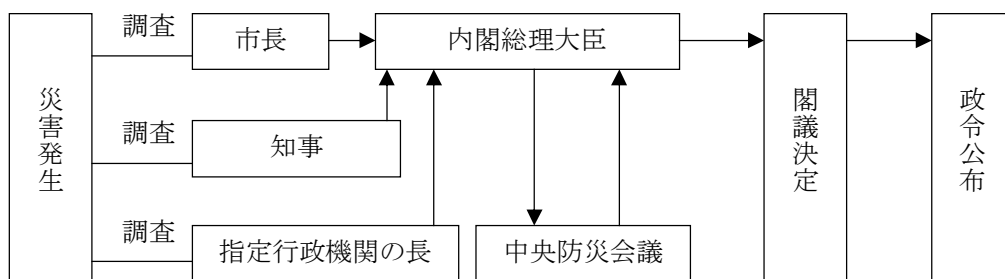
第１ 基本方針

大地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚法による激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

第２ 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



１ 激甚災害に係る財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- ウ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業等に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の措置
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - オ 母子及び寡婦福祉法に関する国の貸付けの特例
 - カ 水防資材費の補助の特例
 - キ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 3 関係各班は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 被災者生活再建支援制度

第1 基本方針

被災者生活再建支援法により自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

第2 適用基準及び支給条件

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）であって、アに規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- オ 5世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域にあつて、ア～ウに規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害

(2) 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区分	住宅再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5

大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

第3 被災者生活再建支援制度の周知

市は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図る。

第4 住宅被害の認定及びり災証明の発行

市は、被害調査により住宅被害の認定を行うとともに、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにより災証明を発行する。